



東京大学
THE UNIVERSITY OF TOKYO

学内広報

for communication across the UT



入学時期の在り方に関する懇談会

「報告書」特集版

2012.4

—入学時期の在り方に関する懇談会報告の提出に当たって—



このたび、昨年4月に発足した入学時期の在り方に関する懇談会において、10回にわたる会議等での議論を踏まえ、報告書を取りまとめました。本年3月29日に私から総長に報告を提出し、これをもって本懇談会は役割を終えることとなりました。

審議の過程では、「中間まとめ」を本年1月に公表し、学内意見募集を行いました。教職員・学生の皆さんから、400件近い貴重な意見をいただいたことを心より感謝いたします。また、学外からも、傾聴すべき様々な御指摘を賜りましたことを、この場を借りて御礼申し上げます。それらは、報告に可能な限り反映させるよう努めましたが、後継検討組織で行われる議論においても参考にさせていただくこととなる見通しです。

今回の報告は、「中間まとめ」と同様、本学学生を「よりグローバルに、よりタフに」育成していく方策の一つとして、国際標準となっている秋季入学に移行し、入学前のギャップターム等を活用して質の高い多様な体験を学生に積ませることを提言しています。この報告書が学内外の幅広い方々の目に触れ、本学における総合的な教育改革の加速に向けた参考資料として、十分に活用されることを願っています。

平成24年3月29日

入学時期の在り方に関する懇談会座長
理事・副学長 清水孝雄



【写真】懇談会での審議風景（上）と、「報告書」を濱田総長に手交した時の様子（下）

－入学時期の在り方に関する懇談会からの報告書を受けて－



このたび、「入学時期の在り方に関する懇談会」の報告を受け取った。急速なグローバル化の時代における東京大学及び日本社会の明日にとって重要な意義を持つ大きな課題について、多方面にわたって詳細な検討がなされており、座長の清水理事はじめ懇談会のメンバー各位の尽力に感謝したい。

この報告を受けて、「よりグローバルに、よりタフに」学生を育てていくための教育改革への取組みは、1合目から2合目にさしかかることになる。

この間、入学時期をめぐって、学内外で活発な議論が交わされてきた。どのような立場であるに関わらず、国際化への対応を始めとする教育改革が喫緊の課題であることは、広く共有されている。学内においても、本懇談会の中間まとめに対して、教員からのみならず、職員や学生からも多くの意見が表明されたことは近來にない事象であり、また批判も含めて建設的な意見も数多く、東京大学の自由な活力を示すものとしてまことに心強いものがある。重要なことは、学内学外の議論を問わず、改革の必要を認める事柄であれば、それを議論にとどめず、また障害の存在を安易に弁解理由とすることなく、すみやかに行動に移していくことであると考えている。

秋季入学が自己目的ではないことは当然であり、また「打ち出の小槌」でないことは繰り返し述べてきたことである。入学時期のテーマが広く関心を呼んでいる理由は、秋季入学が学事日程の変更による大学国際化への対応ということにとどまらず、総合的な教育改革のシンボルという意味を持っていること、大学の改革と同時に社会の仕組みや意識の改革へのメッセージを含んでいること、抜本的な改革への視点を備えていることであろう。また、さきに卒業式の告辞(※)でも述べた通り、日本の社会的・経済的な力が翳りをみせると同時に若者の国際的な競争能力を問われる場が急速に広がる中で、秋季入学に対するスタンスのいかにかわらず、教育改革は「これが最後のチャンス」であるという意識が共有されているためでもあると理解している。

このように、秋季入学という課題設定は、教育のさまざまな分野の在り方を根本的な視点から見直し、改革を加速する緊張感を与えるものである。入学時期の変更をめぐる課題の検討と克服についての議論をさらに深めると同時に必要な取組みを行い、引き続き、入学時期の変更という視点を強い牽引力としながら、気持ちを緩めることなく総合的な教育改革を展開していく必要がある。大学がグローバル化の動きに真摯に対応しようとする限り、総合的な教育改革を着実に実行していく中で、秋季入学という事柄の位置はおのずから見えてくるはずである。

こうした認識に立って、私は、上記の趣旨を踏まえつつ「入学時期の在り方に関する懇談会」の活動を引き継ぐ新たな検討組織を、来年度早々に設置することとしたい。この後継組織において、関係の教育改革の動きと連動させながら検討をさらに深めてもらうとともに、学生の体験活動を推進する試みの成果を議論に反映させるなど実証的な取組みもすすめ、あわせて、個々の教育改革を可能になったものから順次すみやかに実施していくこととする。その着実な推進のため、学内外の幅広い理解と協力をお願いしたい。

平成24年3月29日

東京大学総長 濱田純一

将来の入学時期の在り方について
—よりグローバルに、よりタフに—
(報 告)

平成24年3月29日

東京大学

入学時期の在り方に関する懇談会

目次

はじめに	7
1. 入学時期をめぐる問題点	
(1) 現行システムの概要	8
(2) 主な問題点	8
① 学事暦の国際動向との不整合 ② 学期と休業期間との不調和 ③ 受験準備の学びと大学での学びとの乖離	
(3) 日本の大学を取り巻く環境	10
① 社会・経済のグローバル化—「グローバル人材」育成の要請	
② 国際的な大学間競争の活発化—学生・教員の流動性の向上	
③ 機能強化に向けた大学改革、社会との幅広い連携の必要性	
2. 秋季入学をめぐる得失	
(1) 一般的な得失	12
① メリット ② デメリット	
(2) 実施形態等をめぐる論点	13
① 学部と大学院の扱いの相違 ② 複線化と全面移行との選択	
③ 入試時期の在り方（ギャップターム導入の可能性） ④ 公的資格試験制度との関係	
3. 今後の教育システムの在り方	
(1) 秋季入学と教育改革—よりグローバルに、よりタフに	16
(2) 教育システムのパラダイム転換—多様な体験、個性の尊重	16
(3) 秋季入学への移行の構想（試案）	18
① 新たな達成目標—全員に国際的な学習体験を	
② 新たな教育システム—学習体験を豊かにする柔軟な教育システムへ	
③ ギャップタームと大学の役割・関与の在り方—体験活動推進の枠組みづくり	
④ 優秀な学生への対応	
⑤ 修業年限の在り方	
4. 関連する検討課題	
(1) 学内における検討	26
① 教育の国際化 ② 入試・進学振分け ③ 経済的負担と支援	
(2) 学外との関係	29
① 他大学との関係 ② 社会との関係 ③ 政府との関係	
おわりに	32
付属資料集	
1. 入学時期の在り方に関する懇談会報告のポイント	33
2. 1月20日記者会見 総長発言概要	34
3. 秋入学に関する東京大学の検討状況及び政府支援について（3月2日）	36
4. 参考資料	38
5. 「入学時期の在り方に関する懇談会」審議経過	59
6. 入学時期の在り方に関する懇談会について（要項・関係者名簿）	60

はじめに

平成22年3月、濱田純一総長は、自らの任期末である平成27年（2015年）に向けた将来構想として、「行動シナリオ」を策定した。この中では、重点テーマとして「タフな東大生の育成」、「グローバル・キャンパスの実現」が位置づけられ、様々な改革の取組が始動した。

平成23年4月、「行動シナリオ」の策定から1年を経たフォローアップ作業の結果（「平成22年度の総括と平成23年度以降の展望」）、教育改革を加速する観点から、「将来的な入学時期の在り方について検討」を行う方針が学内外へ示された。

これを受け、国際化に対応する教育システムを構想する一環として、将来的な入学時期の在り方について検討し、提言をとりまとめるため、清水孝雄理事・副学長を座長とする「入学時期の在り方に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）が設置された（平成23年4月21日の役員懇談会にて了承、4月26日科所長会議に報告）。懇談会は、次の四つの事項を検討することが任務とされた。

- ① 現行の入学時期を前提とした教育システムの問題
- ② 入学時期を変更することに伴う得失・影響
- ③ 将来的な教育システムの基本的な在り方
- ④ その他入学時期の在り方に関する事項

以後、懇談会は、学内のアンケート結果、総長補佐会合宿、全学教職員懇話会などでの議論や学外の反応などを参考にしつつ、できるだけ幅広い観点から検討を行ってきた。こうした検討の結果、懇談会は、あらゆる分野で急速に進むグローバル化の中、社会の負託に応える高度な人材を育成するため、また、激しさを増す大学間競争にあって、「世界を担う知の拠点」としての機能を発揮していくため、入学時期の在り方の見直しを含む、思い切った教育改革を進めていくことが必要であるとの共通理解に達した。そして、本報告書の副題にあるとおり、本学学生を「よりグローバルに、よりタフに」育成していく方策の一つとして、国際標準となっている秋季入学へ全面移行し、学生・教員の流動性を高めること、かつ、入学前のギャップターム等を活用して質の高い多様な体験を学生に積ませること等について、本学として積極的に検討すべきであるという考え方に至った。

このような考え方に基づき、懇談会は、平成23年1月28日に「中間まとめ」（『将来の入学時期の在り方

について一よりグローバルに、よりタフに』）を総長に提出した。「中間まとめ」は本年1月20日に公表され、その際、総長は、本件の検討状況について「いまやっとスタート台に立ったところ」と評しつつ、秋季入学への移行時期に関し、「実施するとすれば5年後」という目途を示した。

「中間まとめ」については、その公表後、約1か月の学内意見募集（2月15日締め切り）が行われ、400件近い意見が構成員から寄せられた。また、経営協議会、科所長会議をはじめとする各種の全学の会議や各部局の教授会においては、昨年末以降、順次意見交換が行われた。さらに、学外では、「中間まとめ」の内容が大きく報道され、本学の課題提起に対し、他大学や政府、産業界などから様々な反応が示されてきている。

これらの学内外の意見等を受け止め、教育改革の全体構想を視野に入れながら入学時期の在り方に関する検討をさらに深めていくための全学的な場は、平成24年度に別途設けられる予定である。懇談会としては、新たな検討組織への引き継ぎが円滑に行われるよう、「中間まとめ」に対する意見等や情勢変化を踏まえ、できるだけその趣旨を最終報告に反映させるよう心掛けるとともに、重要課題に関する論点を可能な範囲で整理するように努めた。学内意見募集で寄せられた多様に分布する意見は大変貴重なものであり、懇談会として、その結果の概要を別途総括して公表し、後継検討組織の参考に供することとしたい。意見を寄せられた方々には深く感謝申し上げる次第である。

こうした経緯により、発足から計10回の会議を重ね、このたび、懇談会としての最終報告を総長に対して行うものである。本報告書における提言の多くは「中間まとめ」と趣旨を異にするものではなく、ここに示す新たな教育システムの実現に向けては多くの課題が依然として残されている。また、「中間まとめ」に対する各方面の反応からは、入学時期の変更が社会的影響の極めて大きい問題であり、学外の幅広い理解と協力が欠かせない問題であることが確認された。

総長においては、今後、本報告書を学内外における議論のたたき台として有効に活用し、検討を深めていただきたいと願っている。

1. 入学時期をめぐる問題点

(1) 現行システムの概要

大学の入学時期については、法令及び学内規則に定められている。遡ると学制発布（明治5年）から大正9年までの間、日本の大学は9月入学であったが、大正10年以降は4月入学へ改められた【資料1】。以降、戦後の教育改革においては、国際化への対応を背景に、秋季入学の導入が折々の議論の俎上に載ってきた【資料2】。最近では、内閣総理大臣の諮問機関である教育再生会議の報告書（平成19年）にて、「国は、海外からの帰国生徒や海外からの留学生の要請に応えるとともに、日本版ギャップイヤーなどの導入による若者の多様な体験の機会を充実させる観点から、大学・大学院における9月入学を大幅に促進する」と提言され、これを受けて制度改正が行われた。すなわち、平成20年4月に施行された現行制度では「学年の始期及び終期は、学長が定める」（学校教育法施行規則第163条）となっている。

日本の大学の入学時期の実態について、文部科学省の調査（平成21年度）によれば、学部段階で245大学・729学部、大学院段階で286大学・983研究科が4月以外の時期の入学を認める制度を有し、それぞれ実際に2226人、5547人が入学している【資料3】。なお、入学時期を専ら4月以外としている大学はごく僅かである¹。総じて、秋季入学は徐々に増えているが、全体の中での比重は小さいと見られる。

一方、本学では、最近に至るまで、大学院段階では、学期の初めである4月及び10月の入学を学則上認めていたが、学部段階では学年の初めである4月のみに入学時期を限定してきた。上述の教育再生会議報告書を踏まえた平成19年当時の学内検討の結果も、学部段階での10月入学を行わないとする内容であった²。しかし、その後、政府の国際化拠点整備事業（いわゆる「グローバル30（G30）」）に本学が採択されたことを受け、外国人学生の受入を促進する特別コース（Programs in English at Komaba:PEAK）を平成24年10月から開設することとなり、「総長が適当と認めるときは、学期の

初めにも入学させることができる」ことを盛り込む学則改正を行った【資料4】。これにより、学部段階でも4月入学に加え、10月入学を行う途を開くこととなった。

本学の実態としては、10月入学を実施している研究科数・当該入学者数は増加傾向にあり、平成23年度は11研究科で438人（入学者全体の8.6%）に達している【資料5】。このうち留学生が全体の約7割を占め、工学系研究科、新領域創成科学研究科、公共政策教育部の学生が多数となっている。なお、新たに開設するG30に係る学部の特別コースの募集は若干名となっている。

(2) 主な問題点

① 学事暦の国際動向との不整合

以上のとおり、日本の大学の全般的な状況と同様、本学では4月入学を基本とした教育システム、学事暦をとっている【資料6】。これは、国際的な状況を鑑みると、特異な状態と言えよう。政府の調査によれば、秋季入学の国が全体の約7割（9月：54%、10月：13%）、欧米諸国に限れば約8割を占めており、また、アジアでは中国（台湾を含む）、インドネシアなどが9月入学となっている。一方、4月入学は日本を含めた7カ国に止まっている【資料7】。本学との交流実績のある有力大学の学事暦の例を見ても、政府調査と概ね一致する結果となっており、本学の学事暦との不整合は明らかである【資料8】。本学の提携大学の内訳を見ても、多くの大学は秋季入学の国に属していると見られる³。なお、入学時期と会計年度の始期との関係を見ると、両者が一致するのは少数であり、欧米諸国において一致している例は無い。

秋季入学を事実上の標準とする、こうした国際動向との不整合は、学生さらには教員の国際交流を制約する要素の一つとなっている。特に学生の留学の受入れ・送り出しの双方にとって、入学時期あるいは学期のズレは当事者に余分な時間・コストを強いることになる。

留学生の受入れについては、大学院段階で既に相当数が10月に入学しており、在籍者全体の18.6%（2690人）を占めるに至っているのに対し、4月入学のみの学部段階では1.9%（276人）に止まっている（平成23年5月1日現在）。「行動シナリオ」では、「2020年までに留学生比率を12%以上」とする目標を掲げており、学部・大学院全体を通じた比率で見ると

¹ 国際教養大学、国際大学の大学院は9月入学。学部段階で秋季入学を全面实施する大学は無いと思われる。

² 入試担当理事を座長とする「秋季（10月）入学検討WG」は、一般選抜等で10月入学を実施しない理由として、「一般選抜を定員留保して行うと、4月に入学した他の大学の学生や、本学の学生が受験する等大学教育に著しい混乱を招く恐れがある」、「教養学部前期課程の講義は Semester 制になっていないため、10月入学者のための特別クラスを編成する必要があり、これも現実的でない」等を挙げている。

³ 国際学術交流協定に基づく提携大学は延べ390校（平成23年度）であり、上位は、アメリカ（12%）、中国（12%）、フランス（10%）、ドイツ（7%）、イギリス（6%）などが占めている。

ば、その達成は目前となっているが、学部段階の立ち遅れは顕著であり、「グローバル・キャンパスの実現」に向けた大きな問題となっている。また、大学院段階についても、研究科・専攻間の格差は極めて大きく（留学生比率が5%以下の専攻数は全体の約2割（平成22年）、大幅な改善の余地がある【資料9】。教員・学生に対する意識調査では、学部・大学院ともに、留学生受入れの拡大や留学生との交流機会の充実を望む声が多数に上っている【資料10】。本学の留学生の一部を対象に行った意見聴取の結果も、学事暦のズレを無くすることが留学生の受入れの拡大に資することを示唆している【資料11】。

日本人学生の海外留学については、更に懸念すべき状況にある。在籍者に占める海外留学者の割合（平成23年5月1日現在）は、学部段階で0.4%（53人）、大学院段階で2.1%（286人）に止まっている⁴。特に学部段階では、外国人学生の少なさと相まって、日本人学生の国際体験が乏しいものとなっている。「行動シナリオ」は、「2015年までに全ての学生に海外留学・派遣を含む国際的な学習・研究体験を提供すること」を目標としているが、その達成の目処は立っていない。学部卒業時のアンケート調査によれば、在学中に留学を経験したとする者は短期留学（1年未満）で6.4%、長期留学（1年以上）で1.6%となっており、学部卒業後に海外留学を予定している者も1%に満たないと推定される⁵【資料12】。

日本人学生全般について海外留学が低調となっている状況を捉え、学生自身の意識・価値観が「内向き」になっているとの指摘があるが、必ずしもそうとは言えない。本学学生を対象とするアンケート調査によれば、学部学生の相当数は、「積極的に留学をしたい」（35.5%）、「留学プログラムの機会の充実を望む」（58.6%）と回答している。大学院学生は更に積極的であり、多くの者が「交換留学制度があれば留学したい」（70.2%）と回答し、大学への要望として「日本から外国へ留学する機会をもっと拡大する」（90.9%）を挙げている【資料13】。

⁴ 本学学則（学部通則、大学院学則）に基づき留学の届出を大学に対して行い、海外に渡航した学生数（5月1日時点）。学部通則や大学院学則に基づく留学とは、主に単位取得を前提とする外国大学での1年以内の修学のことであり、サマープログラムへの参加など単位取得を目的としない海外体験は本調査に必ずしも算入されていない。また、休学の届出をして個人的に留学する学生も算入されていない。

⁵ 平成23年3月に実施した本学の学部4年生に対するアンケート調査による。私的な留学や海外インターンシッププログラムへの参加など必ずしも注4の留学に含まれない活動も含んだ経験者の回答者に占める割合。

こうした学生の意識と現実の行動とを乖離させ、海外留学を阻害する要因は様々であるが、入学時期や学期のズレが一つの要因となっていると考えられる。国立大学協会の調査では、海外留学の障害について、最多の回答は「帰国後、留年する可能性が大きい」であり、また、上記の本学学部学生へのアンケートによれば、留学の阻害要因として、約4割の者が「大学の年間スケジュールや大学院・就職試験が留学の妨げとなった」を挙げており、ついで経済的問題、語学力不足を理由に挙げている【資料14】。例えば、学部後期課程で定着している海外短期交換留学プログラムのAIKOM（Abroad in Komaba）では、毎年20人程度を提携大学に派遣しているが、学事暦のズレも一つの要因となっており、7～8割程度が留年をする結果となっている。海外有力大学が力を入れているサマープログラムについても、その実施時期の中心となる6月・7月は、本学の授業期間と重なっており、参加へのハードルは高い。

後述する日本の大学を取り巻く環境、本学の位置を踏まえるならば、こうした教育の国際化をめぐる課題を克服していく必要性は益々大きなものとなっていく。それに伴い、国際標準とも言える秋季入学を前提とした教育システムとの相違は、本学の改革の制約要因として一層強く作用することになるであろう。

② 学期と休業期間との不調和

現在、本学は、4月・10月をそれぞれ夏学期・冬学期の始期とする二学期制をとっている⁶。4月入学を基本としつつ、法令上要請される授業時間を確保しようとするならば、二学期制は一般的な対応であり、その場合、学期の途中で長期休業期間が位置づけられることになる（例えば、4～9月の夏学期では7～8月が夏季休業期間となる）。

授業から試験に至る一連のプロセスについては、まとまった期間に実施されることが一般的に望ましいと考えられる。夏休み前の授業で学んだ内容を夏休み中にじっくりと消化し、夏休み後に行われる試験に備えるという

⁶ 現行制度（大学設置基準第23条）では、各15週の学期からなる二学期制の他、各10週の学期からなる三学期制（アメリカのクォーター制に相当）が想定されている。後者については、国際交流を促進する面でのメリットがあるが、日本での導入校は少数に止まっている（本学の海外提携校についても少数）。国立大学では、筑波大学が開学以来、三学期制を採用してきたが、様々な課題があることから、平成25年度から二学期制へ移行する方針を示している。また、早稲田大学では、クォーター制について、授業科目の集中的学習、学生交流の促進等の観点から、2013年4月以降、各学部・研究科で導入できるように環境整備していくことを明らかにした。

ことは、学生にとって一定のメリットがあるという指摘もあるが、一方で、試験を過度に意識して夏休みを過ごすことで、学生生活がメリハリの欠いたものとなりかねない⁷。こうした学事暦は、教育を実施する上での効率性、長期休業期間の本旨に照らして、好ましいものとは言えない。むしろ、長期休業期間が学年の切れ目となり、勉学の節目においてサマースクールやボランティア、インターンシップなどの様々な活動に挑戦・没頭し、能動的に幅広い体験を積もうとすることができる学事暦であることが望ましい。教員についても、学年の途中にある現行の長期休業期間は、講義や大学院入試等との関係から、周到な授業準備、思い切った研究活動や本格的な国際学術交流に充てにくい実情にある。これに対し、秋季入学を導入する海外の大学にあっては、同様の問題は見られない。

③ 受験準備の学びと大学での学びとの乖離

学校体系にあって、下級学校の卒業時期と上級学校の入学時期とが隙間なく接続していること（シームレスな学校間接続）は、社会的・経済的な効率性の観点から、一般的には好ましいことと考えられている。日本の学校制度についても、草創期に欧米を範として実施されていた高等教育機関の9月入学が、やがて小中学校と同じ4月入学へ移行した背景の一つには、大学卒業までの期間を短縮するという趣旨があった。

一方、今日の日本における大学と高等学校以下の教育との関係を見ると、大学入試への受験準備に高校生が多くの力を注ぎ、受験競争が低年齢化する傾向も生じている。大学入試全般については、推薦入試・AO入試などの多様化も進んでいるが、本学を含む研究大学では、学力を測定する客観的な手段として、ペーパーテストに比重を置く仕組みをとっている。教科書に書かれた内容を吸収し、ペーパーテストでその理解の深さを競うこと自体は、学力を高める上で重要な意義を持っており、否定されるべきではない。

しかし、このような受験競争は、与えられた問題で高得点をとることを目指す余り、ともすれば学び方を外発的動機に基づく受動的なものとしてしまう。そうした学び方は、大学で求められる「自ら課題を発見する」という主体的・能動的な学びとは異なるものである。大学入学前の受験準備教育の浸透、その一方で生じている大学

に対する人材育成の要請の高まり（例えば「グローバル人材」への需要）は、こうした乖離を益々際立たせている。大学に入ってくる若者に、受験競争の中で染み付いた点数至上に偏った意識・価値観があるとすれば、それをリセットし、学びに取り組む姿勢を転換させるため、いかにインパクトのある体験を付与するかは、大きな教育上の挑戦と考えられる。

この問題を是正・緩和していくためには、大学入試や入学後の初年次教育などの在り方と併せて、大学の入学時期の在り方も再検討されるべき課題となろう。イギリス等で普及するギャップイヤー（後述）の実践を参照すると、シームレスな学校間接続が、どの大学にとっても常に最適であるのかという基本的な問題をも再検討する必要があるであろう。

なお、大学と高等学校との接続をめぐるのは、入試日程の過密化がもたらす負の影響（高等学校教育への圧力を含む）が指摘されており、その観点から、大学の学事暦の見直しを期待する声もある【資料15】。

（3）日本の大学を取り巻く環境

① 社会・経済のグローバル化－「グローバル人材」育成の要請

ここ最近の日本の在り方については、「失われた20年」とも形容されるが、その間に環境は激変しつつある。企業活動については、海外への進出あるいは海外からの参入などが活発化している。これに伴い、「モノ」・「カネ」・「情報」に止まらず、優秀な人材を国籍問わず獲得するため、労働市場そのものがボーダーレス化、流動化しつつある。それに呼応して、日本国内での年功序列型・終身雇用の仕組みも変化しつつある。政界・官界でも、取り組むべき課題が全地球的なものとなる中、その解決に取り組む指導的人材に求められる資質・能力は大きく変容している。日本社会の各界を通じ、同質性の強い国内の集団に閉じた意識・価値観・行動様式のままでは、もはやこうした変化や新たな課題に通用しなくなっている。これからの日本の基本的な有り様として、「異質なものを相互に尊重する多様性・開放性が求められている。

そのような中、社会・経済が求める人材像も、一層高度なものに変化してきている。最近では、社会・経済のグローバル化に対応して育成すべき人材は「グローバル

⁷ 7月末に試験期間を設けている学部もある。

人材」と称されている⁸。そして、「グローバル人材」の育成のため、学生の「内向き志向」を是正していく必要性が指摘されるようになり⁹、海外留学促進や語学力の強化をはじめ、大学教育に対する期待・要請は急速に高まってきている【資料16】。本学の育成しようとする「市民的エリート」（東京大学憲章）は、高度な「グローバル人材」という側面も持つが、そうした憲章の理念の真価が問われる局面になっている。例えば、「市民的エリート」や「グローバル人材」に求められる能力の基盤となる語学力、コミュニケーション能力について、本学におけるアセスメント体制が必ずしも十分ではなく¹⁰、学生の自己評価も低い。例えば、学部卒業時のアンケート調査によれば、在学中に身に付けた能力として、「外国語でコミュニケーションする能力」を挙げる者は33%に止まり、また、学部2年生を対象とする調査では、「他者と討議する力」¹¹が18%と他の項目に比べて顕著に低い数字となっている【資料17】。

② 国際的な大学間競争の活発化—学生・教員の流動性の向上

グローバル化に伴う国際的な競争は、産業界に止まらず、大学についても、優秀な学生・研究者の獲得をめぐる競争という形で活発になってきている。また、高度な「グローバル人材」の育成は、国内外の有力大学にとっては共通の課題となっており、海外留学を含め、学生に幅広い国際体験を持たせようとする動きが強まっている。海外留学の機会があることは、その大学が自国学生のみならず留学生を惹き付ける一つの要素ともなっている。学生の流動性の高さは、大学の教育の質や国際競争力を示すものとして重要な意味を持つと考えられる。こうした点で、本学を含め、日本の大学に対する評価は十分とは言えない。

⁸ 政府のグローバル人材育成推進会議の「中間まとめ」（平成23年6月）では、「グローバル人材」の能力要素として、①語学力・コミュニケーション能力、②主体性・客観性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感、③異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティなどを挙げている。

⁹ 「内向き志向」をめぐっては、日本人の海外留学数、アメリカの大学に在籍する日本人学生数の減少（それに対する中国、インド、韓国などの増加）といったデータが証左としてしばしば挙げられる【資料16】。

¹⁰ 日本の有力大学では、既に多くがTOEFL又はTOEICの悉皆受検などにより、英語力の客観的・組織的な把握を行っているが、本学ではそうした仕組みは採られていない。

¹¹ 教養学部（前期課程）は、従来、「討議力」向上を教育の課題として掲げ取組みを進めてきている。

留学生の受入れについては、特に学部段階で少ないことを既に述べたが（1.（2）①）、在籍者に占める割合を海外有力大学（学部）と比べると、ハーバード大学（10%）、スタンフォード大学（7%）、イエール大学（10%）、ミュンヘン大学¹²（14%）、北京大学（5%）、香港大学（8%）、ソウル大学（6%）、シンガポール大学（21%）に対し、本学は1.9%に止まっている【資料18】。結果として、学部卒業時のアンケート調査によれば、学部卒業までに「留学生とつきあいがある」者は半分程度に止まるなど、日本人学生の体験という面でも、「グローバル・キャンパスの実現」には至っていない【資料19】。

また、海外留学については、個別機関間の国際比較は十分できないが、欧米諸国における動向に留意する必要がある。例えば、EUでは「2020年には、少なくとも20%の欧州高等教育圏の卒業生が海外留学・研修の期間を持つ」ことを謳っており¹³、受入れに比べて送り出しに消極的と見られていたアメリカでも、海外留学を重視しようという動きが現れている。「グローバル人材」育成に向け、日本でも、海外留学の規模に関する政策目標として、「1年以上の留学経験を有する者を・・・11万人規模（同一の年齢の者のうち約10%に相当）とすることを目指す」ことを新たに示した¹⁴。こうした規模感に照らし、学部段階の海外留学者が少数に止まる本学の状況は、国際的に見ても大きく遅れをとっており、国内の他大学と比べても不十分となっている【資料18】。

その他、外国人教員の活用や英語による授業の実施などの状況は、流動性そのものを表し、また、流動性を高めるための基盤ともなる。しかし、「行動シナリオ」では、「2020年までに外国人教員比率を10%以上に増加させること」を目標としているが、現状は6.8%（特任研究員を除けば3.7%）に止まっており、海外有力大学と比べても低い水準にある【資料20】。英語による授業も、大学院が中心であって、学部での開設は少ない【資料21】。

大学間競争の活発化は、商業的な国際大学ランキングの普及というかたちでも現れている。例えば、その一つであるタイムズ・ハイヤーエデュケーション（THE）の

¹² ドイツでは制度として大学院が存在しない（「教育指標の国際比較」文部科学省、平成23年）ため、ここではミュンヘン大学の総学生数に占める留学生の割合を記載している。

¹³ 欧州高等教育担当大臣協議会の声明（2009年）。

¹⁴ グローバル人材育成推進会議の「中間まとめ」（平成23年6月）。

最新情報では、本学の総合順位はアジア域内では1位であるものの、全世界では30位となっている(ちなみに、上位200位中、日本の大学は本学を含め5校)【資料2 2①】。こうしたランキングは、大学評価として十分信頼に足るものでなく、また、実施年度や実施機関、実施の手法により順位も区々になっており、大学の真の実力を示すものとは言えない【資料2 2②】¹⁵。しかし、総合順位を構成する個別の指標に着目すると、参考すべき点もあると考えられる。特に、留学生比率や外国人教員比率といった国際化指標の面で本学は著しく立ち遅れており、しかも、年を経て上位大学との格差が広がっている可能性が示唆されており、これらを見過ごすことはできない【資料2 3】。

この他、指標やデータには現れないが、教員の国際学術交流の規模・態様は、大学の研究力をめぐる国際競争に大きな影響を及ぼす。前述のような長期休業期間の活用をめぐる制約は、苛烈な競争を勝ち抜いていく上で、決して軽視できない問題であることを付言しておきたい。

③ 機能強化に向けた大学改革、社会との幅広い連携の必要性

以上のとおり、現在の日本の大学は、人材育成に関する社会的な要請に十分応えきれておらず、また、国際的な大学間競争に伍していく上での課題も大きい。本学としても、現状を直視するならば、「世界を担う知の拠点」としての実力と存在感を維持できるかという強い危機感を禁じえない。

こうした状況を踏まえ、日本の大学は、国公立を問わず、自らの個性・特色を最大限に生かして機能強化を図るべく、主体的・積極的に改革を進めていく必要がある¹⁶。本学における入学時期の在り方の検討も、そうした文脈の中での挑戦と言える。教育の国際化、グローバルな競争を志向する総合研究大学として最大限の成果を挙げていくため、現行の教育システムの点検を行い、必要な改革を果敢に進めていかなければならない。

しかし、大学改革は、個々の大学の努力のみによっては実現しえない。大学教育の国際化を進め、学生・教員

の流動性を高めるためには、極めて大きなコストがかかり、大学に対する戦略的な公的投資が不可欠となる。しかし、日本では、高等教育への公財政支出の対GDP比がOECD諸国で最低水準であるなど、「グローバル人材」育成に向けたインフラが整っていない。投資の内訳を見ても、留学生受入れに比して、海外留学の推進は極めて小さな取り扱いしかなされていなかった¹⁷。

また、産業界については、改善の努力は認められるものの、新卒の春季一括採用、採用活動の早期化・長期化、求める人材像や評価基準の曖昧さなどが、大学教育の充実、海外留学の促進による人材育成を図る上での課題や隘路となっている。具体的には、就職活動のために学生が勉学に専念できない、卒業論文など在学习期間全体を通じた学習成果が適切に評価されない、卒業後に自らの専門を手にして就職しようとしてもその機会が限られてしまう等の問題点が顕在化している。現在生まれつつある大学界と産業界との対話を一層進め、人材育成や採用方法の在り方を見直していくことが必要となっている。

いわゆる護送船団方式ではなく、社会からの負託に応えるべく自己改革に汗を流す大学に対して重点的な公的投資が行われ、各界の幅広い協力・支援が得られるような環境をつくっていくことが望まれる。懇談会としては、本学における入学時期の検討が、そのような環境づくりの第一歩になることを期待したい。

2. 秋季入学をめぐる得失

(1) 一般的な得失

先に述べたとおり、秋季入学は、入学時期の国際標準となっている。懇談会としては、4月入学を基本とする現行システムをめぐる問題点を克服する可能性を探るため、秋季入学の得失として一般的に考えられる要素を整理した(図表Aを参照)。その考え方のポイントをまとめると、次のようになる。

① メリット

最大の利点として考えられるのは、学事暦が国際標準と整合することに伴い、学生・教員の国際流動性が高ま

¹⁵ 国際大学ランキングをめぐるっては、様々な指標を総合して序列化するという方法の不合理性、調査・分析プロセスの不透明性、根拠データの正確性・標準性の不十分さ、専ら英語論文が評価対象となるバイアスの存在等の問題がある。

¹⁶ 例えば、国立大学協会は、「国立大学の機能強化—国民への約束」中間まとめ(平成23年6月)の中で、機能強化の必要性と方策について提示している。

¹⁷ 例えば平成23年度予算では、外国人留学生奨学金制度の充実や留学生宿舎の確保など、留学生の受入れ環境の充実等に係る予算が32.4億円であるのに対し、長期・短期派遣等日本人学生の海外交流の推進に係る予算は1.9億円となっている。

る土台を作れるという点である。学期のズレが緩和・解消されれば、留学の制約となる金銭面・時間面のコストは軽減される。特に、国立大学として、将来の日本社会での指導的な役割を担う、国際性を備えた人材を送り出す責務を有する本学にとって、日本人学生が海外留学に挑戦しやすい環境をつくることの意義は大きく、そのことが利点の筆頭となる。今日のグローバル化が社会で普遍的なものとなりつつある状況を考えれば、こうした環境づくりは、国公私を問わず大学の大きな利点となるであろう。

一方、留学生受入れについても、従来の本学大学院での秋季入学の実績が示すとおり、その拡大に向けた効果が期待される。ただし、学部段階では、志願者が主として高校生であるということ、日本語学習などの準備を要すること、卒業後の進路をめぐる不確実性が大きいことなどから、学位取得を目的とする留学（長期留学）を増やす効果については、大学院の場合と同じように考えることはできない¹⁸。これに対し、サマープログラムなどを含め、短期留学の場合は、より確実に拡充の成果を挙げることが期待されるであろう。

なお、学期のズレが緩和・解消されれば、実際に留学生が行き来をするだけでなく、ITの活用により、遠隔共同授業などのバーチャルな交流が広く展開できる可能性が増えるという点も留意されるべきであろう。

さらに、学期あるいは学年の途中に長期休業期間が入らないことによる教育の効率性の向上、長期休暇を一層有効に利用できることによる教員の教育研究活動の活性化、教員交流の促進などの利点も大きいと考えられる。この他、大学教育の充実の隘路として日本固有の問題である、企業の採用活動との関わりについても、これを社会全体で考え直す契機となることを期待したい。高等学校卒業から大学入学までの空白の期間が生まれるということについては、ギャップイヤーとして有効に活用する観点から、積極的に捉えることが可能であり、この点は後述したい。

② デメリット

高等学校が3月末卒業であることから、大学卒業までに要する期間は少なくとも半年延びることになる。また、

¹⁸ 学内の留学生約200人を対象とするアンケート（平成23年10月実施）によれば、学部段階の入学時期を秋に変更した場合、長期留学の受入れが増えるという回答が半数を超えている【資料11】。ただし、この点は引き続き慎重な吟味が必要であり、よりの確できめ細かな調査が望まれる。

春季一括採用がなお主流である日本の雇用慣行からすると、卒業から就職までにも空白が生じ、その場合、高卒から就職までの期間はトータルで1年間延びることになる。後述するとおり、公的資格試験との関係も重要である。これに伴うコストは、空白期間における直接的な家計負担、就職の遅れによる機会費用、官公庁や企業における人材確保の一時的な困難など様々なものが想定され、学生個人あるいは社会全体に影響を与える。こうしたコストの大小は、秋季入学を実施する大学の数・規模によって異なるが、いずれにせよ、本学学生にとって直接的な影響を及ぼすことになる。コストの影響を受けやすい層、社会的・経済的な支援を要する者への様々な配慮が求められる。

高等学校卒業から大学入学までの空白の期間については、当事者の学力の低下を懸念する指摘が一部にある。こうした可能性については、それぞれの分野の特質、個々の入学者の意欲・能力、「学力」の捉え方、後述するギャップタームの在り方などによって異なるため、一律に判断しにくい。留意すべき点であると考えられる。なお、大学運営の面をみると、秋季入学の実施は、単に入学時期をずらすだけであるならば、経過期間における収入減やキャッシュフローへの影響が生じるものの、多大な直接コストを恒常的に発生させるものではない。ただし、本学特有の課題として、秋季入学の実施に伴って入試と進学振分けに関わる業務が同時期に集中するという問題は無視できない。入試・進学振分けは、入学時期の在り方とは別個に、それぞれ本学にとって重要な改革の検討課題であり、それらと整合する解決策を見出し、業務上のコストを処理していくことが必要となる。また、学事暦の大幅な変更にあたっては、在籍学生の教育に大きな影響を及ぼさないよう、カリキュラム編成や科目履修等における適切な移行措置¹⁹を講ずることが必要であり、これに伴って相応の人的・物的コストが過渡的に発生する可能性にも留意しなければならない。

（2）実施形態等をめぐる論点

前節で述べた内容は、秋季入学をめぐる得失の一般論である。実際の得失は、秋季入学の実施形態等をどのよ

¹⁹ 学事暦の変更の実施方法としては、①全学年一斉に移行する、②学年進行によって段階的に導入する、のいずれかが考えられるが、②の場合、例えば、同一科目を新旧それぞれの学事暦に応じて開設する必要が生じるなど、大きなコストが発生することになる。また、前期課程においては、進学振分けとの関係にも留意し、降年者等に配慮することも必要となる。

うに考えるかによって大きく相違する。本学固有の事情を踏まえつつ、特に重要と思われる論点及びそれに関する懇談会としての考え方は次のとおりである。

① 学部と大学院の扱いの相違

秋季入学は、大学院段階では既に広く実施されており、未導入の研究科・専攻の扱いが検討課題となる。一方、学部段階は、平成24年10月に開設されるG30新コースを除き、秋季入学の実績・計画は存在せず、根本的な検討を要する。

先に1. で述べたとおり、学生の国際流動性という観点で、現在の学部教育の在り方は課題が大きく、世界の動向に著しく後れをとる恐れがある。秋季入学をめぐる検討は、まずは学部段階に焦点をあてて進めていくことが適当であろう。もとより、大学院段階における秋季入学の導入・拡充については、各研究科・専攻の判断によって引き続き進められてしかるべきと考えている。

② 複線化と全面移行との選択

秋季入学は、従来、4月入学に加えて実施される措置として捉えられ、政策的に促進されてきた。その中では、多くの大学が秋季入学へ全面移行することは想定されてこなかった。本学における検討に当たっても、現行の大学院段階のように、4月入学の補完措置として秋季入学を導入・拡充（複線化）するのか、秋季入学へ全面移行するのかが論点となる。

学部教育の性質・実情を踏まえると、入学時期さらには教育課程を複線化しようとするには、相当のコストを要し、過去の検討結果でも示されたとおり、困難が多い。限られた人的・物的資源によって教育の質を維持・向上させていく観点からは、秋季入学を学部段階に導入する場合、全面移行がより合理的であると考えられる。

一方、大学院段階では、既に複線化が進んできており、また、志願者の立場からは、選択肢が多いことが一般的に好ましい措置と考えられる。他大学の学部を春季に卒業した者の受入れに加え、後述する国家試験等との関係を含め、研究科間、専攻間の事情も異なっている。このため、大学院段階にあっては、秋季入学への全面移行の是非は、より慎重な検討を要すると考えられる。

③ 入試時期の在り方（ギャップターム導入の可能性）

学部入試は、1月に大学入試センター試験、2月に前

期日程試験、3月に後期日程試験を実施することを基幹とする仕組みを採用している。秋季入学へ移行する場合、こうした現行日程を維持するのか、秋季に近い時期に入試日程を遅らせるかが検討課題となる。入試日程を遅らせることは、3月末までの高等学校教育を充実させ、かつその成果を適切に評価する点、また、比較的気候の良い時期に選抜を行うという点では、好ましい措置であるが、受験競争を更に長期化してしまう、あるいは、他大学へ入学した者が本学を受験し直す動き（いわゆる「仮面浪人」）を生ずるなど、社会的に負の影響もある。

この問題を考える上では、イギリス等で見られるギャップイヤー（gap year）の発想を参照することが有益である。ギャップイヤーは、高等学校卒業から大学入学までの間、大学在学中の休学期間、さらには大学卒業から大学院進学や就職までの期間を利用し、若者が任意で様々な有意義な体験をする仕組みである【資料24】。日本においても、これまでに秋季入学をめぐる議論の中で取り上げられ、「日本版ギャップイヤー」²⁰の導入が提唱された経緯がある。こうしたギャップイヤー（大学への秋季入学に先立つ期間の扱いについては、原則として対象者全員が半年程度の長さで取得することになるなど、海外との重要な相違もあるので、以下では便宜上「ギャップターム」と呼ぶ。）としての活用の可能性を積極的に捉えるなら、また、入試日程を含む現行の入試制度の枠組みを前提とするなら、本学として入試日程をいたずらに遅らせることは適当ではなく、少なくとも前期日程試験については現行日程を維持する方向で検討することが妥当であると考えられる。

大学院入試については、8月以降、各研究科・専攻の責任において順次実施されているが、①及び②で述べた諸点を踏まえて、慎重に検討することが望ましい。ギャップタームの効用を評価するのであれば、学部と大学院との接続をシームレスとすることに拘る必要は無く、そのような点も勘案して十分な検討がなされるべきであろう。

²⁰ 政府の教育再生会議は、「第二次報告」（平成19年6月）の中で、「日本版ギャップイヤー」について、「3月末までに入学を決定した学生に、9月からの入学を認め、その間、ボランティア活動など多様な体験活動を行う猶予期間を与えるもの。また、4月に入学した学生に、9月までの間、多様な体験活動を認め、このような活動を評価して一定の単位を認める仕組み」と定義している。また、近時のグローバル人材育成推進会議の「中間まとめ」では、卒業後から就職までの期間を念頭において、ギャップイヤーを提唱している。

■学部の秋季入学のメリット・デメリット（一般入試の時期を現行どおりとする場合）

図表 A

●メリット	▼デメリット
<p>1. 国際交流：国際的にスタンダードな学事暦と整合する</p> <ul style="list-style-type: none"> 1-1 留学（ワーキングホリデー等を含む）がしやすくなる 1-2 優秀な留学生を受け入れやすくなる（特に短期）⇒ 1-3 優秀な帰国子女を確保しやすくなる 1-4 教員交流がしやすくなる 1-5 パーチャルな国際交流（遠隔共同授業など）がしやすくなる 	<ul style="list-style-type: none"> 1-1 従来あった外国人留学生の日本での入学準備や予備教育に要する期間が無くなる。国費留学生は渡日から入学までの期間が長くなり減少するおそれがある。 1-2 日本の高校生の優秀な層が他大学（海外を含む）へ流出するおそれがある 1-3 教員の国内大学等との交流や連携活動に支障が生じるおそれがある
<p>2. 授業期間：学期の途中に長期休業が入らない</p> <ul style="list-style-type: none"> 2-1 学生の勉学効率が向上し、教育効果があがる 2-2 休業期間後の試験を意識せず様々な活動に挑戦したりできる 2-3 長期休業期間中に教員は研究や年間の授業準備を十分に行える 	<ul style="list-style-type: none"> 2-1 他大学と長期休業期間がずれるため、部活動等で交流等が実施しづらくなるおそれがある
<p>3. 入学前：高校卒業から大学入学までに空白期間が生じる（ギャップチーム）</p> <ul style="list-style-type: none"> 3-1 社会体験など多様な体験機会を充実させることができる 3-2 入学前教育の充実を図ることができる 3-3 受験競争の中で染み付いた点数至上主義の認識・価値観をリセットし、学びに取り組み姿勢を転換することができる 	<ul style="list-style-type: none"> 3-1 ギャップ期間中の家計負担が発生する（事実上の修業年限延長） 3-2 入学者の学力が低下するおそれがある（受験準備で得た知識の剥落） 3-3 入学前教育などを行う場合、経費や教員の負担が増える 3-4 ギャップチームの取得が任意ではない（海外と異なり全員一律の取得）
<p>4. 入試：入試の実施時期を集約することができる（大学院も秋季入学に一本化することができる）</p> <ul style="list-style-type: none"> 4-1 教員の教育・研究時間が十分に確保できる 4-2 入試関係業務・事務が簡素・合理化できる 4-3 大学院入試が初夏～夏の場合、卒論や修論を加味して評価することができる 	<ul style="list-style-type: none"> 4-1 学部入試と大学院入試の時期が重なり業務が集中するおそれがある
<p>5. 卒業・就職：卒業が夏、就職が秋以降となる</p> <ul style="list-style-type: none"> 5-1 課業期間終了後の夏を就職活動に充てることができる 5-2 分野によっては、資格試験の受験を1年遅らせることにより、大学教育をしっかりと行うことができる 5-3 我が国の雇用慣行の本格的な多様化の契機となる可能性がある 5-4 春季採用を前提とした場合、ギャップチームの期間として活用できる 	<ul style="list-style-type: none"> 5-1 国・地方公共団体・企業等による、新卒者の4月一括採用の雇用慣行から外れるため就職が困難となるおそれがある 5-2 国家試験等受験の場合も含め、就職（社会に出る）までの期間が伸びるため家計負担が生じることにも、収入減（機会費用）が発生する 5-3 移行初年度は、春季採用のみの企業の場合、当該大学の卒業生の採用困難となる場合がある 5-4 社会に出る時期が半年遅れるため、年金やGDPに影響を及ぼすおそれがある
<p>6. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 6-1 入学式・卒業式等が年1回になることにより式典関係業務が軽減する（大学院も秋季入学に一本化する場合） 6-2 真夏・真冬の電力需要抑制に寄与できる 6-3 既存の社会の仕組みを変え、我が国全体の閉塞感を打破する契機となる可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 6-1 移行期間における収入減やキャッシュフローへの影響、コストが生じる ・学部新入生の授業料の減収（授業料半期分相当：約▲8億円/年） ・導入前年度の入学料の減収（入学年度に徴収する場合）（約▲9億円） ・学年進行により移行する場合、開設授業科目数が大幅に増加する 6-2 事実上の修業年限延長に近い結果が生じ、キャンパス環境や教員の負担に影響が生じる

④ 公的資格試験制度との関係

現在の大学制度では、修業年限の定めにより、秋季入学を導入する場合、卒業時期も秋季（例えば9月入学の場合は8月末）となる。医師、歯科医師、看護師、獣医師、薬剤師、法曹、公務員などの公的資格試験は、4月入学・3月卒業の大学を念頭に置いて制度設計され、実施時期及び受験資格等が設定されている【資料25】。企業への就職の時期が、個々の企業の裁量で柔軟に決定されるのと異なり、これらの資格の取得及び関連する専門職等への就職の在り方は、制度によって規定されている。

学部・研究科によっては、人材育成の目標や実績が、これらの各種資格の取得と密接な関わりを持っている場合がある。このため、関連する学部・研究科については、秋季入学の導入に伴う影響に関し、一層きめ細かな吟味が求められるのであり、①及び②の論点の検討に当たって留意する必要がある²¹。

3. 今後の教育システムの在り方

(1) 秋季入学と教育改革—よりグローバルに、よりタフに

2. においては、秋季入学をめぐる一般的な得失とともに、本学での実施を検討するに当たっての重要な論点を示した。しかし、入学時期以外の既存の諸条件を維持して得失を論じ、短期的な費用対効果などを比較検討するに止まっているは、大学の将来を見据えた責任ある成案は得られない。入学時期を変更するのみでは、そのメリットは十分に発揮されず、成果も限定されたものに止まるであろう。

懇談会としては、秋季入学の実施に伴って導入する本学の様々な教育改革、それが他大学や産業界などに波及する影響などが相乗効果を発揮することによって、日本の教育・社会全般のシステムや意識の改革につなげていくことを目指したいと考える。この報告書を契機として、短期的な得失ではなく、中長期的な観点に立って東京大学の根幹をなす学部教育や入試等の改革に向けて、本学構成員の間で活発な議論が行われ、実効ある取組みが加

²¹ 例えば、司法試験の場合、卒業見込みであることを受験資格とする他の試験と異なり、法科大学院の修了を要件（司法試験法第4条）としているという特質を持っている。また、医師の場合は、「初期臨床研修制度」が必修化（医師法第16条の2）されており、全国一斉に医学部学生と臨床研修指定病院との間でマッチングが行われるという事情も存在する。

速化されることを期待している。

このような基本的なスタンスに立ちつつ、主として学部教育を念頭に置いて、**図表B**のとおり、教育改革における秋季入学の位置づけを整理した。秋季入学への移行をはじめとする教育システムの見直しをもたらす直接の効果は大学教育の国際化であり、それは、学生・教員の国際流動性の向上、学生構成の多様化というかたちで顕現する。それは、「行動シナリオ」の目指す「グローバル・キャンパス」の実現、そして、その更なる展開として言い換えられよう。

しかし、大学教育の国際化等は、本学のミッション、教育理念の実現のために必要な方策であり、それ自体が最終目標ではない。異文化の中で少数者の立場に身を置いて学ぶ海外留学の普及をはじめ、大学教育の国際化は、自らが当然としてきた価値観、ものの見方や考え方を疑い、相対化するインパクトを学生に与えることになる。それらは、本学の教育が目指すところの様々な資質や能力（例えば、国際的な広い視野、開拓者精神、創造力、しなやかで強靱な態度・意思をもって課題解決にあたる判断力・交渉力・行動力など）を獲得するための貴重な学習体験となる。日本人が多数を占める同質性の高い学生集団や生活環境の中では、こうした体験は容易に得がたい。すなわち「市民的エリート」（東京大学憲章）、「タフな東大生」（「行動シナリオ」）、さらには、それらと軌を一にする高度な「グローバル人材」、「グローバル・リーダー」（地球規模の課題解決、真理の探究、社会の幸福の増進のため、リーダーシップを発揮し、奉仕する存在）となるべき人間の育成が、本学としての秋季入学への移行と一体的に進める教育改革の最終目標となる。このように、大学教育の国際化等は、秋季入学への移行を有力な手段とする教育改革全体の中間目標である。

以上のような秋季入学の位置づけを一言で表すならば、本報告書の副題のとおり、「よりグローバルに、よりタフに」学生を鍛え、育てていく教育改革の第一段階ということになる。

(2) 教育システムのパラダイム転換—多様な体験、個性の尊重

図表Bでは、秋季入学への移行と併せて、システム改革の要素として、ギャップタームの導入と卒業・履修の弾力化を挙げている。既に2. (2) ③で述べたとおり、懇談会としては、現行の入試日程を基本的に維持するこ

図表 B

教育改革における秋季入学の位置づけについて

東京大学のミッション、教育理念の実現

＝ 「市民的エリート」、「タフな東大生」、「グローバル・リーダー」の育成

<キーワード>

指導的役割を果たす人材、社会への貢献（公正な社会の実現、科学・技術と文化の創造）、国際的な広い視野、開拓者精神、レジリエンス、課題解決能力、公共的な責任を自ら考えて行動、交渉力

<外部環境>

- ・ 社会・経済のグローバル化
- ・ 国際的な大学間競争
- ・ 人材の流動化（学生・教員含）

【最終目標】

よりグローバルに、
よりタフに

大学教育（主として学部段階）の国際化、学生構成の多様化

＝ 「グローバル・キャンパス」の更なる展開

- 全ての学生に国際的な学習体験を付与
(Significant Interenational Experiences for All)
- 外国人学生比率の向上、外国人教員の増加 e t c.

【中間目標】

教育の国際競争力の
強化策

総合的・一体的な
教育改革と条件
整備

学習体験を豊かにする柔軟な教育システムへ

<システム改革の主要要素>

- ★ 秋季入学への移行
- ★ ギャップタームの導入（※1）
- ★ 卒業・履修の弾力化（※2） e t c.

【達成手段】

※1 ギャップタームの根本的な目的は、大学で学ぶ目的意識の明確化と動機付け、国際体験の素地づくりなど。

※2 秋季入学への移行に伴う実質的な在学年数の長期化に対し、優秀者への適切な措置を講ずることが必要。

とが適当であるという立場をとっており、高等学校以下の現行の学事暦を前提とすれば、ギャップタームの導入も必須の課題になると認識している。これらの措置は、以下で述べるとおり、ある種のパラダイム転換を伴う問題であると考えている。

第一に、これまでは、学校間の接続がシームレスであることが効率的で好ましいことと考えられてきた。しかし、今日の社会にあって、人間としての成熟に要する時間は長くなり、かつ、「グローバル人材」の育成など、教育に対する社会からの要求水準は一層高度になってきている。大学教育の内容を一層充実したものにしていくと同時に、多様な経験を積む「寄り道」を許容する、さらには、それを推奨するシステムとして、ギャップタームのような自由な期間を設けることの意義は、積極的に評価されるべきであろう。併せて、在学中の休学の位置づけについても、学生が課外での有意義な学習体験を積むための積極的な手段として再考されて良いであろう²²。

第二に、本学の教育システムは、難度の高い入試で選抜した日本人学生という、比較的均質性の高い集団を念頭に置いて設計・運用されてきた。そこでは、進学振分けに象徴されるような精緻な仕組みが採られている半面、学生個々の能力・適性、意欲・関心への柔軟な対応は必ずしも十分であったとは言えない。優秀で意欲的な学生に対する特別な措置も十分には講じられておらず、早期卒業の制度は未導入であり、大学院への飛び入学は、一部のコースを除き、皆無であった【資料26①】。しかし、学部段階で秋季入学を導入し、大学院進学や就職までに要する時間が延び、また、留学の受入れ・送り出しを大きく増やしていこうとするならば、卓越した学生に対しては、こうした特別な措置を導入し、適切に運用していくことが重要になるであろう。秋季入学への移行に当たっては、個に応じた学修年数の多様化を同時に考えていくべきであろう。

以上を踏まえると、今日、大学の内外を通じて「学習体験を豊かにする柔軟な教育システムへ」転換していくことが、本学において求められていると考える。

(3) 秋季入学への移行の構想（試案）

① 新たな達成目標－全員に国際的な学習体験を

秋季入学への移行の中間目標が、大学教育の国際化等であるならば、その実行によって、国際化に関わる既存の達成目標を確実に実現するに止まらず、更に積極的な目標を設定し、その達成を期していくことも必要となろう【資料27】。本学の諸改革について広く社会の理解と協力を得る上でも、改革構想の企画・評価に当たって目標や成果を可視化していく努力は欠かせない。

こうした国際化の新たな達成目標の在り方については、今後、「国際化推進長期構想（提言）」を見直していく中で別途検討されるべき課題と考えられるので、懇談会として深く踏み込むことは控えたい。しかし、先に秋季入学の得失について述べたとおり、「日本人学生が海外留学に挑戦しやすい環境をつくることの意義は大きく、そのことが利点の筆頭」（2.（1）①）であることを踏まえ、若干の提案を行っておきたい。

海外留学に関連する既存の達成目標は、「2015年までに全ての学生に海外留学・派遣を含む国際的な学習・研究体験を提供する」（「行動シナリオ」）ことである。これをより具体化した達成目標として、懇談会として、学部卒業までの国際的な学習体験の将来イメージを描いてみた（[図表C](#)参照）。この中では、国際的な学習体験（Significant International Experiences；SIE）を全員に積んでもらうことを目指し、SIEについて、その体験の質・密度に応じて「海外留学」（SIE1）、「その他の海外体験」（SIE2）、「学内の国際体験」（SIE3）という重層構造として捉えている。こうした体験の波及効果によって国際性（異文化コミュニケーション能力等）の涵養が図られることが期待される。

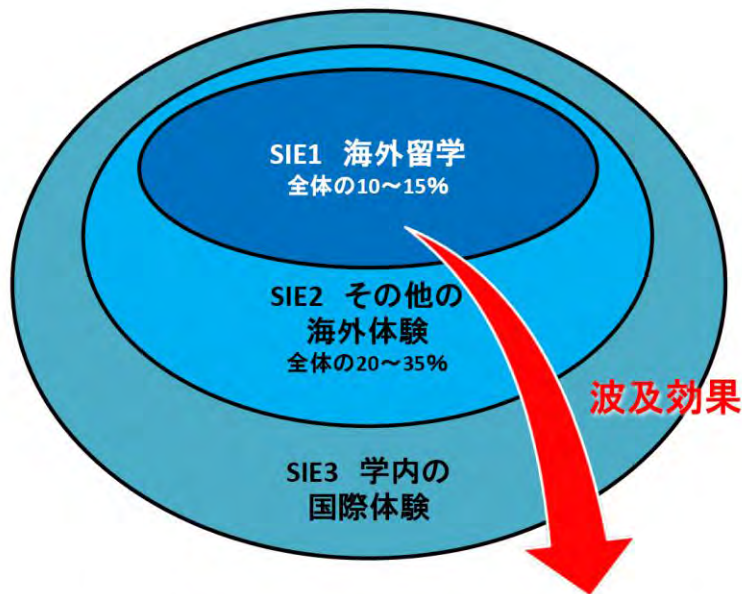
コアとなるSIE1については、「協定校で単位取得を伴う留学」等を経験する者が学部学生全体の10～15%となるようにすることを目指している。この規模は、他の学生に対する波及効果という面に加え、海外の高等教育の動向等に照らしても、概ね妥当な水準の目標と考えられる。

SIE2については、語学留学やサマースクール、インターンシップ等を海外で経験するものであり、SIE1の経験者の他、学部学生全体の20～35%となること（すなわち、SIE1と合わせて、海外での学びを直接体験する学生が3割から半分程度となること）を目指している。SIE3に係る活動については、「グローバル・キャンパス

²² 本学の学則上、「休学」は病気等の理由に限定されており、必ずしも積極的な位置づけや運用はなされていない。例えば、休学期間中の海外留学によって取得した単位の認定は不可とされている。これについては、文部科学省において大学設置基準の解釈が見直されたことを受け、今後、学則の改正を行うことが検討課題となっている。

図表 C

全員に国際的な学習体験を “Significant International Experiences for All”
学部卒業までの国際的な学習体験(将来イメージ)



国際性(異文化コミュニケーション能力等)の涵養

SIE1の例

- ・協定校で単位取得を伴う留学を行う

SIE2の例

- ・語学留学や海外サマースクール等を経験する

SIE3の例

- ・全ての日本人学生が留学生との交流体験を持つ
- ・全学生が英語による授業を履修する

コミュニケーション能力の向上の例

- ・全員がTOEFL等を受検し卒業までに半数以上が留学可能な水準を達成する

の実現」によって、全ての学生が何らかのかたちで経験することが求められる。秋季入学への移行に伴い、更に増加するであろう留学生との交流、英語による授業の履修といった経験を広く行き渡らせるようにすることが考えられる。

コミュニケーション能力については、外国語能力、とりわけ事実上の世界標準語になりつつある英語力が重要となる²³。学生の海外留学の可能性を広げていくためには、TOEFL等のスコアが一定水準以上に達するよう、様々な機会・手段を通じて学生に促していく必要がある²⁴。

なお、コミュニケーション能力の向上を図るに当たっては、単に外国語のスキルの問題に止まらず、各科目における双方向的な授業の充実、日本文化を理解し、海外に発信できる教育、留学生に対する日本語教育などを総

合的に推進していくことが大切であることを付言しておきたい。

② 新たな教育システム—学習体験を豊かにする柔軟な教育システムへ

新たな教育システムは、海外留学をはじめとする多様な体験、学生の能力・適性、意欲・関心などの個性を尊重していくことを基本理念として設計していくことが重要である。ここでは、学部段階は4月入学を廃止して秋季入学へ全面移行する（日本人の志願者を対象とする入試日程は現行どおりとし、約半年間のギャップタームを設ける）とともに、大学院段階は各研究科の判断によって4月入学・秋季入学の並存を認めることとし、そのような前提の下、新たな教育システムのイメージ（主として学部段階のもの）を試案として示したい。

まず、秋季入学へ移行した場合の学事暦（年間）をシミュレーションする場合、(ア) 入学を9月・10月のいずれとするのか、(イ) 夏季・冬季2回の長期休業期間について両者同等の長さとするのか、夏季の休業期間を最大限確保するのか、といった考え方により、幾つかの選択肢が想定される。これらを海外有力大学と比較してみ

²³ グローバル人材育成推進会議は、語学力を、①海外旅行会話レベル、②日常生活会話レベル、③業務上の文書・会話レベル、④二者間折衝・交渉レベル、⑤多数者間折衝・交渉レベルに分類し、④・⑤レベルの人材層の確保の重要性を指摘している。

²⁴ TOEFL等のテストによって測定される能力は、学生に求められるコミュニケーション能力の全てを網羅するものではなく、アセスメント・ツールとして決して完全なものではない。しかし、海外有力大学への留学の要件となっている実態を踏まえるならば、国際化を志向する大学として、これを評価尺度の一つとして相応に重視することは不可欠と考えられる。

図表 D

新たな学事暦のシミュレーションと外国大学との比較(イメージ)

		1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月				
		1	2	3	4	5	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4
東京大学(現行)2010年度 (2010年度駒場の学事日程をもとに作成)							①4/7-7/16										②10/6-1/31											
秋季入学 を実施した 場合の 学事暦 (イメージ) (※)	パターンⅠ(9月入学、休業:冬季2ヶ月、夏季2ヶ月)						②3月~6月										①9月~12月											
	パターンⅡ(9月入学、休業:冬季1ヶ月、夏季3ヶ月)						②2月~5月										①9月~12月											
	パターンⅢ(10月入学、休業:冬季2ヶ月、夏季2ヶ月)					②4月~7月										①10月~1月												
	パターンⅣ(10月入学、休業:冬季1ヶ月、夏季3ヶ月)						②3月~6月										①10月~1月											
米	イエール大学	②1/9-4/23															①8/31-12/2											
米	UCバークレー	②1/10-5/11															①8/18-12/16											
カナダ	トロント大学	②1/2-3/30															①9/6-11/28											
カナダ	ブリティッシュ・コロンビア大学(UBC)	②1/4-4/5															①9/6-12/2											
英	ケンブリッジ大学	②1/17-3/16										③4/24-6/15										①10/4-12/2						
英	オックスフォード大学	②1/15-3/10										③4/22-6/26										①10/9-12/3						
豪	オーストラリア国立大学(ANU)						①2/20-6/1										②6/23-11/2											
シンガポール	シンガポール国立大学(NUS)	②1/9-5/5															①8/1-12/3											
中国	北京大学						②2/21-6/26										①9/6-1/16											
韓国	ソウル国立大学(SNU)						①3/2-6/15										②9/1-12/15											

標記等について:①②③はそれぞれ第1、第2、第3学期を指す。赤帯は試験期間(赤帯がない場合は授業期間中に実施)。年度の記載があるものを除いて2011-12年度のデータを使用。

※各パターンについての課題

■大学設置基準上、「1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則」(第22条)、「各授業科目の授業は、(中略)15週にわたる期間を単位として行うもの」(第23条)とする要件があり、上記の図では、これらを充たすかたちとなっているが、年末年始の休業、ゴールデンウィークなどの祝祭日等を考慮に入れると、現実の授業計画の策定・実施には相当の工夫が必要(例えば土日に授業を開講するなど)。

■入試の業務の時期(1月:大学入試センター試験、2月:前期日程試験、3月:後期日程試験)と、進学振分けの業務を行う時期(現行では夏季休業中の約2ヵ月を利用)が重なれば、業務負荷が増大してしまう。

■パターンⅡ及びⅣについては、進学振分けの実施期間が1ヶ月となり、現行より短くなる(約半分)。また、二つの学期の長さが異なってくる。

ると、**図表D**に示すとおり、9月入学を導入した場合、学事暦のズレは、現行と比べて大きく減少する(特に夏季の長期休業期間を6~8月に設定するパターンⅡ)。ただし、これらのパターンにあるように、長期休業期間を最大限確保しようとするならば、実際の授業計画の策定にあたっては、現行法令上の要件や入試・進学振分けの業務との関係上、種々の課題が生ずる。政府において、授業計画の期間に関する基準について、国際的な質保証に留意しつつ、一定の弾力化が検討されることもあってよいと考える。本学でも、4. で後述するとおり、入試・進学振分けの業務の大幅な見直しが検討課題となる。さらに、懇談会では冬季休業期間をさらに短縮する一方、夏季休業期間を5月上旬~8月末までに拡張することが相応しいとの意見も出されたことを付記しておきたい。なお、こうしたパターンの取捨選択に当たっては、現行

学事暦からの移行措置の在り方(2.(1)②参照)を考慮に入れて判断する必要もあろう。

このように秋季入学(特に9月入学)による新たな学事暦の下、学生の海外留学等の可能性は確実に広がるものと期待されるが、入学から進学・就職までの間、学生の実際の学習プロセスは様々であり、海外留学等を体験する時期も色々なパターンが想定される。

そこで、秋季入学を導入した場合に期待される学生の進路パターンについて、**図表E**のとおり単純化して示した²⁵。海外留学は、サマースクール等であれば、入学前

²⁵ この図表では、さしあたり大学院については、研究科の判断に対応を委ねるかたちとしているが、学部段階で秋季入学に全面移行した場合、そうした従前の考え方で良いのかどうかは引き続き慎重な検討が必要である。学部・大学院の学生が相互に科目を聴講・履修すること等を考慮するならば、学内から寄せられた意見に示されているように、学部・大学院ともに学年・学期の始期・終期ができるだけ整合したものであることが望ましいという考え方もあり、今後の検討に当たって留意すべきであろう。その際は他大学の動向や各種国家資格などの

のギャップタームの活用が考えられるが、それだけではなく、学部在学中、大学院進学・就職の直前、大学院在学中といった基本パターンが想定される。また、パターンの別によらず、学生は、本学キャンパス内で留学生との交流などの多様な国際体験の機会を享受し、また、教育課程の内外を通じ、必要な語学力を磨いていくことになる。

こうした進路パターンを選択する学生の分布が、学部によって異なってくることが予想されるが、いずれにせよ、その決定は、学生の主体的な判断に委ねられることになる。学生は、入学前のギャップタームにおける多様な体験や内省を通じ、海外留学等の時期をはじめ、入学後の学習体験の在り方をデザインし、自らの責任において意思決定を行うことになる。入学前から大学生活全体を通じ、学生が多様性や自己決定の重要性を認識し、行動していくことが、新たな教育システムの目指すところである。

このシステムの大きな特色の一つは、入学前のギャップタームの存在である。ギャップタームにおいて、先端の研究や社会との接点を持つ多様な体験を通じ、大学で学ぶ目的意識を明確化し、動機付けを行うこと(併せて、偏差値重視の価値観をリセットし、教わる姿勢から学ぶ姿勢に転換すること)、さらに、入学後の海外留学等に挑戦する素地をつくることは、大きな意義を持つと考えられる。こうした意義は、多くの高等学校卒業者にとって普遍性を持つものであり、また、レイト・スペシャライゼーションとともにアーリー・エクスポージャーを重視する本学の教育理念とも合致するものである。このように、ギャップタームを積極的に捉える考え方と、その具体的な内容に関する考察が、懇談会として秋季入学への全面移行を是とする判断に至る重要な要因となった。

ギャップタームにおける具体的な活動については、想定されるメニューを「図表F」に列挙してみた。例えば、本学の研究の現場に接する体験活動、学術を俯瞰する体験活動、語学留学など海外での学習活動、ボランティア等の社会貢献活動²⁶、インターンシップなど勤労体験活動、

整合性などを含めた検討を行うことが適当である。

²⁶ 本学学生のボランティア活動の全容は把握されていないが、東日本大震災以降、積極的な取組みも目立ってきている。震災後、届出を行って活動に参加した学生は延べ300人以上(平成23年9月30日現在)となっており、また、本学が組織的に被災地へ派遣した学生ボランティアは延べ約150名にのぼり、多くの者が意義を実感している。公共性を自覚して行動する「市民のエリート」の育成を目指す本学として、学生によるボランティア等の社会貢献活動の活性化は重要な意味を持っている。

さらには、特定分野を補い、強化する学習活動や、諸々の活動の基盤となる体力を増進する活動など、様々な内容・形態の実践が期待されよう。また、そうした活動の展開に当たっては、専ら教員が担うことになる教育課程内の活動と異なり、本学の職員、在学生や学生団体²⁷、さらには退職教職員、卒業生、ポスドク等の力を積極的に生かし、その企画・実施に重要な役割を担ってもらうことも望まれる。

なお、こうした活動の場や機会は、本学のキャンパスを中心に提供されることが少なくないと考えられるが、その場合、公平性の観点から、地方に在住する入学予定者に対する適切な配慮(例えばITを活用した支援、あるいは秋季入学を開始する他大学や各地域の企業・自治体等との連携など)が必要となろう。また、当事者の経済的事情によって、利用可能な学習機会の格差が生じる可能性があるという点についても、留意しなければならないであろう。

③ ギャップタームと大学の役割・関与の在り方—体験活動推進の枠組みづくり

こうしたギャップターム期間中の様々な活動は、入学予定者自らが主体的に取捨選択して実践していくことが理想的な在り方である。これに対し、ギャップタームをめぐっては、入学予定者が無為に時間を過ごすのではないか、学力が低下するのではないかというリスクも指摘される。そこで、大学として、期間中の活動の在り方に関与すべきか否か、関与するとすればどの程度まで行うのか、本部・部局を通じた学内の役割・責任体制はどうあるべきか、入学予定者の身分等の取り扱いはどうなるのか等の課題については、十分に検討しなければならない。特に身分の問題は、当事者の権利・義務に関わる問題であるため、当事者の視点に立って、その利益に配慮しつつ吟味していく必要がある²⁸。

懇談会としては、高等学校で優秀な成績を修め、入試

²⁷ 現に、例えば、NPOでもある学生団体「AIESEC(アイセック)」は、ギャップイヤー推進に向けた普及啓発活動にも取り組み始めている。また、学生団体「STeLA」は、ギャップターム向けのリーダーシップ育成プログラムに関する提言を懇談会へ提出している。この他、「中間まとめ」公表後も、学生の関わる種々の団体から、関心や要望が寄せられている。

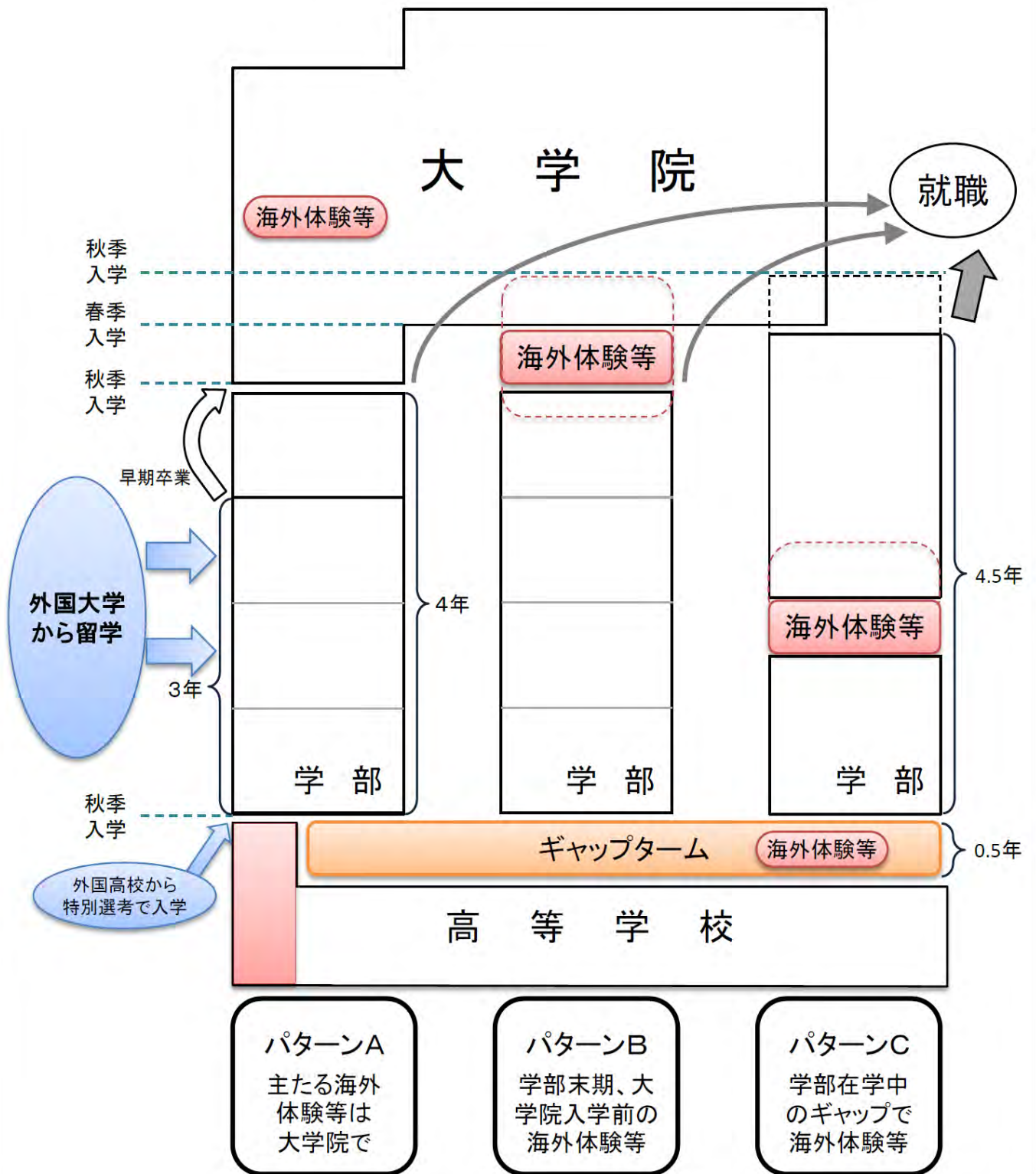
²⁸ 学生の身分を付与しない場合であっても、在学契約の成立に係る条件又は解除の事由として、一定の責務を課したり、指導したりすること等は可能である。また、学内措置として、例えば、学内規則上、科目等履修生に準ずる身分を与え、特別な科目の履修、オリエンテーション活動等への参加、本学の施設・設備の利用などを認めていくことも考えられる。ただし、対外的な面では、社会生活上、学生と同様の便益を享受できない懸念がある。

図表 E

国際交流等の学習体験を豊かにする柔軟な教育システムへ

Flexible education system to provide students with significant international experiences

〔 秋季入学の導入による学生の進路パターン 〕
※学部：全て秋季入学、大学院：春季・秋季併存（研究科の判断）



入学前のギャップターム活動の具体例

1. 知的な冒険・挑戦をする

- 1-1 学術俯瞰プログラム
→学術俯瞰講義の受講など
- 1-2 研究室体験プログラム
→実験入門など研究室活動への参加
- 1-3 フィールドワーク体験プログラム
→極地や天文台での活動、遺跡発掘など
- 1-4 言語・異文化学習プログラム
→語学留学、TOEFL 等の受検、多様な言語の学習など
- 1-5 リーダーシップ育成プログラム
→チームによる課題解決の体験など
- 1-6 読書プログラム
→知の世界への誘いに相応しい課題図書指定など

2. 社会体験を通じて視野を広げる

- 2-1 ボランティアなど社会貢献活動
→被災地・医療過疎地域への支援、福祉・介護、環境保全、教育など
- 2-2 国際交流体験
→長期海外渡航、国際NPO活動への参加、留学生支援など
- 2-3 インターンシップなど勤労体験活動
→企業、農林水産業、官公庁、自治体、NPOなど（※収入を得る活動を含む）
- 2-4 ホームステイ活動
→出身家庭・地域と異なる生活体験

3. 大学での学びに向けた基礎をつくる

- 3-1 基礎学力養成プログラム
→現代史、生物、地球科学（地学）など高等学校で学べなかった科目・分野などの補習
→数学、物理など高等学校で学んだ科目の学力の維持・強化
- 3-2 体力増進・運動プログラム
→運動会活動への参加など
- 3-3 外国人学生を対象とする日本語・日本文化理解のプログラム

で選抜された本学入学予定者は、それぞれ強い向上心を秘めており、その自主性・主体性に対し、一定の信頼を置くべきであると考え。ただし、高等学校卒業直後という若者の成熟度も考慮し、また、入学予定者全員が対象になるという点で海外のギャップイヤーと相違すること²⁹も踏まえると、全てを当事者の自己責任に委ねることには無理があろう。

このため、質の高い体験を積むことのできるよう、大学として、当事者の発達段階を踏まえた直接・間接の支援を行うこと、オリエンテーション等を通じた指導（個人のポートフォリオの作成による自己分析の支援、ギャップタームの意義・留意点、様々なプログラム紹介等）を行うことは必要になるものと思われる。また、本学への入学者の特質を考慮するならば、その学問的な学びへの意欲・関心に応えるような配慮が必要であり、**図表F**に示す活動中、「知的な冒険・挑戦をする」、「大学での学びに向けた基礎をつくる」といった種類のプログラムについては、大学としての適切な関与が必要となろう。さらに、ギャップタームにおける活動をどのように評価し、以後の教育につなげていくか（学生が自らの経験を振り返り、大学生活に生かしていくよう促すか）についても十分な考慮が払われるべきであろう³⁰。

そうした入学予定者への支援・指導を行うに当たって、多様な体験活動の機会の開拓をはじめ、本学単独で対応することには限界もある。また、大学の教育資源は、入学後の教育の質の維持・向上に最大限振り向けていく必要がある。

そこで、例えば、複数の大学や産業界等との連携協力の下、各種の体験活動のプログラムの開発や認証、情報収集・提供を行う非営利団体を設けて対応する体制を整備することも一策と考えられる³¹。**図表G**は、体験活動を推進する体制のイメージを表したものである。

この中では、本学と同様、高度な「グローバル人材」、

²⁹ 例えば、イギリスでは、ギャップイヤーを何時どのように取得するかは当事者の任意であり、義務ではない。ある調査によれば、全学生に占める取得者の割合は1割程度となっている。また、アメリカでも、複数の有力大学における実施例があるが、プリンストン大学の場合、年間20名程度を対象に社会奉仕・異文化交流に重点を置いたプログラム（Bridge Year Program）が提供されている。

³⁰ 日本でのギャップイヤーの先進例である国際教養大学では、出願時に提出した計画に基づいた期間中の研修活動を踏まえて学生に活動報告書の作成及び発表をさせ、それに基づく単位の認定を行っている。

³¹ 非営利団体を設置して大学間及び産学間の連携を進める取組みとしては、公益財団法人「大学コンソーシアム京都」の例がある。同団体には、50大学（京都大学など国立3大学を含む）、1自治体、4経済団体が加盟しており、スケールメリットを生かしつつ、単位互換やインターンシップなどの活動を展開している。

「グローバル・リーダー」の育成を志向する諸大学と共にコンソーシアムを形成し、それが幅広い学社連携の要となることを想定している。こうした大学間の学生交流や、海外拠点・ネットワーク等の共同利用は、相互に多くのメリットを生むであろう。

ここに示す非営利団体（「体験活動推進機構」（仮称））の提供するサービスの対象は、ギャップタームを過ごす入学予定者に限る必要はない。むしろ、在学中の学生あるいは大学を出て間もない卒業生への支援も積極的に行っていくことが期待される。また、この枠組みの下で学生等に促していく体験活動の内容は、海外体験活動に限定せず、国内の社会貢献活動や勤労体験活動など多様なものを想定している。時期や場所など体験活動の在り方は様々であるが、いずれであれ、学生等に対して、高度な「グローバル人材」へと飛躍（ブレイクスルー）するために必要となるインパクトのある体験、質の高い体験を提供していくことが強く期待される。

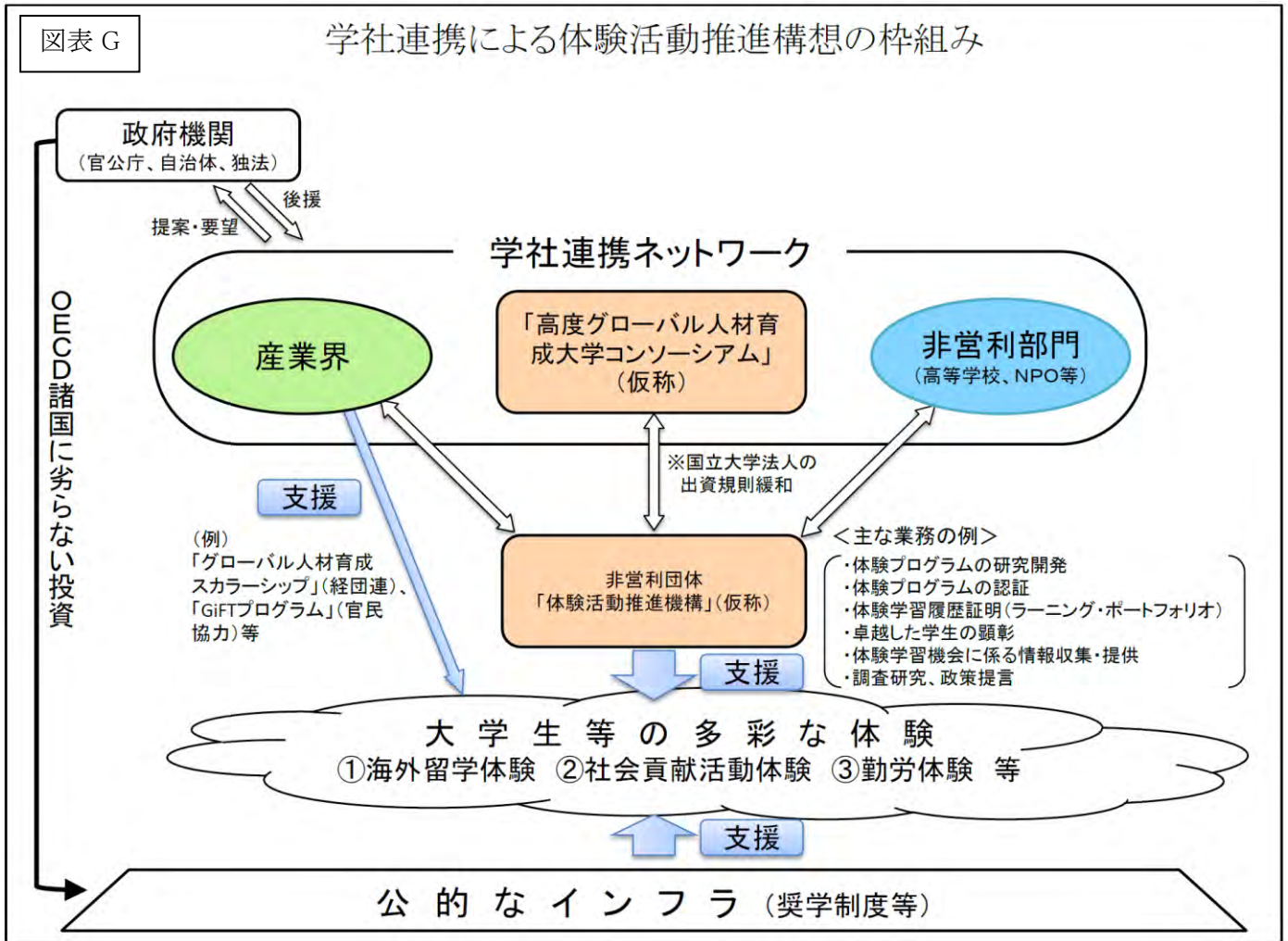
なお、意欲ある学生等が、経済的事情によって学習機会の利用を妨げられることのないよう、非営利団体の提供するサービスに加え、産業界や公的機関から奨学金などの支援³²が十分に講じられることが重要である。学社連携のネットワークが、そうした有効な支援を行う環境づくりにも寄与していくものとなることを期待したい。

以上のとおり、この枠組みは、単に秋季入学の教育システムに付随するものに止まらず、課外活動の充実を通じて大学教育の成果を一層豊かなものにしていこうという、普遍的な意義を持つものとして考えられよう。こうした枠組みが有効に機能し、前述のようなギャップタームをめぐる諸課題を乗り越えられるか否かは、高卒から就職までの期間が長びくという秋季入学のはらむデメリットをメリットに転換する可否にも関わる重要な問題である。一方では、学内意見募集の結果に示されるとおり、ギャップタームの意義・効用、実行可能性、大学の関与の在り方について多種多様な意見があることも事実である。このため、今後学内において入学時期の在り方に関する検討を進めていくに当たっては、この問題に関する検討体制を整え、集中的に議論を行っていくことが望ましいと考える。

³² 最近では、日本人学生の海外留学の促進に向けた機運の高まりを受け、経済団体連合会の「グローバル人材育成スカラシップ」、官民の協力による「GiFT (Globalized Independent Future Talents) プログラム」などの奨学金事業創設の動きが現れている。NPOでの長期インターンシップに対して企業が奨学金を支給する特色ある事例も見られる。

図表 G

学社連携による体験活動推進構想の枠組み



そうした検討に際しては、一定期間以上（例えば、現行の休学に係る学内規則を踏まえるならば、2か月以上）にわたる長期の体験活動の機会を提供・斡旋したり、休学制度や入学猶予の仕組み(4.(1)②で触れる deferred entry)を見直し・検討したりすることを通じ、様々な試行や実践研究を並行して進めていくことが適当であろう。また、「中間まとめ」以後、政府や自治体、産業界など各方面からの協力の意向が示されており、体験活動の受け皿づくりに向けた連携作業に着手すべきと考える。こうした具体的な実践を経て、学内の理解が深まり、望ましい合意が形成されていくことを期待したい。

④ 優秀な学生への対応

全ての学生にとって「高卒から就職までの期間の長期化」が一律に生じることは、個を尊重した対応という観点からは好ましいと言いがたい。このため、新たな教育システムの試案では、優秀な学部学生を対象に、早期卒業制度の適用をはじめ、大学院教育への早期のアクセスを認めていくこととしている。

早期卒業は、「卒業の要件として当該大学の定める単位

を優秀な成績で修得したと認める」学生に対し、3年以上³³の在学によって卒業を認めるという制度（学校教育法第89条等）である【資料26②】。同制度の導入のためには、法令上、履修登録制限（いわゆるキャップ制）の実施などの要件が課されており、克服すべき課題は少なくない。しかし、入学から進学・就職に至る期間の長期化に伴うデメリットを緩和するため、同制度の検討も前向きに行うことが必要であると考えます。

この他、本学での導入がごく一部の専攻に留まっている大学院への飛び入学の制度や、継続検討課題となっている学部学生に大学院科目の履修を認める仕組みなどに関しても、検討が進められるべきであろう。

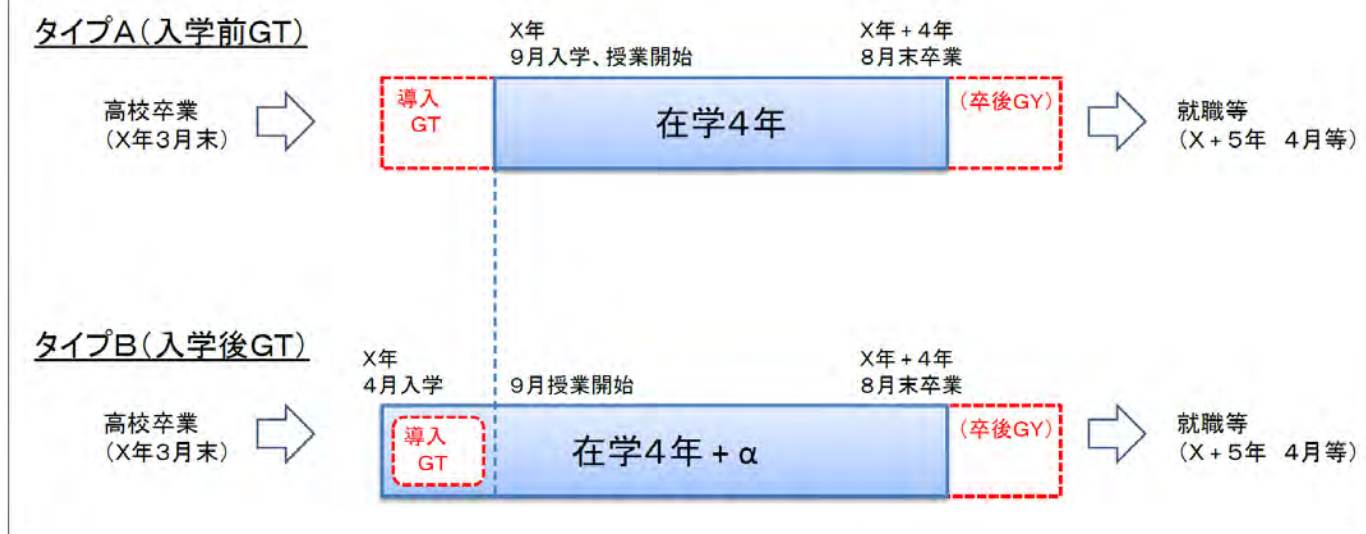
⑤ 修業年限の在り方

ここまで、秋季入学を導入する場合、日本の学校制度や企業の採用慣行等を前提にすると、入学前・卒業後に空白の期間、ギャップが生ずることになる旨、各所で触

³³ 修業年限が4年を超える学部の場合は4年以上(但し、医学、歯学、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものや、獣医学を履修する課程については早期卒業は認められていない)【資料26②】

図表 H

大学教育導入期のギャップタームの比較(イメージ)



れてきた。これは、4年間(医・歯・獣医・薬学部)あるいは6年間を修業年限とする現行法制度を前提とする場合のことである【資料26②】。「グローバル人材」の育成などに関する社会的な要請が高度化する中、本学のミッションや教育理念を実現する上で、4年等の年数がそもそも不十分であるという考え方に立つならば、秋季入学の問題と併せて、修業年限の制度の在り方についても検討されてよいのではないかと考えられる。すなわち、入学前・卒業後に生ずるギャップにおいて、大学が一定の教育サービスを提供するということになるのであれば、こうした期間の一部又は全部を修業年限に算入すること(半年又は1年の延長)も、選択肢の一つになるであろう。

特に、発達段階の面で、入学前の当事者は、卒業後に比べて格段に未熟であり、大学としての教育的関与が一層重要となる。そこで、**図表H**に示すとおり、学生(主として日本人学生)を4月に入学させ、その半年を導入教育の特別な期間に充て、9月以降に通常の学期(授業)を開始し、4年後の8月末に卒業するというシステムも考えられよう³⁴。制度の見直しによって、こうした対応が可能となるならば、入学前ギャップタームにおける大学の教育上の役割・責任の曖昧さ、それに起因する当事者の身分の不安定さ、大学として教育的関与を積極的に

³⁴ 実質的にこれと同様のシステムとして、入学後の半年を休学期間に充てるという形態も考えられる。この場合、当該期間は在学年数に算入されず、したがって、修業年限に係る制度の見直しを要しない。なお、「中間まとめ」以後、一橋大学において、「導入学期」を設け、9月から通常のカリキュラムを開始するという構想を選択肢の一つとして検討していることが明らかになった。

行おうとする場合の制約といった問題が軽減・解消されることも期待できよう。

ただし、学士課程の修業年限に関する国際動向(3~4年)³⁵に照らすならば、その延長は特異な対応となることに留意する必要があるだろう。また、9月に入学する留学生に対する制度の適用の在り方も課題となる。さらに、仮に延長を行うことになるとすれば、前述の早期卒業制度の導入や積極的な活用が一層強く望まれることにもなるだろう【資料26③】。

4. 関連する検討課題

(1) 学内における検討

3. では、学部段階を念頭に置いて秋季入学への移行の構想(試案)を示し、学習体験を豊かにする柔軟な教育システムへ転換していくことを通じ、「よりグローバルに、よりタフに」学生を育成していくイメージを描いた。懇談会としては、今後の学内における検討に当たって、先に述べたとおり、短期的な得失に囚われない、中長期的な視野に立った幅広い議論が加速されることを期待している。学内意見募集の結果では、費用対効果等の観点から秋入学をめぐる課題を指摘する意見も目立っており、その点については、一つ一つ丁寧に吟味していくことが

³⁵ 学士課程の修業期間をめぐっては、3年制が中心であるイギリス(イングランド)において、2年間で集中的に履修して学位を取得させるコースを開設する大学が現れている他、4年制が一般的なアメリカでも、3年への短縮を提唱する論者がいる。

大切である。しかし、後述する「中間まとめ」への学外の反応が示すとおり、秋季入学への移行という問題は、単なる学事暦の技術的な調整に止まらず、グローバル化に対応する大学構成員や社会の人びとのメンタリティの転換、さらに社会システム全体の見直しにつながるインパクトを持つテーマであり、学内の検討においても、この点への理解を望みたい。そうした議論を経て、本報告書で示した構想の是非をはじめ、この中で必ずしも明確にしなかった、大学院段階における対応の在り方についても、本件について学内から寄せられた様々な意見を踏まえ、検討が深まっていくことを期待したい。

しかし、秋季入学への移行によって目指す諸目標の達成のためには、単に入学時期を変更したり、ギャップタームを導入したりする等のシステム変更のみでは十分でない。学内意見募集の結果においても、教育の国際化や留学生交流に関して、入学時期の在り方以外の様々な優先課題の指摘が目立っていた。今後、入学時期の在り方の検討に当たっては、可能な限り教育改革に関わる様々な動きと協調・同期させるよう、主に以下の点について中長期的な観点に立った検討を並行して進めていくことが望ましい。「グローバル・リーダー」の育成のためには、総合的な教育改革を進めていくことが不可欠であることを、繰り返し強調しておきたい。

① 教育の国際化

秋季入学への移行は、教育の国際化を推進する手段であるが、その達成のためには、「行動シナリオ」、「国際化推進長期構想（提言）」³⁶に示された様々な方策を進めていくことが欠かせない。留学生の受入れについては、英語による授業・コースの拡充、外国人教員の増加、日本語教育の推進、宿舎や奨学金の充実、職員の英語力の強化などに向けた取組みを引き続き進めていくことが必要である。ただし、それらに関する全学的な数値目標がスローガンに止まっていたのでは実効を伴わない。各部局において、本学のあるべき将来像を共有しつつ、それぞれの実情を踏まえた具体的な目標や計画を策定していくこと、更には、その裏づけに基づいた全学的な目標や計画が確立されることが必要となろう。また、秋季入学へ移行した場合、多くの外国人留学生にとっては、母国の高等学校卒業から間を置かず本学で学ぶことが可能となるが、

これに伴い、日本での生活に速やかに適応できるよう、ソフト面も含めた一層充実した支援を行っていく必要がある点に留意しなければならない。

学生の国際的な流動性を飛躍的に高めていこうとするのであれば、こうした部分的な対応に止まらず、教育システムそのものの透明性、国際通用性、互換性を高めていくための点検、見直しが欠かせない。その際、本学において何を学び、どのような能力を身に付けることができるのか、本学での学習成果が海外の大学の単位等としての確に認定されるのか等について、徹底して学生の視点に立った対応が求められる。教育に関わる様々な情報の提供、カリキュラムの体系性、成績や学修の評価や証明の在り方などについて、既存の枠組みや慣行に囚われず、国際的な質保証の観点に十分留意する必要がある。国際標準との関係性については、単に入学時期の問題だけではなく、教育システム全般にわたって考慮されるべきであろう。

さらに、日本人学生の海外留学促進のため、事実上の世界標準語となりつつある英語力をはじめ、語学力の強化が不可欠であることは論をまたない。語学力に関する客観的・系統的なアセスメント体制の確立、前期・後期あるいは教育課程内外を通じたコミュニケーション能力向上のための学習機会の充実、能力に応じたきめ細かな教育指導の推進（例えば海外留学を志す学生への重点的支援など）、研究大学に相応しい EAP(English for Academic Purpose)に係る教育・学習支援体制の強化などが重要な検討課題となろう。

教育企画室では、全学的な教育課題の総点検を踏まえて、それらを「タテの連続化」、「教育改善（教育内容・方法）」、「教育基盤」、「ヨコの統一」、「教育の国際化」に分類し、具体策の議論を行っているが、今後、国際的な質保証の観点に立った教育システムの改善、英語力をはじめとする語学力の強化に向け、検討を加速していくことを期待したい。

加えて、これら教育システムの改善のほか、日本人学生の海外留学を促進するためには、海外協定大学の拡充、危機管理を含む派遣学生支援、国際センターの機能強化、ウェブサイトの充実などのインフラ整備が必要であり、これらの課題については、国際本部を中心に検討が進められていくことを期待したい。

³⁶ 国際本部（当時）では2020年までを対象に教育研究活動や事務体制など幅広く目標を掲げ、総合的な取組みの推進を提言した（2010年）。

② 入試・進学振分け

「よりグローバルに、よりタフに」学生を育てていく上で、現行の大学入試に向けた受験準備教育がともすれば負の影響を及ぼす側面があるということは、既に述べたとおりである。「偏差値重視の意識・価値観をリセットする」ことが、高等学校・大学間の接続をめぐる重要課題であるとすれば、本学の場合、前期課程の学生生活に大きな影響を及ぼす進学振分け制度の在り方も無視できない。

本学においては、大学入試及び進学振分けの実施に当たっては、客観性・公平性を重視する観点から、専らペーパーテストや前期課程の履修科目の成績に基づく、「一点刻み」(厳密には小数点以下を含む)の序列によって可否や進路先を決定している。そうした仕組みが、受験生・学生の学習の動機付けとなり、学力を担保する基本的機能を果たすという利点を持つこと、選抜の手段としてある種の合理性・客観性を備えていることは否定できない。

しかし、「よりグローバルに、よりタフに」学生を育て、海外留学をはじめとする様々な学習体験に対する適切な評価を社会全体に求めていこうとするならば、本学としても、学生等の選抜方法や評価尺度を一層多様なものとしていく方向を目指し、自ら率先して検討を行う必要がある。入学後までも、学生が点数至上の意識・価値観に捕われた科目選択に汲々とするならば、また、その結果として、学生が「内向き志向」、リスク回避傾向に陥ることがあるとすれば、それは主体的・能動的であるべき本学の目指す教養教育と相反すると言わざるを得ない。例えば、現行の進学振分けの仕組みの下では、海外留学は学生にとって不利な選択肢となりかねず、インセンティブは十分に働かない³⁷、また、語学の授業を習熟度別に編成することも難しいといった実際上の問題もある。「一点刻み」の序列のみに頼るのではない、新たな公平観に立った入試・進学振分けの仕組みが望まれる。

こうした課題は、入試企画室や教育企画室において進められている入試改善や教育改革に係る検討とも深く関わる問題であり、今後、これらの組織から具体的な提案が示されて、全学の討議を加速することを強く期待したい。

また、秋季入学へ移行する場合、長期留学に及ぼす影

³⁷ 法令上、留学による取得単位は、学部段階では60単位まで認められているが(大学設置基準第28条)、本学の学則上は、後期課程における30単位までしか認められておらず、進学振分けとの関係上、前期課程における留学の制度は設けられていない。したがって、前期課程の学生が外国大学で学ぼうとする場合は、休学せざるを得ない。

響については留意する必要がある(2.(1)①参照)。このため、外国人向けの入試の実施時期・内容については、必要に応じて見直しを行うこともあり得るだろう。G30の学部特別コース(PEAK)の開設に当たって新たに導入されるAO入試の実施状況も踏まえつつ、入試企画室等における検討を望みたい。

さらに、ギャップタームの導入を視野に入れるならば、現行制度の下、入試合格者のうち、希望者の入学年度を翌々年度に延期することを認める取扱い(deferred entry)についても、その試行が速やかに検討されてよいと考える。

なお、入試・進学振分けをめぐっては、秋季入学へ移行した場合、現行の入試・進学振分け日程等を基本的に変えないとするならば、その実施業務が同時期・特定部局に集中するという問題が生じる可能性が高い(3.(3)②で示した学事暦のケース)。この業務上の問題点を解決する具体的な方法³⁸については、上述の教育的な見地とは別に、実務的な観点も踏まえた検討も行っていく必要がある。

③ 経済的負担と支援

日本人学生の送り出し、留学生の受入れについては、経済的事情が制約になっている面が大きい。「全員に国際的な学習体験を」与えようとするならば、本学として、学生の経済的負担の軽減のため、適切な学費の水準を設定しつつ、きめ細やかな支援を充実するよう、最大限努めていく必要がある。

特に、秋季入学へ移行し、高等学校卒業から就職・大学院進学までの期間が延びることに伴う、日本人学生の経済的負担の増大への対応については、どのような層に、どのような態様で影響が及ぶかを見極めつつ、経済的な理由による教育機会の不均等が助長されることのないよう、十分な検討が必要となる。ギャップターム期間中、大学として一定の教育サービスを提供する場合は、その対価として応分の費用を入学予定者から徴収することも適切な方策であると考えられるが、それをどのような水準に設定するかも重要な課題となる。併せて、ギャップ

³⁸ 懇談会ではこの問題に関する成案を得ていないが、考えられる選択肢としては、①入試・進学振分け業務の全学的な性質に鑑み、それら双方又は一方の教養学部負担を最小限のものに減ずる、②進学振分けの手続きを簡素化して業務を軽減する、③進学振分けの実施学期を変更する(評価対象とする学期の範囲を見直す等)などがある。それらの検討に当たっては、進学振分けは何のために行うのか、本学の教育理念であるレイト・スペシャリゼーションとの関係をどう整理するのかといった基本的な問題に関わる議論も必要となる。

ターム期間中の優れた実践を行った学生に対し、何らかの評価・顕彰を行い、経済面でのインセンティブを与えることも検討されるべきであろう。さらに、ボランティア活動やインターンシップのような無償性を原則とした体験活動に止まらず、例えば地方自治体や NPO などで収入を得るような活動に参加・従事することも積極的に認められるべきと考える。本学における活動に従事・貢献して収入を得る機会を提供し、地方在住の入学予定者に宿舍等の便宜を与えることも検討されてよいだろう。この他、有意義な活動を行おうとする者に対し、奨学金を直接・間接に貸与する独自の仕組みを作ることなども検討の価値がある。

また、広く学生生活に関わる経済的支援全般を通じて、能力・適性に応じた支援（メリットベース）、困窮度に応じた支援（ニードベース）のバランスについても見直しを行うことが必要となろう。海外留学（SIE1）経験者を大きく増やし、卓越した日本人学生の能力を最大限伸長するためには、そうした学生への重点的な支援を行っていくことも課題となる。海外の有力大学と比べて質・量双方の面で著しく遅れているとされるティーチング・アシスタント（TA）の在り方についても、メリットベースの支援の強化と併せて、十分な検討を望みたい。

経済的支援は、金銭面の援助に限らない。長期又は短期の留学生の受入れを円滑に行い得るよう、宿舍等のインフラの整備も欠かせない。秋季入学への移行を目指す場合、そのスケジュールを視野に入れつつ、計画的な対応を検討する必要がある。

（２）学外との関係

① 他大学との関係

懇談会では、学内外の情勢を踏まえ、本学のミッションや教育理念を実現する上で最善の方策は何かという観点から、入学時期の在り方を検討してきた。今日の日本で求められている大学改革の在り方が「国公立を問わず、自らの個性・特色を最大限に生かして機能強化を図る」（1.（3）③）ということからも、こうした観点が重要であると考えからである。このため、今回、懇談会として秋季入学への移行に係る構想を提起するに当たって、これが他大学にとって適したものであるのか否かを厳密に検討してはいない。

しかし、本学のように、グローバル化や国際競争を志向する大学にとっては、本報告書の論旨は妥当する部分

も少なくないのではないかと考えられる。また、先にも触れたように、今日のグローバル化が社会で日常的・一般的なものとなりつつある状況に鑑みれば、本報告書の論旨は、程度の差はあれ、すべての大学にとって参考となる部分があることを期待している。

「中間まとめ」の公表以降、様々な調査によれば、相当数の大学が秋季入学に関する検討を行う意向を示しており、本件に対する関心の大きさがうかがえる。本学においては、総長が、国立・私立の研究大学11校³⁹の学長に対し、入学時期の在り方の見直しをはじめとする教育改革の協議体づくりを呼びかけるとともに、その他の意欲的な大学との連携協力を模索している。

こうした大学と相互に連携・協調して対応することができれば、秋季入学をめぐる構想のメリットと実現可能性は一層大きなものとなろう。特に、ギャップターム等における体験活動の推進の枠組み（3.（3）③）を構築する場合、他大学とのコンソーシアムの形成など、大学間連携は学生にとっても極めて重要な意義を持つと考えられる。当面、体験活動の充実に向けた試行や実践研究を進めるに際しても、他大学との連携を積極的に進めていくことが望まれる。さらに、国家試験等の制度や採用活動等の在り方の見直しを政府・産業界等に働きかけるに当たっても、関係大学と協調した取組が極めて大切となろう。後述するとおり、グローバル化の推進に向け、社会全体へインパクトをもたらす上でも、秋季入学の普及が進むことは望ましいと考えられる。こうした点を総合的に考慮するならば、秋季入学への移行を本学単独で行おうとするのは容易ではなく、拙速な対応をとるべきでないと考えられる。

懇談会としては、政府による全大学一律の制度改正等を求める意図はなく、それぞれの主体的な検討の結果として、多くの大学が今回の提言の目指そうとする方向性に賛同し、自律的に行動するとすれば、大変有意義であると考えている。今後、上記の11大学との協議体をはじめとする様々な議論、対話の場をつくり、それらを通じて活発な大学間の討論が始まることを期待したい。なお、ここでは、他大学との対話に向け、秋季入学への移行の意義を一般化して「図表 I」に示し、今後の論議の参考に供したい。

³⁹ 北海道、東北、筑波、東京工業、一橋、慶應義塾、早稲田、名古屋、京都、大阪、九州の11大学。

秋季入学への移行の意義

1. 国際的な学生の流動性の向上

(1) 海外留学の促進

→ 単位を取得する留学や、語学学習やサマースクール、インターンシップなど、海外で多様な学習経験を行う学生の大幅な拡大（「内向き」志向の打破）

(2) 外国人留学生の受入れ拡大

→ 学位取得目的の優秀な留学生を獲得するとともに、短期で学ぶ外国人学生を大幅に増やし、多様性に富んだキャンパスを実現

2. 学事暦の見直しによる教育・研究の有効性の向上

(主な効果の例)

- ・ 学期・年度間における休業期間の配置、合理的な教育計画の設計
- ・ 国際的な教育連携活動の促進（遠隔共同授業の実施など）
- ・ 就職活動の長期化・早期化に伴う影響の軽減・緩和
- ・ 教員の研究期間の確保、海外交流の増加

3. ギャップタームを活用した学習体験の豊富化

(主な効果の例)

- ・ 学びの姿勢の能動化（受験勉強、教わる姿勢からの脱却）
- ・ 目的意識の明確化、入学後の進路、キャリアに関する内省の深化
- ・ 視野の拡大（国際性、学術の先端動向）
- ・ 特定の能力・スキルの重点的な向上

※ 学習体験の内容としては、ボランティア等の社会貢献活動、語学留学など海外学習、インターンシップ、大学の提供する学術俯瞰体験や特定分野の補習、学生団体による交流活動、TOEFL受検などが想定される。

4. 社会へのインパクト（グローバル化推進等）

(主な効果の例)

- ・ 進路・キャリアにおける「ギャップ」、多様な学習体験の認知・評価
- ・ 社会総がかりの次世代人材育成に向けた機運の醸成
- ・ 企業の採用活動の見直し（採用時期・方法の合理化、海外体験の積極的評価など）

↓ ↓ ↓ ↓ ↓

★ 大学の教育力・研究力の強化（広い視野、高い知性とコミュニケーション力を備えた「グローバル人材」の育成など）

★ 日本の国際競争力向上と社会の発展、地球規模の課題解決への寄与・貢献

② 社会との関係

秋季入学への移行を是とする判断の背景には、「グローバル人材」をはじめとする人材育成に関する社会的要請の高まり（1.（3）①）が存在する。そうした要請に対応するためには、産業界など社会の側においても、大学の改革と連携・協調したグローバル化への取組みが進められていくことが望まれる。例えば、企業の採用は、依然として日本特有の慣行である春季の新卒一括採用が中心であり⁴⁰、また、就職活動の早期化・長期化が大学教育の空洞化を引き起こすことが懸念されている。さらに、採用選考に当たって、海外留学などの多様な学習体験が必ずしも十分に評価されていないということも、若者の「内向き志向」、リスク回避傾向の背景の一因として存在する。

本学の秋季入学への移行、さらに他大学における秋季入学の普及が、こうした課題を乗り越え、社会総がかりで次世代人材の育成に向けた機運を醸成していく一つの契機となることを期待したい。そして、企業採用の在り方の見直し⁴¹に止まらず、ギャップターム期間や入学後における学生の学習体験の充実に向け、営利団体・非営利団体を問わず、各界の力を合わせて、社会貢献活動や勤労体験活動などの機会が豊かに提供されていくことが望まれる。

今回の「中間まとめ」に対する産業界の反応は、事業規模等による相違はうかがえるものの、概ね好意的であり、本学からの課題提起や要望も踏まえ、主要経済団体における検討が進められようとしている。一方、総長は、秋季入学に関する社会的な環境条件をつくるため、今後、上記のような諸点を企業等と議論するネットワーク組織を設けたいという意向を公にしている。産学の対話と連携が、今後一層深まり、具体的な行動につながっていくことを期待したい。

また、ギャップタームの導入を提案する背景には、高等学校と大学との接続をめぐる問題点がある。このため、

⁴⁰ 厚生労働省によると、新規学卒者の採用時期は、「春季一括採用のみ」74%、「年間を通じて随時採用」18%、「春季と秋季に採用」8%となっている（平成23年「労働経済動向調査」）。経済団体連合会が会員企業に行った調査でも、「通年採用」（「年間を通じての随時採用」及び「春季一括採用に秋季採用を追加」等の合計）の実施は22%に止まる（「新卒採用（2010年3月卒業者）に関するアンケート調査」）。

⁴¹ 秋季入学へ移行する場合、現行制度上、卒業時期も秋季（例えば9月入学の場合は8月末）となるため、企業の採用時期についても、春季のみならず、多様化が進められていくことが望ましい。なお、卒業後のギャップに一定の教育的意義を認める立場に立つならば、企業の採用時期が春季であることは必ずしもデメリットではないと考えられる。

大学入試の改善などを含め、本学における教育改革の意図を高等学校関係者に対して十分説明し、理解を求めていくことが重要である。本学はすでに、高等学校の教育との連携の基盤作りを進めてきたところであるが、今後、そうした活動を本学の教育改革により緊密に連携させ、大学と高校が相互理解と連携を深めながら、ギャップタームが有効に活用される条件を整えていくよう努力する必要がある。

こうした認識に立って、社会の各界への働きかけをどのように行い、「グローバル人材」育成に向けた各界の先導的な動き⁴²と手を携え、幅広い理解と協力を得ていくかが今後の重要な検討課題となる。

③ 政府との関係

現行制度では、秋季入学への移行は学長の裁量となっており、基本的には法令上の隘路は存在しない。ただし、前述のとおり、修業年限や授業計画の期間、公的資格試験の実施方法などについて柔軟な対応をとられることが、大学として望ましいという場合が少なからずあり得る。このような場合、本学として、共通の課題意識を持つ大学とともに、政府に対して適時適切に働きかけをしていくことが必要となろう。奨学金や研究資金の交付に関わる政府関係機関に対し、諸手続きにおける弾力的な対応を求めていくことも想定される。政府及び関係機関にあっては、大学の裁量を尊重した柔軟な制度設計と運用を行うことが望まれる。

また、大学が社会からの負託に応え、競争的環境の中で教育の国際化を推進していこうとする場合、そうした改革を支える公的投資が欠かせない。残念ながら、日本の高等教育に対する公財政支出の規模は、対GDP比で見ればOECD諸国中、最低の水準にある。

本学と同様、グローバル化や国際競争を志向する大学が積極的に改革を進めていくことができるよう、国立大学の基盤的経費や私学助成における配慮、機能強化に汗を流す大学への重点的支援、留学生受入れや日本人学生の海外留学への経済的支援などの拡充が必要である。秋季入学への移行に伴って発生する過渡的・追加的なコストについても、こうした大学改革への重点的支援の一環

⁴² 例えば経済団体連合会では、前述（脚注32）の「グローバル人材育成スカラーシップ」を設置するとともに、ギャップイヤーの導入についても検討に値するという考え方を示している（「グローバル人材の育成に向けた提言」（平成23年6月））。また、経済同友会では、本年2月に提言を行い、将来的に通年採用への移行を目指し、採用の複線化・多様化を図るべきとするとともに、秋季入学の早期導入への期待を示している（「新卒採用問題に対する意見」）。

として適切に手当てされることを期待したい。

さらに、こうした制度や予算面の対応に限らず、前項に記したとおり、秋季入学に係る幅広い理解と協力を社会から得ていく上で、産学官の連携も重要となってくる。既にギャップタームを視野に入れた体験活動の受け皿づくりに向け、自治体を含む公共部門からも協力の意向が示されており、様々な試行や実践研究のため、連携体制づくりを進めていくことが望まれる【資料28】。

「中間まとめ」で提起した秋季入学に関する構想に対し、政府では、グローバル人材育成のための突破口の一つ、あるいは、大学改革に大きなインパクトを与えるものといった積極的な捉え方をしている。今後、大学としての自主性・自律性を確保しつつ、いかにして政府との適切な関係をつくり、大学改革を進める環境を整えていくかが重要な検討課題となる。その際、政府に対しては、護送船団的な発想に立った一律的な制度改革ではなく、教育の機会均等の理念に立ちつつ、大学の主体的な改革の隘路を除き、支援するための柔軟な対応やバックアップを求めていくことが基本スタンスとなるべきであろう⁴³。

おわりに

本報告書は、冒頭（「はじめに」）で述べたとおり、総長に対する提言としての性質を持っている。今後発足することとなる本懇談会の後継検討組織においては、これらの提言とともに、学内意見募集の結果や、本年3月に実施された学生対象のアンケート調査の結果などを踏まえつつ、更に検討を深めていってほしいと考える。

総合研究大学である本学において、教育の責任の多くは各部局に委ねられている。秋季入学への移行といった全学的な教育改革は、各部局の理解と協力が無くしては実現が難しい。「中間まとめ」の学内公表を契機に始まった、各部局における議論が更に活発化し、それぞれの教育の実情を踏まえた建設的な対応が図られていくことを願っている。総長においては、各部局の構成員との直接の対話の場を設けるなど、双方向の議論を行う環境づくりにも一層意を配っていただきたい。

文中で繰り返し述べてきた厳しい国際競争の中で、本

⁴³ 総長は、このようなスタンスに立って、平成24年3月2日に古川元久国家戦略担当大臣と面会し、「秋入学に関する東京大学の検討状況及び政府支援について」（巻末掲載）説明・要望を行った。

学における検討そして行動には「待ったなし」のスピード感が求められている。「中間まとめ」後の反応の中にも、産業界を中心に検討の加速を求める声がある。「世界を担う知の拠点」たらんとする本学において、何よりも次代を担う若者、学生のために、機を失することなく適切な判断が主体的に下されること⁴⁴を強く期待し、本報告書の結びとしたい。

⁴⁴ 大正10年に大学の入学時期は9月から4月に変更されたが、その制度改革に至る議論の中で、菊池大麓元総長は「四月ノ開始期ハ最上ナルヤ否ヤ不明ナレドモ、已ムヲ得ズ決定セリ」との言葉を残している。入学時期が各大学の裁量に委ねられている今日、本学としては、「已ムヲ得ズ」という状況に陥ることのないよう、将来を的確に見据えた判断をしていく必要があろう。

入学時期の在り方に関する懇談会報告のポイント

1. 大学教育の国際化の必要性

社会・経済のグローバル化が急速に進む中、人材育成への社会的要請、国際的な大学間競争に対応するため、大学教育の国際化を進めることが急務。本学のミッション、教育理念の実現のためにも、とりわけ学生の流動性を高め、多様性に富んだ「グローバル・キャンパス」を実現することが必須。

2. 4月入学を前提とする学事暦の問題点

本学の日本人学生の海外留学、留学生受入れは、特に学部段階で低調であり、海外有力大学と比べて遜色がある。秋季入学が国際標準となっている中、4月入学を前提とする現行の学事暦は、教育の国際化を進める上での制約要因。また、学期の途中に休業期間が位置づけられることに伴う教育の効率性をめぐる問題が存在。

3. 高大接続をめぐる問題点

受験準備の受動的な学びから、大学での主体的・能動的な学びへの転換のため、インパクトのある体験を付与することが有意義。高等学校の卒業時期と大学の入学時期とが隙間なく接続するシステムは、こうした転換を実現する上で、必ずしも適さない。

4. 学習体験を豊かにする柔軟な教育システムの実現

以上のような課題意識を踏まえ、「よりグローバルに、よりタフに」学生を育成するため、思い切った教育改革を実行することが必要。全員に国際的な学習体験を積ませるなど、新たな達成目標の下、多様な体験・個性を尊重する考え方に立って、将来の教育システムを構想することが適当。

① 学部段階の秋季入学への移行

春季入学を廃止し、秋季入学の二学期制へ移行（例えば、9月入学として夏季休業期間を6～8月に設定する等）（※ただし、大学院段階については、引き続き要検討）。

② ギャップタームの導入

4月から約半年のギャップタームを設定し、学びの姿勢の転換のため、研究の現場に接する体験活動、海外での学習活動、社会貢献活動、勤労体験活動などを促進。体験活動を支援する仕組みを形成。

③ 優秀な学生への対応

個に応じて学修年数の多様化を図る観点から、早期卒業制度の導入など、大学院教育への早期のアクセスを可能化。

5. 総合的な教育改革の推進に向けた検討

秋季入学への移行等は、本学の教育理念の実現に向けた十分条件ではなく、国際化の推進（留学生の増加、英語による授業や外国人教員の増加、語学力の強化、国際的な質保証の要請への対応など）、入試・進学振分けの見直し、きめ細やかな経済的支援などについて、中長期的な観点に立った検討を進めていくことが必要。

6. 学外との幅広い連携・協力に向けた検討

本学における秋季入学への移行が所期の成果を達成するためには、学外からの幅広い理解・協力を得ることが大切であり、そのための環境づくりを検討することが必要。

（他大学） 体験活動の推進に向けたコンソーシアムの形成、社会・政府への働きかけなど

（社会） 企業における採用時期に関する柔軟な対応、留学等の体験への適切な評価、体験活動への支援など

（政府） 各種制度に関する弾力的な対応、大学改革に対する公的投資の拡充など

1月20日記者会見 総長発言概要

秋入学の検討は、実現までに予想される長いプロセスを考えれば、いまやっとスタート台に立ったところである。さまざまな課題の精査や、秋入学を支える社会的条件について、学内外でまだまだ議論と取り組みをしていかなければならない。どういう形で、どういうタイミングで、東京大学として最終的な意思決定を行うかは、こうした議論と取り組みの中で見えてくるだろう。実施するとなれば5年後ということを目途に検討をすすめるつもりである。

学事日程の国際的な調整ができたからといって、それだけで、海外に行く日本人学生、海外から来る留学生が、爆発的に増えるとは考えていない。奨学金や生活インフラの整備、カリキュラムの整備や社会的環境など、いろいろな条件を整えていく必要がある。この秋入学の検討と並行して、改めて、国際化に対する学内の対応体制の強化、また社会的な環境整備への働きかけを強めたい。

秋入学というのは、学事日程の調整というテクニカルな話だけではない。大学全体や社会の国際化を加速する、そして若い人たちをたくましく育成し、社会の活力を増すための仕組みとして、大きな広がりを持った取り組みである。秋入学という仕組みに変わることは、日本の大学が世界の多くの大学とまったく同じ平面に立って競争をするという、大学の立ち位置の転換があると思っている。また、秋入学は、たんに学事日程を変えるだけでは、学生や社会に混乱を生むだけである。入学のところでは、「ギャップターム」を設計し、また卒業のところでは、採用時期の柔軟化ないし通年化、また各種国家試験の時期の再検討などを射程に入れている。秋入学というのは、こうした社会の変化をうながすこととセットでないと実現できないし、その変化を促すことにも意味がある。

大事なことは、こうした社会的な条件の整備について、大学があなた任せの姿勢でいるのではなく、その条件づくりのために大学が積極的に汗をかくことが必要だということである。大学も主体的にこうした事柄に取り組むのでなければ、秋入学を議論しているということにならない。そうした努力を行うために、大学間の連携体制、大学と企業等との連携体制をつくって取り組みをすすめていくことが不可欠だと考えている。

現在、まずは、日頃お付き合いの多い大学に、この報告書の内容の説明を行い、考えをうかがいつつある。これまでに話をしているのは、北海道大学、東北大学、筑波大学、東京工業大学、一橋大学、慶應義塾大学、早稲田大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学の11大学である。各大学において、秋入学についてのこれまでの検討状況や秋入学に対する評価には一定のばらつきがあるが、このたびの課題提起を契機に、入学時期の見直しや体験活動の推進などの教育改革の方策を積極的に検討していこうとする方向については共有されていると理解している。

いずれにしても、東京大学だけが考えるのではなく、多くの大学と一緒にもっと議論し共同の取組みをしていかないことには物事はすすまない。今後、秋入学や体験活動の推進等を検討する積極的な意義を評価し、国際化をはじめとする教育改革のベクトルを共有できる大学との間で重点的に議論していきたい。当面、課題の整理や可能な取組みと実施方法等について検討する協議体を、4月あたりに立ちあげる方向で関係大学と相談したい。すでに例えば慶應義塾大学などとは、ギャップタームの活用方法などについて意見交換をすすめており、問題意識を共有するところも多いと感じている。

この協議体の在り方については、まだ固まっているわけではなく、先に紹介した11大学などと相談し、具体的な枠組みを考えていくこととしている。このすべての大学が参加するかどうかはこれからの相談しただが、いずれにしても議論の効率を考えて、まずはこのくらいの規模感でスタートできればと思う。このスタートがうまくいけば、今後さらに他の大学との連携協力が広がるだろうし、それぞれの大学で主体的に検討いただき、個性化・特色化という大学改革の流れを踏まえながら、一緒に議論すべきものは議論していきたい。

また、秋入学の実現のための社会的な環境条件について、いわば「アタリ」をつけていくために、とくに、①体験活動を推進し、ギャップタームの受け皿となる社会的な枠組みづくり、②採用時期・方法の見直し、の2点を中心に企業等と積極的に議論を行い、取組みをすすめていく必要がある。このため、企業等と大学の間で、これらの点に関するネットワーク組織を設けたい。予定としては、4月に準備会発足、夏ごろに本委員会のスタートができればと思う。人材育成については、すでに「産学協働人財育成円卓会議」や「産業競争力懇談会」などの場があり、それらの場での成果も積極的に活用し、緊密な連携をとりながらすすめていきたい。こうした組織を設ける方向については、すでに主だった経済団体のトップの賛同を得つつあり、今後、準備委員会のスタートに向けて取組みをすすめていきたい。

平成24年3月2日

国家戦略担当大臣
古川 元久 殿東京大学総長
濱田 純一

秋入学に関する東京大学の検討状況及び政府支援について

平素、大学の教育研究の振興のため、御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。このたび、東京大学から課題提起させていただいた秋入学移行の構想に関し、政府において、グローバル人材育成の観点から積極的に評価し、官民挙げた議論の必要性に触れつつ、所要の環境整備に前向きな方針を示していただいていることに対し、心強く思っています。古川国家戦略担当大臣におかれては、「グローバル人材育成推進会議」の議長として御尽力いただき、感謝申し上げます。

本学では、「よりグローバルに、よりタフに」との副題を付した、入学時期の在り方に関する懇談会の「中間まとめ」の公表（1月20日）を行い、これに対する学内外の意見を踏まえ、その最終報告を年度内にとりまとめる予定です。4月以降は後継の検討会議等においてさらなる課題整理・課題解決と条件整備に取り組み、本学として最終的な意思決定に向けて、秋入学移行を可能にする学内的及び社会的な環境を確実なものとするために全力をあげたいと考えています。

本件は、本学単独での実行は困難な事業です。今後、広く教育改革全般を射程において国私立12大学の協議体を立ち上げるとともに、秋入学の理念と条件整備に積極的なスタンスをとる大学と幅広く連携し、また、企業等と大学との間でネットワーク組織をつくり、秋入学をはじめとする教育改革の諸課題について議論し、具体的な取組みを進めていく予定です。秋入学の構想の提起以降、各大学で国際化や教育改革に向けた動きが加速されていますが、これらは大きな目で見てベクトルを同じくする動きであると理解しています。

大学の入学時期の在り方は、現行の制度上、大学の裁量に属する問題となっており、それぞれの大学が自らの個性・特色に応じて判断していくべきものですが、現実には様々な制約や隘路があります。政府におかれては、旧来のシステムを大胆に見直し、改革に主体的に取り組む大学に対して重点的な支援を行うなど、適切なバックアップを願っております（別紙参照）。

秋入学移行の意義は、たんに学事日程の調整に留まりません。それは、激しいグローバル化の荒波に立ち向かうために、若者の未来の幸せを願いながら、大学や社会のシステム改革と人々のマインドセットの変革を促すものであり、それゆえに社会の共感や論議を集めているものと受け止めています。同時に、秋入学は打ち出の小槌ではありません。明日の日本を「よりグローバルに、よりタフに」担っていく若者を育てていくために、入学時期への取組みとともに総合的な教育改革を着実にかつすみやかに進めていく決意です。

大学改革、教育改革に向けた大学の主体的な取組みに対して、政府からも力強いご支援をお願い申し上げます。

政府による環境整備を期待したい事項（例）

＜大学改革の推進、教育制度の弾力化＞

- 大学に対する公的投資の拡充、改革に努力する大学への重点投資
- 修業年限、授業期間に関する弾力的な取扱いの可能化

＜公的資格試験、公務員採用＞

- 医師・薬剤師・獣医師・歯科医師・看護師等の国家試験の時期・回数の在り方（複数回実施の可能性を含む）
- 司法試験の受験資格等の在り方（法科大学院修了直前の受験の可能性を含む）
- 公務員の採用時期の弾力化（春以外の採用の拡大）

＜学生への経済的支援＞

- 高卒から大卒までの長期化に対応した奨学金等の充実
- 海外留学等の有意義な体験活動に対する支援の強化

＜体験活動の推進、ギャップターム＞

- 体験活動を推進するナショナルセンター機能の充実
- 体験活動の「受け皿」づくりに向けた支援策の強化（大学間連携の支援を含む）
- ギャップタームに対応した家計負担の軽減
- 官公庁でのインターンシップの受入れ

＜国際化のインフラ整備＞

- 留学生受入れの環境整備（奨学金・宿舎など）
- 優れた外国人教員の獲得に向けた支援の強化
- 日本語教育の推進

＜産業界・自治体への働きかけ＞

- 採用時期・方法の見直しの促進
- インターンシップ受入れの促進
- 産官学連携のプラットフォームづくり

＜移行措置＞

- 新学事暦への移行コストの軽減による教育の質低下リスクの回避
- 移行期間における授業料等の減収への手当て

※ 改革の基盤となる国立大学法人の経営強化

- ◆ 国立大学法人の自由度の拡大（出資規制の緩和など）
- ◆ 税制の見直し（大学等への寄附の税額控除の拡大など）

参考資料一覧

1) 大学の入学時期（学制発布以来の沿革）	39
2) 政府による各種提言等①②	39
3) 学部・大学院段階の4月以外の入学状況	40
4) 東京大学学則における入学時期等に関する規程	41
5) 東京大学の大学院10月入学実施状況①②	41
6) 東京大学の学事暦	42
7) 諸外国における学年の始期の状況	43
8) 海外の大学の学事暦	43
9) 東京大学の外国人留学生数①②	44
10) 東京大学の学生・教員の留学生受入についての意識	45
11) 東京大学の留学生の入学時期についての意識	45
12) 東京大学の学生の留学体験①②③	46
13) 東京大学の学生の留学への意欲	47
14) 東京大学の学生の留学に関する障害	48
15) 入試日程と学事暦の問題	48
16) 日本人学生の実態①②	49
17) 東京大学の学生のコミュニケーション能力	50
18) 海外の有力大学の留学生比率	50
19) 東京大学の学生と留学生の交流	51
20) 海外の有力大学の外国人教員数	51
21) 東京大学における英語による授業	52
22) 国際大学ランキングにおける東京大学の地位①②	52
23) 国際化指標における東京大学の位置の推移	53
24) イギリスにおけるギャップイヤーの概要	54
25) 各種国家試験等の受験資格・試験日程①②	54
26) 在学年数に関する特別な制度①②③	55
27) 国際化に係る東京大学の達成目標①②③	57
28) 体験活動の推進に向けた政府支援の例	58

1) 大学の入学時期(学制発布以来の沿革)

(1) 学制発布(明治5年)～大正9年…大学その他の高等教育機関は9月入学制を実施

- (ただし、中学校以下は、入学時期が一定していなかった)
→ 大学等高等教育機関が9月入学制とした理由
- ① 近代学校制度創設が急務とされたため、欧米のシステムをそのまま採用した。
 - ② 外国人教員を多数導入する必要上、欧米の入学時期に合わせる必要があった。

(2) 明治20年…高等師範学校は4月入学制を実施
(引き続き、それまで入学時期が一定していなかった師範学校全体もこれによった)

- 4月入学制採用の理由
- ① 学年と会計年度とを一致させた。
完全給費制・寄宿制による国費、府県費支出のための事務処理上の便宜を図った。
 - ② 学年始期と徴兵登録期日とを一致させた。
徴兵適齢者の届出期日が、明治19年に9月1日から4月1日に改められたため、優秀な生徒を確保する必要上行った。
 - ③ 進級試験、入学試験を盛夏の7月実施より、3月の方が生徒の健康管理上望ましい。

(3) 明治25年…小学校はほぼ全国的に4月入学制を採用、同33年に初めて法制化。中学校も、同34年に4月入学制が法制化(よって、中学校卒業と高等学校入学との間に半年の間隙を生ずることになった)

- 小、中学校の4月入学制採用の理由は、主に、学年と会計年度を一致させることにあった。
なお、明治35年から40年まで及び大正6、7年において、高等学校の入学選抜でいわゆる「総合試験制」が実施されている。

(4) 大正10年…高等学校、大学とも4月入学制に

- 4月入学制とした理由
- ① 高等教育機関への進学率が増大し、大学卒業までの期間が長くかかることが問題となったので、中学校と高等学校との連関を図り、大学卒業までの期間を短縮した。
 - ② 高等教育機関の数が増加したため、会計年度との一致の必要性が増した。
 - ③ 日本人教員の増加により、欧米の制度に合わせる必要性が減った。昭和16年から、戦時体制下における臨時措置として、大学、高等学校、専門学校等の修業年限が短縮され、大学の入学時期もそれに伴って変動した。

(5) 戦後…新学制の施行により、すべての学校について、4月を学年の始期に

(6) 昭和51年…大学では学年途中の入学も認め得る(国際交流の円滑化に資する)

(7) 平成11年…大学は、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることが可能に

(8) 平成20年…学年の始期及び終期は、学長が定められることに

2) 政府による各種提言等①

1. 昭和62年8月 臨時教育審議会答申「教育改革に関する第四次答申(最終答申)」

秋季入学について、「今後の社会全体の変化を踏まえ、国民世論の動向に配慮しつつ、将来、我が国の学校教育を秋季入学制に移行すべく、関連する諸条件の整備に努めるべき」旨を提言。なお、「秋季入学制への移行は、国民生活に及ぼす影響が大きいので(中略)最終的には国民の選択と合意に委ねる必要がある」としている。

また、「大学について秋季入学を先行させるということも考えられるが、高等学校卒業時から大学入学時までには相当の空白期間が生じることや、大学卒業までの期間が制度的に延長されることなど問題があるので、慎重な検討が必要である」旨を指摘。

2. 平成10年10月 大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—」

秋季入学の拡大等について、「学年暦の異なる諸外国への留学及び我が国への留学生の受入れを促進するため、また、秋季(9月)入学をより柔軟に導入できるようにするため、学年の途中における入学に関する学校教育法施行規則の規定を改正するとともに、学習効果の高いセメスター制を、これまで以上に積極的に推進していく必要がある。」。なお、「秋季入学者については、大学を卒業する時点が他の学生と異なる場合を考慮し、企業の採用活動における配慮を期待したい。」と提言。

3. 平成12年11月 大学審議会答申「大学入試の改善について」

今後は、受験生の選択の幅を広げ、多様な学習計画を可能にするといった観点からも、各大学において、一般選抜における秋季入学の導入を積極的に行うことが求められる。その際、1月の大学入試センター試験の成績を、秋季入学の選抜において活用することも考えられる。併せて、学期ごとに授業が完結するセメスター制の導入等、秋季入学を円滑に導入するための大学教育の工夫・改善も行われることが求められる。また、秋季入学者については、大学を卒業する時点が他の学生と異なる場合も考慮し、企業の採用活動における配慮を期待したい。と提言。

4. 平成12年12月 教育改革国民会議報告「教育を変える17の提言」

「国際化を促進し、高校卒業後の学生に社会体験などの時間を与える観点から、大学の9月入学を積極的に推進する。」と提言。

2) 政府による各種提言等②

5. 平成19年6月 教育再生会議「社会総がかりで教育再生を(第二次報告)～公教育再生に向けた更なる一歩と「教育新時代」のための基盤の再構築～」

国際化・多様化を通じ、世界から優秀な学生が集まる大学にするため、「国は、海外からの帰国生徒や海外からの留学生の要請に応えるとともに、日本版ギャップイヤー(※)などの導入による若者の多様な体験の機会を充実させる観点から、大学・大学院における9月入学を大幅に促進する。」(学校教育法施行規則を改正)、さらに、「国は、海外からの帰国生徒や留学生の希望に応じられるよう、(中略)9月入学枠を設定する大学について、運営費交付金、私学助成等により支援措置を講ずる。9月入学と合わせて、セメスター制の導入を促進する。」と提言。

※日本版ギャップイヤー:3月末までに入学を決定した学生に、9月からの入学を認め、その間、ボランティア活動など多様な体験活動を行う猶予期間を与えるもの。また、4月に入学した学生に、9月までの間、多様な体験活動を認め、このような活動を評価して一定の単位を認める仕組み。

6. 平成23年6月 グローバル人材育成推進会議(内閣府)「グローバル人材育成推進会議 中間まとめ」

「人口減少と超高齢化が進む中で、東日本大震災という深刻な危機を経験している我が国経済が新たな成長軌道へと再浮上するためには、創造的で活力のある若い世代の育成が急務である。とりわけ、グローバル化が加速する21世紀の世界経済の中にあっては、豊かな語学力・コミュニケーション能力や異文化体験を身につけ、国際的に活躍できる「グローバル人材」を我が国で継続的に育てていかなければならない。」という問題意識の下、高等教育に関しては、「特色あるカリキュラム(英語による授業、留学の義務化等)」や「9月入学やセメスター制等の促進」を提言。

7. 平成23年12月 閣議決定「日本再生の基本戦略～危機の克服とフロンティアへの挑戦」

重点的に取り組む主な政策のうち、「グローバル人材の育成」に関連し「高等教育機関の国際化を図るとともに、外国人留学生等の受入れ及び若者の留学の促進を図るなど、若者の国際的視野を涵養する取組を推進する」と明示。また、「企業の採用慣行改革の促進」については、「産学協働人材育成円卓会議の活用等を通じ産学の共通理解を醸成し、通年採用や卒業後3年以内の新卒扱い、ギャップイヤーの普及・促進、採用活動の早期化・長期化の是正等、企業の採用慣行の改革を促す」と明示。

3) 学部・大学院段階の4月以外の入学状況

(1) 学部段階の4月以外の入学状況

・制度を有する大学・学部数

H21:245大学(国47、公21、私177) 729学部(国206、公49、私474)

(うち、学生を募集している大学・学部数)

H21:115大学(国18、公4、私93) 221学部(国27、公4、私190)

・4月以外の入学者数 H21:2226人(H15:1422人)

(2) 大学院段階の4月以外の入学状況

・制度を有する大学・研究科数

H21:286大学(国71、公30、私185) 983研究科(国365、公70、私548)

(うち、学生を募集している大学・研究科数)

H21:209大学(国67、公20、私122) 525研究科(国229、公33、私263)

・4月以外の入学者数 H21:5547人(H15:2767人)

4) 東京大学学則における入学時期等に関する規程

○東京大学学部通則(抄) 昭和38年12月17日評議会可決、平成23年6月23日一部改正

第1章 総則

(学年及び学期)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 1学年を、次の2学期に分ける。

夏学期 4月1日から9月30日まで

冬学期 10月1日から翌年3月31日まで

第2章 入学

(入学時期)

第6条 入学の時期は、学年の初めから30日以内とする。ただし、再入学については、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、総長が適当であると認めるときは、学期の初めにも入学させることができる。

○東京大学大学院学則(抄) 昭和28年3月17日評議会可決

第6章 入学、在学、留学、休学、復学及び退学

(入学の時期及び手続)

第26条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、研究科等において必要があるときは学期の初めにも入学させることができる。

2 入学を認められた者は、入学した月の20日までに、所定の学籍票を研究科長又は教育部の部長に提出しなければならない。

第9章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第41条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を、次の2学期に分ける。

夏学期 4月1日から9月30日まで

冬学期 10月1日から翌年3月31日まで

3 休業日及び臨時的休業日については、学部通則の規定を準用する。

5) 東京大学の大学院10月入学実施状況①

(修士課程)

研究科・教育部	専攻数	10月入学実施専攻	専攻数
人文社会系研究科	7	—	—
教育学研究科	2	—	—
法学政治学研究科	1	—	—
経済学研究科	5	現代経済専攻	1
総合文化研究科	5	—	—
理学系研究科	6	物理学専攻、天文学専攻、化学専攻、生物化学専攻	4
工学系研究科	16	社会基盤工学専攻、建築学専攻、都市工学専攻、機械工学専攻、情報工学専攻、航空宇宙工学専攻、システム工学専攻、電気系工学専攻、マテリアル工学専攻、都市工学専攻、化学システム工学専攻、化学生命工学専攻、原子力工学専攻、バイオエンジニアリング専攻、技術経営戦略学専攻	15
農学系研究科	11	農学国際専攻	1
医学系研究科	3	—	—
法学系研究科	1	法科学専攻	1
数理学系研究科	1	数理学専攻	1
新領域創成科学研究科	12	情報系専攻、先端エネルギー工学専攻、環境工学専攻、先端生命科学専攻、メカトロニクス専攻、自然環境学専攻、知能情報工学専攻、環境システム学専攻、人間環境学専攻、社会文化環境学専攻、国際協力学専攻	11
情報理工学系研究科	6	コンピュータ科学専攻、情報情報学専攻、システム情報学専攻、電子情報学専攻、知能情報工学専攻、国際協力学専攻	6
学際情報学府	1	学際情報学専攻	1
計	77		41

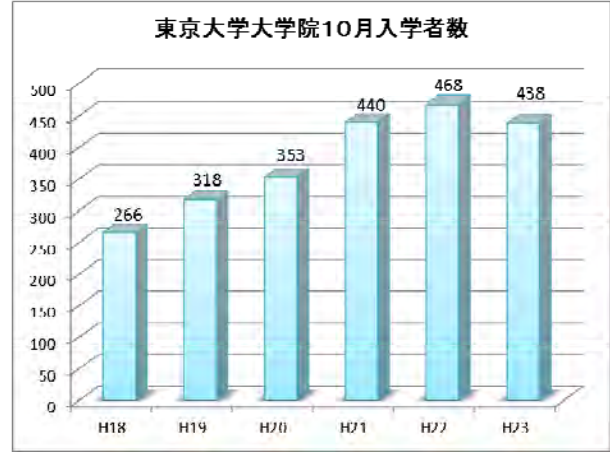
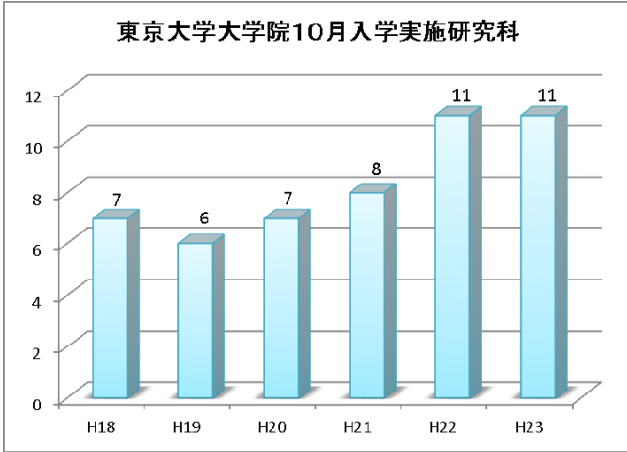
(専門職学位課程)

研究科・教育部	専攻数	10月入学実施専攻	専攻数
法学政治学研究科	1	—	—
工学系研究科	1	—	—
医学系研究科	1	—	—
公共政策学教育部	1	公共政策学専攻	1
計	4		1

(博士課程)

研究科・教育部	専攻数	10月入学実施専攻	専攻数
人文社会系研究科	7	—	—
教育学研究科	2	—	—
法学政治学研究科	1	—	—
経済学研究科	5	—	—
総合文化研究科	5	—	—
理学系研究科	6	物理学専攻、地球惑星科学専攻、化学専攻、生物科学専攻	4
工学系研究科	17	社会基盤工学専攻、建築学専攻、都市工学専攻、機械工学専攻、情報工学専攻、航空宇宙工学専攻、システム工学専攻、電気系工学専攻、物理工学専攻、マテリアル工学専攻、応用化学専攻、化学システム工学専攻、化学生命工学専攻、先端学際工学専攻、原子力国際専攻、バイオエンジニアリング専攻、技術経営戦略学専攻	17
農学系研究科	12	生産・環境生物学専攻、応用生命化学専攻、応用生命工学専攻、森林科学専攻、水圏生物科学専攻、農業・資源経済学専攻、生物材料科学専攻、農学国際専攻、応用動物科学専攻	9
医学系研究科	11	国際保健学専攻	1
理学系研究科	4	分子生物学専攻、生命化学専攻、総合化学専攻	3
数理学系研究科	1	—	—
新領域創成科学研究科	12	物理系専攻、先端エネルギー工学専攻、環境工学専攻、先端生命科学専攻、メカトロニクス専攻、自然環境学専攻、知能情報工学専攻、環境システム学専攻、人間環境学専攻、社会文化環境学専攻、国際協力学専攻、情報生命科学専攻	12
情報理工学系研究科	6	コンピュータ科学専攻、数理情報学専攻、電子情報学専攻、知能情報工学専攻、国際協力学専攻	5
学際情報学府	1	学際情報学専攻	1
計	90		52

5) 東京大学の大学院10月入学実施状況②



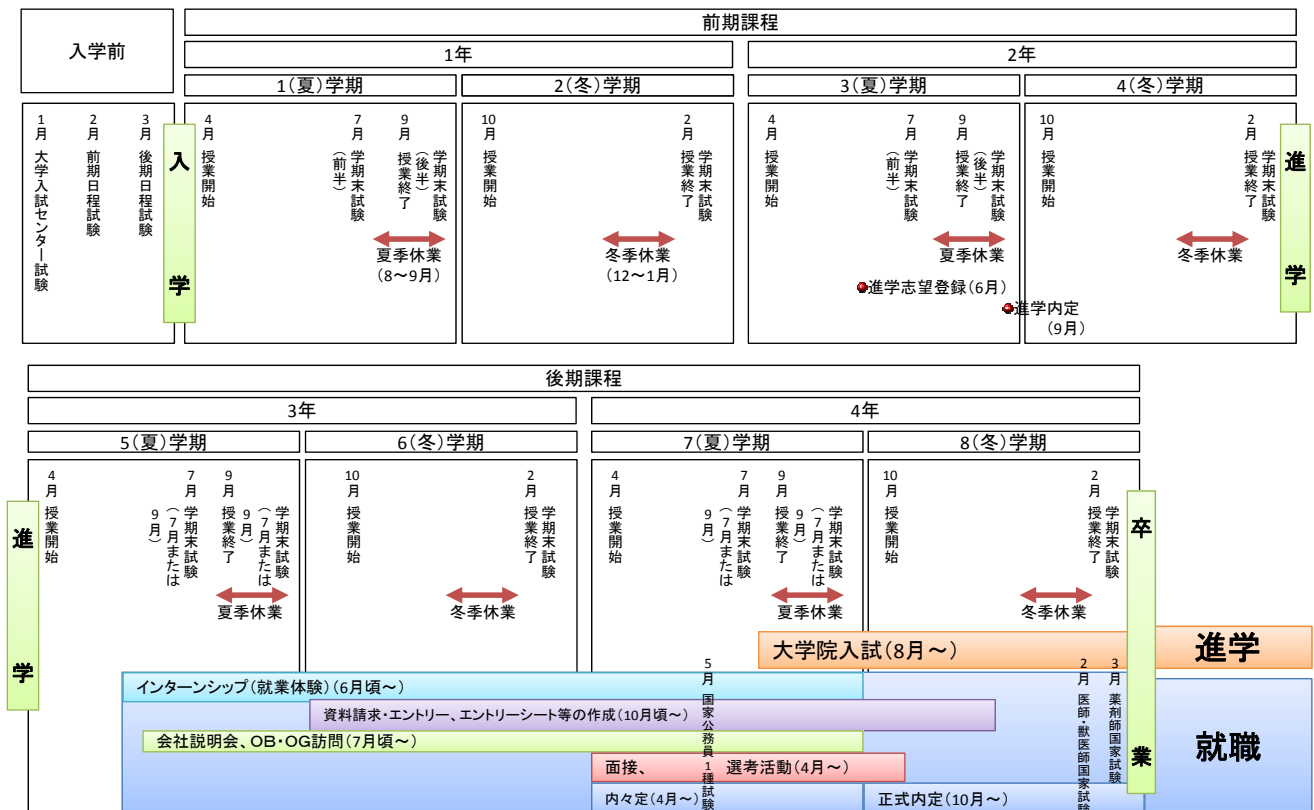
東京大学大学院10月入学者数の推移

単位:人

	入学者(a)	留学生			(b)/(a)
		小計(b)	修士・専門職	博士	
H23	438	319	165	154	72.8%
H22	468	326	161	165	69.7%
H21	440	287	129	158	65.2%
H20	353	227	96	131	64.3%
H19	318	177	92	85	55.7%
H18	266	169	76	93	63.5%

東京大学調べ

6) 東京大学の学事暦



7) 諸外国における学年の始期の状況

文部科学省調べ

1 学年の始期は、9月としている国が最も多く、次いで10月、1月が多く、4月とするのはむしろ少数である。



2 学年の始期と会計年度とは必ずしも一致していない。
一致しているのは、215カ国中17カ国 (8%) のみであり、欧米諸国では一致している例はない。

3 主要国の学年と会計年度

国名	学年	会計年度の始期
アメリカ合衆国	9月～6月	7月 ※3
イギリス	9月～7月	4月
フランス	9月～7月	1月
ドイツ	8月～7月	1月
イタリア	9月～6月	1月
デンマーク	8月～6月	1月
ロシア	9月～6月	1月
オーストラリア	1月～12月	7月
カナダ	9月～6月	4月
メキシコ	9月～7月	1月
ブラジル	3月～12月	1月
インド	4月～3月	4月
中国	9月～7月	1月
韓国	3月～2月	1月

※出典:「UNESCO Statistical YearBook 1998」

東京大学調べ

- ※1)このほか、アジア諸国ではインドネシアやベトナムなどが9月入学を実施している
- ※2)インドにおいては4月入学を実施しつつも実際の授業開始を6月～8月の間に設定している大学も多い
- ※3)アメリカの会計年度の始期は10月である

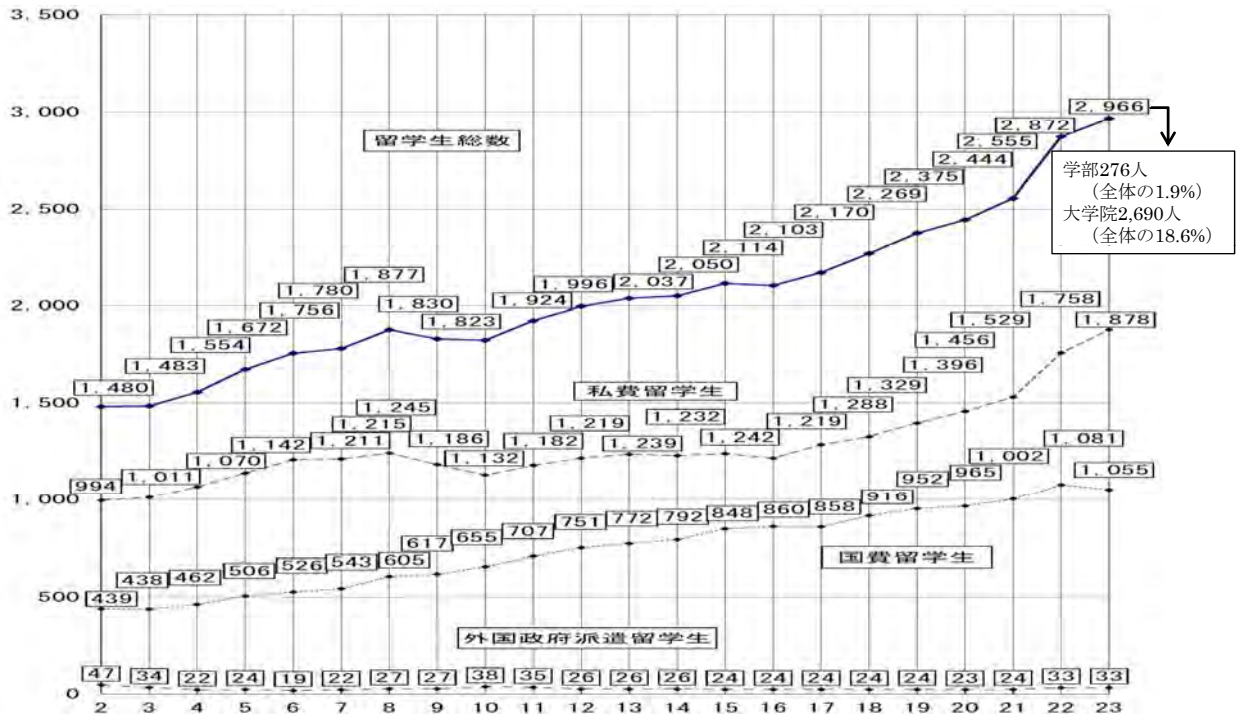
8) 海外の大学の学事暦

2011年5月現在

国名	大学	授業期間	期末試験	入試時期	備考
米国	イェール大学	① 2011/08/31-12/02 ② 2012/01/09-04/23	① 2011/12/10-12/17 ② 2012/05/01-05/08	[Early Actionの場合] 11/01申請→12月中旬合否 [Regular Decisionの場合] 12/31申請→4月1日合否	Fall Term:9-12月. Spring Term:1-4月(約13週間)の2学期制。
米国	UCバークレー	① 2011/8/18-12/16 ② 2012/1/10-5/11 (Summer Session 2012/6/4-8/10 (10weeks))	① 2011/12/12-12/16 ② 2012/5/7-5/11	10/1-11/30申請→3月末合否	約15週間の2学期制。
カナダ	トロント大学	① 2011/9/6-11/28 ② 2011/1/2-3/30 (Summer Session1 2011/5/9-6/20) (Summer Session2 2011/7/4-8/15)	① 2011/12/5-12/16 ② 2011/4/9-4/23 (Summer Session1 2011/6/22-6/24) (Summer Session2 2011/8/17-8/19)	コースにより様々	9-12月、1-4月(約13週間)の2学期制。5-8月サマーセッション。
カナダ	ブリティッシュ・コロンビア大学(UBC)	① 2011/9/6-12/2 ② 2012/1/4-4/5 (Summer Session1 2012/5/7-6/15,7/27) (Summer Session2 2012/7/9-7/27,8/17)	① 2011/12/6-12/20 ② 2012/4/11-25 (Summer Session1 2012/6/16, 7/28) (Summer Session2 2012/7/28, 8/18)	コースにより様々。2/28申請締切	9-12月、1-4月(約13週間)の2学期制。
英国	ケンブリッジ大学	① 2011/10/4-12/2 ② 2012/1/17-3/16 ③ 2012/4/24-6/15	主に5月下旬～6月上旬 (授業ごとに異なる)	10月頃中旬申請締切→(コースによりエッセイや筆記試験)、12月面接→1月合否	10月から翌年6月。約8週間の3学期制。
英国	オックスフォード大学	① 2011/10/9-12/3 ② 2012/1/15-3/10 ③ 2012/4/22-6/26	授業ごとに異なる	10月頃中旬申請締切→10～11月筆記試験、12月上旬～中旬面接→1月中旬合否	10月から翌年6月。8週間の3学期制。
オーストラリア	オーストラリア国立大学(ANU)	①2012/2/20-6/1 ②2012/6/23-11/2	①2012/4/2-4/5 ②2012/9/2-9/7		15週間の2学期制。
シンガポール	シンガポール国立大学(NUS)	①2011/8/1-12/3 ②2012/1/9-5/5 (Special Term1 2012/5/7-6/16, Special Term2 2012/6/18-7/28)	①2011/12/4-2011/1/8 ②2012/5/6-8/5	2-3月試験、4月頃入学ビザ	8月から翌年5月。授業13週間、試験2週間の2学期制。
中国	北京大学	① 2010/9/6-2011/1/16 ② 2011/2/21-6/26	① 授業期間内 ② 授業期間内		9月から翌年8月。約18週間の2学期制。
韓国	ソウル国立大学(SNU)	① 2011/3/2-6/15 (Summer Session 2011/6/23-8/3) ② 2011/9/1-12/15 (Winter Session 2011/12/23-2012/1/26)	① 授業期間内 ② 授業期間内		3月から翌年2月。16週間の2学期制。

出典:各大学のウェブサイトより

9) 東京大学の外国人留学生数①



※ 本表における「留学生」は、学部学生、大学院学生、研究生等(学部・大学院・研究所(特別聴講生も含む))のことを指す。

2011年5月1日現在
東京大学調べ

9) 東京大学の外国人留学生数②

学部・研究科等別外国人留学生数

外国人留学生比率(学部)	H22.5.1現在		
	在学者数	留学生数	留学生比率
教養学部(前期)	6570	74	1.13%
法学部	1062	12	1.13%
医学部	460	1	0.22%
工学部	2165	58	2.68%
文学部	926	9	0.97%
理学部	667	8	1.20%
農学部	662	5	0.76%
経済学部	807	16	1.98%
教養学部(後期)	428	7	1.64%
教育学部	239	3	1.26%
薬学部	186	6	3.23%
合計	14172	199	1.40%

外国人留学生比率(大学院)	H22.5.1現在		
	研究科	在学者数	留学生数
人文社会系研究科	823	100	12.2%
教育学研究科	466	47	10.1%
法学政治学研究科	762	64	8.4%
経済学研究科	275	36	13.1%
総合文化研究科	1357	199	14.7%
理学系研究科	1344	53	3.9%
工学系研究科	3091	727	23.5%
農学生命科学研究科	1172	219	18.7%
医学系研究科	1170	134	11.5%
薬学系研究科	268	15	5.6%
数理科学研究科	159	17	10.7%
新領域創成科学研究科	1472	179	12.2%
情報理工学系研究科	687	147	21.4%
学際情報学府	362	79	21.8%
公共政策学教育部	241	9	3.7%
合計	13649	2025	14.8%

募集停止した専攻は除く。

大学院の専攻数・・・171
留学生比率が5%以下の専攻数・・・36(全体の21%)

※ 本表における「留学生」は、学部学生及び大学院学生のうち、在留資格が「留学」の外国人学生のことを指す。

大学情報データベース調査票より算出

10) 東京大学の学生・教員の留学生受入についての意識

学生

●現在、大学では大学の社会的貢献を促進し、また、国際化を推進しようとしています。これらに関連して右に挙げるそれぞれの事項はどの程度重要だと思いますか。

※「教育の国際化を推進するため、外国からの留学生をより一層受け入れる」についての回答

	度数(人)	%
非常に重要	280	21.0%
かなり重要	300	22.5%
重要	434	32.5%
あまり重要でない	232	17.4%
ほとんど重要でない	77	5.8%
無回答	12	0.9%
合計	1335	100.0%

出典：2009年度学生生活実態調査
調査主体：東京大学学生委員会
調査対象：東京大学の大学院学生1335人対象。約50%の回答率

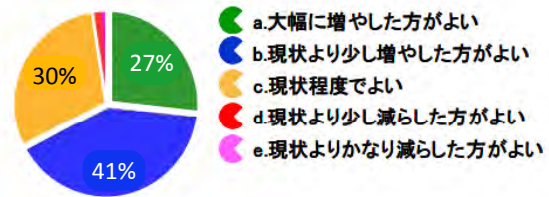
●留学生との交流機会を充実させてほしい

	%
あてはまる	25.3%
まああてはまる	35.5%
あまりあてはまらない	24.3%
あてはまらない	12.1%
無回答	2.8%
合計	100.0%

出典：2010年度大学教育の達成度調査
調査主体：東京大学教育企画室
調査対象：東京大学の学部卒業生3101人。有効回答数1,936票(回収率62.4%)

教員

●あなたは学部における留学生の数を増やした方がよいと思いますか？(本学の学部留学生は241名(1.7%)です(H19.5.1現在(研究生含む)))



●あなたはご自身の研究分野における大学院留学生の数を増やした方がよいと思いますか？(本学の大学院留学生は2094名(14.7%)です(H19.5.1現在(研究生含む)))



出典：東京大学の国際化に関する意見と要望調査
調査主体：東京大学国際連携本部
調査時期：2008年6月～9月
調査対象：東京大学の教員・職員・学生。回答者数(教員824人(13.8%)、職員835人(10.7%)、学生1626人(5.7%)、外国人教員・研究者221人)

11) 東京大学の留学生の入学時期についての意識

あなたは、様々な国の大学の中から学位(学士)取得を目的として留学先を選択しようとする際、入学時期について考慮しますか。該当するものを1つ選んでください。

	回答数	%
大いに考慮する	66	33.2
少し考慮する	88	44.2
考慮しない	32	16.1
無回答	13	6.5
合計	199	100.0

学位(学士)取得を目的として留学する際、あなたにとって最も都合の良いと思われる入学時期は何時でしょうか。該当するものを1つ選んでください。

	回答数	%
春(4月)	26	13.1
秋(9月又は10月)	109	54.8
春・秋いずれでも構わない	49	24.6
その他の時期	4	2.0
無回答	11	5.5
合計	199	100.0

東京大学の入学時期を秋に変更した場合、東京大学において学位(学士)取得を目的とする留学生の数はどのように変化すると思いますか。該当するものを1つ選んでください。また、そのように思う理由を簡単に記述して下さい。

	回答数	%
大きく増加する	41	20.6
やや増加する	70	35.2
変化しない	34	17.1
やや減少する	3	1.5
大きく減少する	2	1.0
分からない	32	16.1
無回答	17	8.5
合計	199	100.0

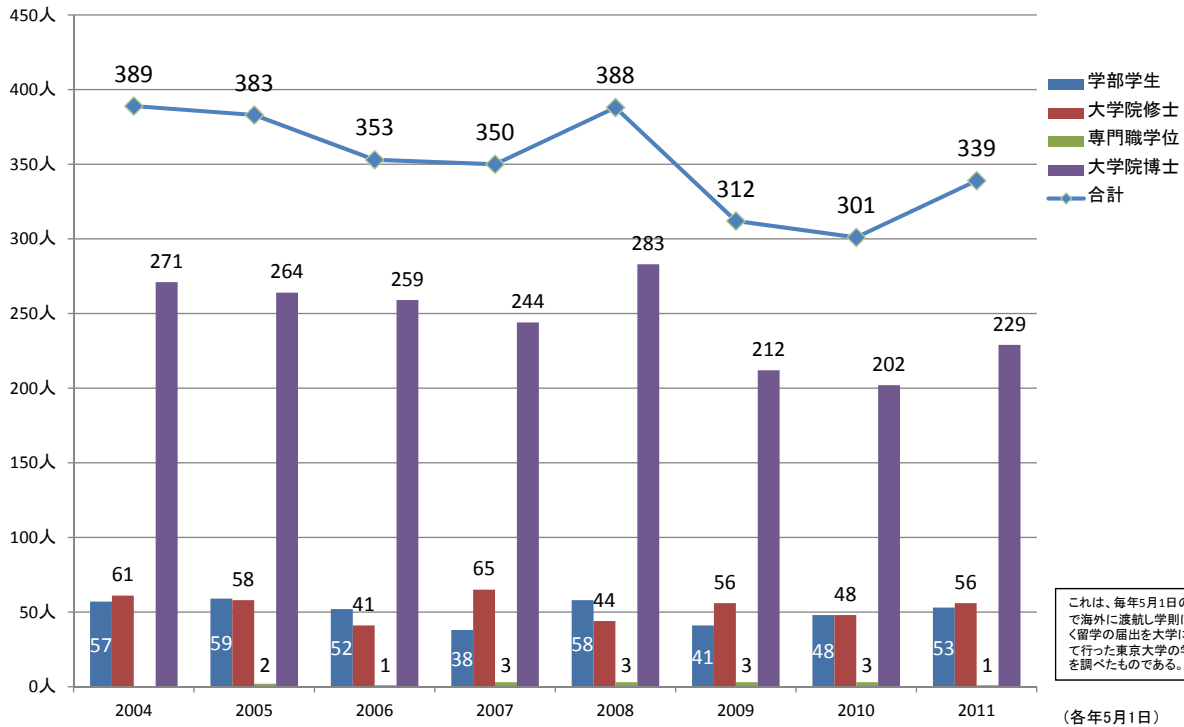
東京大学の入学時期を秋に変更する場合、欧米諸国の大学と、学期や長期休業期間のずれも解消する又は小さくなります。学位(学士)取得を目的としない、短期(おおむね1年以内)の留学生の数は東京大学においてどのように変化すると思いますか。該当するものを1つ選んでください。

	回答数	%
大きく増加する	30	15.1
やや増加する	47	23.6
変化しない	39	19.6
やや減少する	11	5.5
分からない	49	24.6
無回答	23	11.6
合計	199	100.0

出典：学士課程の入学時期に関するアンケート
調査主体：東京大学本部企画課
調査対象：東京大学の留学生
調査方法：2011年10月に開催された留学生向けの各種オリエンテーションやメールを利用し実施
回答者数：199人(うち学部生24人、大学院生74人)

12) 東京大学の学生の留学体験①

海外へ留学している学生数



出典: 東京大学概要(資料編)

12) 東京大学の学生の留学体験②

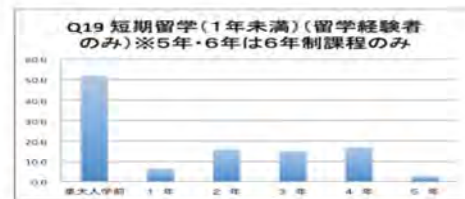
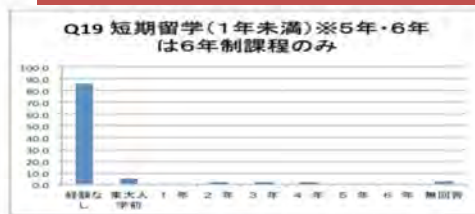
留学経験・語学力についてお聞きします。

あなたは、これまでに留学をしたことがありますか。それはいつですか。あてはまる番号に○をつけてください(○はいくつでも可)。(5年・6年は6年制課程のみ)

短期留学(1年未満) :

1. 経験なし (86.0%)

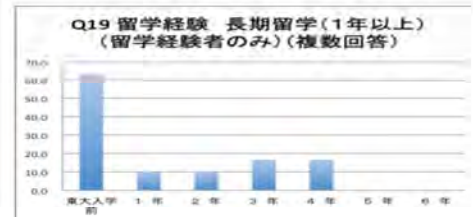
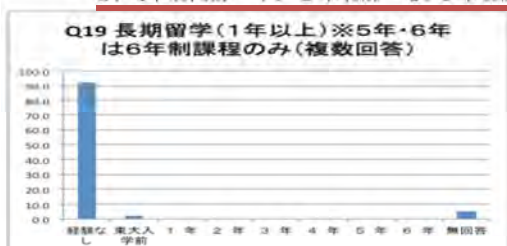
経験あり : 2. 東大入学前(5.8%) 3. 1年(0.7%) 4. 2年(1.8%) 5. 3年(1.7%)
6. 4年(1.9%) 7. 5年(0.3%) 8. 6年(0%)



長期留学(1年以上) :

1. 経験なし (92.1%)

経験あり : 2. 東大入学前(1.9%) 3. 1年(0.3%) 4. 2年(0.3%) 5. 3年(0.5%)
6. 4年(0.5%) 7. 5年(0%) 8. 6年(0%)



出典: 2010年度大学教育の達成度調査
調査主体: 東京大学教育企画室
調査対象: 東京大学の学部卒業生3101人。有効回答数1,936票(回収率62.4%)

12) 東京大学の学生の留学体験③

V. 卒業後の進路についてお聞きします。

Q. 24 4月からの予定は、下の項目ではどれにあたりますか。あてはまる番号一つに○をつけてください。

働く

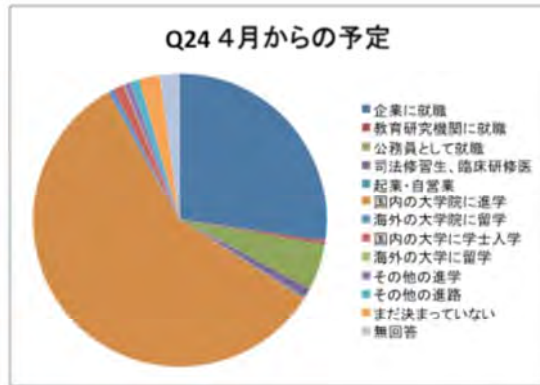
1. 企業に就職 (27.4%)
2. 教育研究機関に就職 (0.4%)
3. 公務員として就職 (5.0%)
4. 司法修習生、臨床研修医 (1.0%)
5. 起業・自営業 (0.2%)

学ぶ

6. 国内の大学院に進学 (58.1%)
7. 海外の大学院に留学 (0.6%)
8. 国内の大学に学士入学 (1.2%)
9. 海外の大学に留学 (0.1%)
10. その他の進学 (0.7%)
11. その他の進路 (1.0%)

未定

12. まだ決まっていない (2.3%)
- 無回答 (2.2%)



出典：2010年度大学教育の達成度調査
調査主体：東京大学教育企画室
調査対象：東京大学の学部卒業生3101人。有効回答数1,936票
(回収率62.4%)

13) 東京大学の学生の留学への意欲

学部学生

●積極的に留学をしたいと考えていた

	%
あてはまる	15.1%
まああてはまる	20.4%
あまりあてはまらない	35.2%
あてはまらない	26.8%
無回答	2.4%
合計	100.0%

●留学プログラム等の機会を充実させてほしい

	%
あてはまる	27.2%
まああてはまる	31.4%
あまりあてはまらない	23.8%
あてはまらない	14.9%
無回答	2.6%
合計	100.0%

出典：2010年度大学教育の達成度調査
調査主体：東京大学教育企画室
調査対象：東京大学の学部卒業生3101人。有効回答数1,936票(回収率62.4%)

大学院学生

●外国の大学と交換留学生制度があれば留学したいか

	度数(人)	%	無回答を除く%
条件によっては留学したい	933	69.9	70.2
留学したいとは思わない	396	29.7	29.8
合計	1329	99.6	100.0
無回答	6	0.4	

●日本から外国へ留学する機会をもっと拡大することについて

	度数(人)	%	無回答を除く%
非常に重要	462	34.6	34.9
かなり重要	388	29.1	29.3
重要	353	26.4	26.7
あまり重要でない	92	6.9	7.0
ほとんど重要でない	28	2.1	2.1
合計	1323	99.1	100.0
無回答	12	0.9	

出典：2009年学生生活実態調査
調査主体：東京大学学生会委員会学生生活調査室
調査期間：2009年11月～12月
調査対象及び抽出率：東京大学の大学院男子・女子学生1335人。研究科系統別無作為抽出法で在籍者数の1/4を抽出。

14) 東京大学の学生の留学に関する障害

87国立大学へのアンケート調査

4 学生の海外派遣に関する大きな障害（複数回答可）

※回答大学数 87

	件数	比率
① 助言教職員の不足	23	26.4%
② 帰国後の単位認定が困難	32	36.8%
③ 帰国後、留年する可能性が大きい	59	67.8%
④ 経済的問題で断念するケースが多い	42	48.3%
⑤ 指導教員の理解が得られない	3	3.4%
⑥ 大学全体としてのバックアップ体制が不備	21	24.1%
⑦ 両親、家族の理解が得られない	7	8.0%
⑧ 先方の受け入れ大学の情報が少ない	9	10.3%
⑨ その他	27	31.0%

出典：「留学制度の改善に向けて」国立大学協会（平成19年1月）「留学制度の改善に関するアンケート」
 実施主体：国立大学協会国際交流委員会 留学制度の改善に関するワーキング・グループ
 調査対象：87国立大学
 調査期間：平成18年7月13日～8月4日

東京大学学生へのアンケート調査

●大学の年間スケジュールや大学院／就職試験が留学の妨げとなった

	%
あてはまる	15.1%
まああてはまる	24.6%
あまりあてはまらない	27.2%
あてはまらない	30.2%
無回答	2.8%
合計	100.0%

●経済的な問題で留学をあきらめた

	%
あてはまる	11.9%
まああてはまる	19.5%
あまりあてはまらない	28.4%
あてはまらない	37.4%
無回答	2.8%
合計	100.0%

●語学力の問題で留学をあきらめた

	%
あてはまる	7.0%
まああてはまる	15.9%
あまりあてはまらない	30.8%
あてはまらない	43.6%
無回答	2.7%
合計	100.0%

出典：2010年度大学教育の達成度調査
 調査主体：東京大学教育企画室
 調査対象：東京大学の学部卒業生3101人。有効回答数1,936票（回収率62.4%）

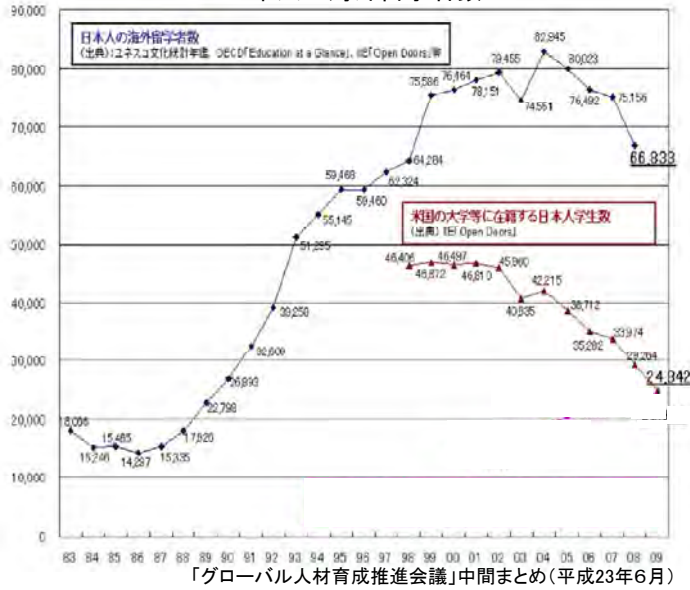
15) 入試日程と学事暦の問題

平成19年11月 国立大学協会『「平成22年度以降の国立大学の入学者選抜制度—国立大学協会の基本方針—」について』

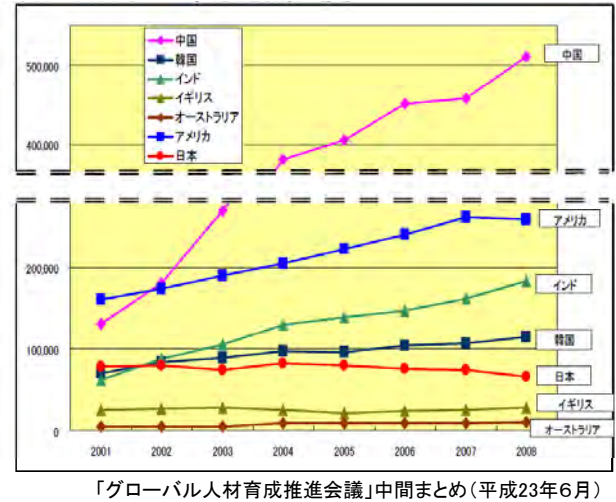
なお、入試日程の過密に関しては、言うまでも無く、学年暦が4月に始まり3月で終了するという問題が根底に存在する。大学入学者選抜に利用するセンター試験が1月にあり、2月初旬から私立大学入試が始まり、2月25日から前期日程試験が、3月12日から後期日程試験が行われているが、そうした日程は高等学校等の教育に大きな圧力を加えている。同時に大学は、学年末試験、卒業、大学院修了等にかかる業務の中で入試業務を行い、4月からの入学、授業開始を準備しなければならない。平成12年の大学審答申は、従来「欧米諸国等我が国と学年暦の異なる国との円滑な交流を図る」ことを主目的として実施が制約されていた秋季入学導入を、「各大学における入学者選抜の具体的な改善方策」の一つとして掲げたが、学年暦から生じる日程の過密問題は、大学が個別に秋季入学を選択することでは容易に解消するものではない。義務教育期間は別としても、高等学校段階以後の学年暦のあり方の検討が国民的になされることが望ましい。「9月入学」や「秋季入学」の実現や推進の検討にあたっては、我が国の学年暦が高等学校、大学等における教育課程に圧力を加えていることの検討が必要である。

16) 日本人学生の実態①(海外留学)

日本人の海外留学者数



国(地域)別 学生の海外派遣者数の推移



アメリカの大学で博士学位を取得した外国人の国別数(2007年度)

国名	取得人数	全体に占める割合
1 中国	5002人	29.8%
2 インド	2228人	13.3%
3 韓国	1529人	9.1%
4 台湾	755人	4.5%
5 カナダ	629人	3.7%

国名	取得人数	全体に占める割合
6 トルコ	559人	3.3%
7 日本	330人	2.0%
8 タイ	275人	1.6%
9 ロシア	269人	1.6%
10 ドイツ	237人	1.4%

総数16812人
(161ヶ国)

Doctorate Recipients
from United States
Universities Selected
Tables 2007

16) 日本人学生の実態②(英語力)

TOEFL(iBT)の国別ランキング
<全体順位>(163か国中)

順位	国名	TOEFLスコア
1位	オランダ	100
2位	デンマーク	99
3位	シンガポール オーストラリア	98
...
80位	韓国	81
...
105位	中国	77
...
135位	カメルーン トーゴ クウェート 日本	70
...
139位	ギニア シエラレオネ	69
...
163位	モーリタニア	58

※TOEFL(iBT)は120点満点

<アジア内順位>(30か国中)

順位	国名	TOEFLスコア
1位	シンガポール	98
2位	インド	92
3位	マレーシア パキスタン フィリピン	88
...
9位	韓国	81
...
16位	中国	77
...
24位	アフガニスタン モンゴル ベトナム	73
...
27位	日本	70
28位	ラオス人民民主共和国	67
29位	タジキスタン	66
30位	カンボジア	63

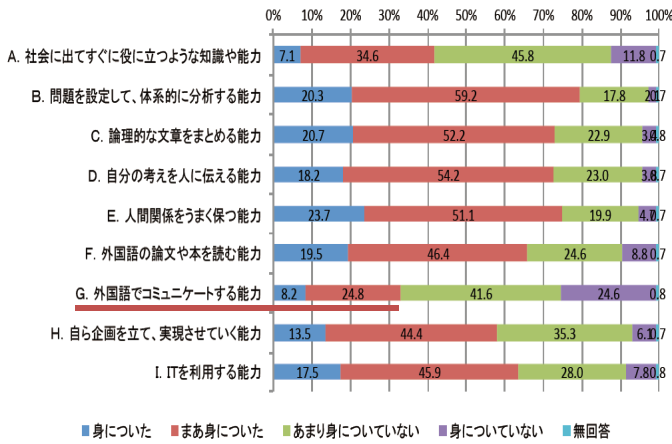
ETS-Test and Score Data Summary for TOEFL Internet-based and Paper-based Tests
JANUARY 2010-DECEMBER 2010 TEST DATA

「グローバル人材育成推進会議」中間まとめ(平成23年6月)

17) 東京大学の学生のコミュニケーション能力

コミュニケーション能力(英語)

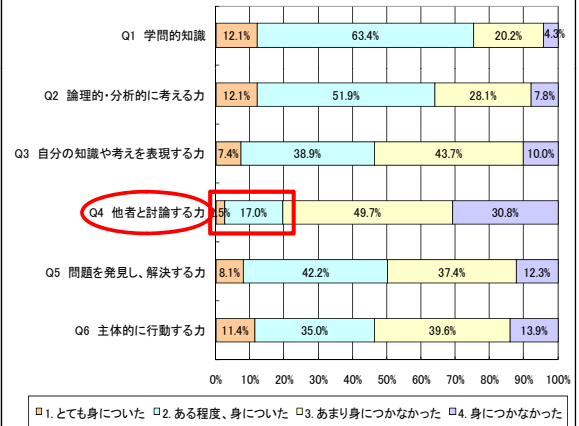
●あなたは、大学時代を通じて、以下のような点を身に付けたと
思いますか。



出典：2010年度大学教育の達成度調査
調査主体：東京大学教育企画室
調査対象：東京大学の学部卒業生3101人。有効回答数1,936票
(回収率62.4%)

討議力

●あなたは教養学部での学習を通して、以下のような
知識や力がどの程度身についたと思いますか？



出典：教養教育の達成度についての調査
実施対象：学部前期課程修了生全員
実施期間：平成20年3月21日～28日
実施方法：UTask-Web上での回答
回答数：約720(全体の22%程度)

18) 海外の有力大学の留学生比率

ハーバード大学	学部10%、大学院27%、全体21% (2009年)
スタンフォード大学	学部 7%、大学院32%、全体21% (2010年)
イェール大学	学部10%、大学院23%、全体17% (2010年)
ルートヴィヒ・マクシミリアン大学ミュンヘン	全体14% (2011年) ドイツでは制度として大学院が存在しないため総学生数に占める留学生の割合のみ記載
北京大学	学部 5%、大学院 2%、全体 7% (2004年)
香港大学	学部19%、大学院40%、全体29% (2010年) ※ 中国内地からの学生を留学生とみなさない場合 学部：8%、大学院11%、全体10% (2010年)
ソウル大学	学部 6%、大学院15%、全体10% (2010年)
シンガポール大学	学部21%、大学院60%、全体30% (2010年)

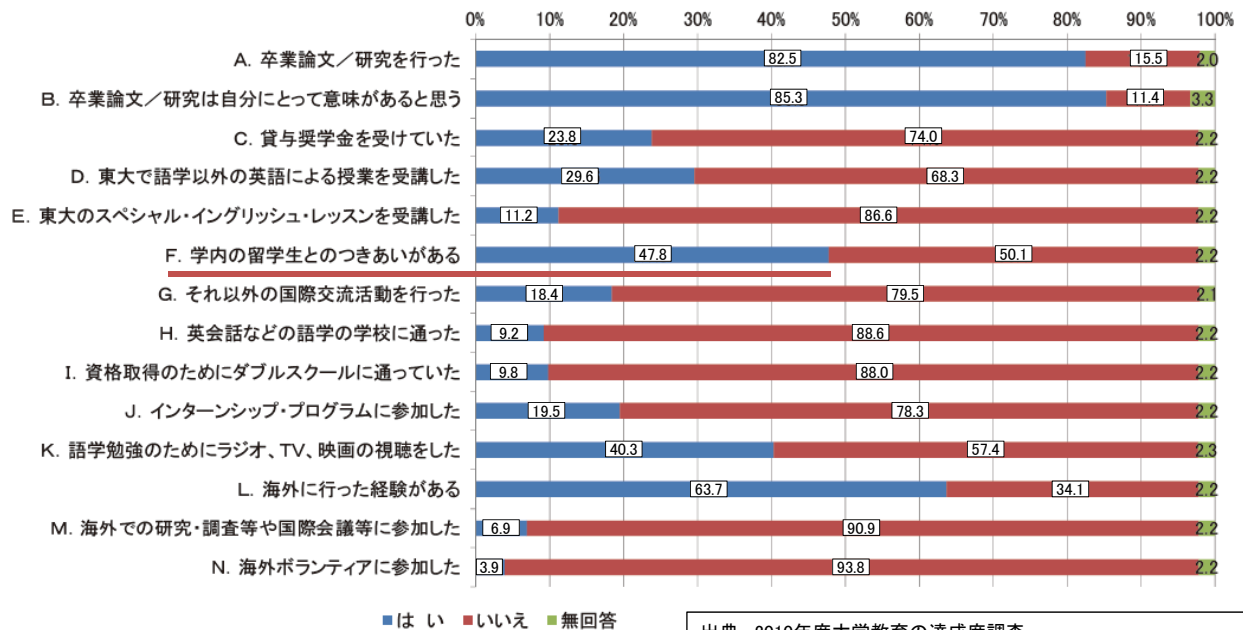
[2007「世界の有力大学の国際化の動向」データを各大学のウェブサイトの情報等を用いて更新]

(参考)

- 1) 東京大学の留学生受入数 (2011年5月1日現在)
 - 学部276人 (全体の1.9%)、大学院2,690人 (全体の18.6%)
- 2) 「週刊朝日ムック 大学ランキング2012」による外国人留学生数が多い我が国の大学 (2010年度。正規のみ聴講生等除く)
 1. 学部総数：
 - ①立命館アジア太平洋大2550人、②早稲田大1169人、③国士舘大1111人
 - ※東京大は296人で40位。
 2. 大学院総数：
 - ①東京大2576人、②早稲田大1674人、③九州大1142人。

19) 東京大学の学生と留学生の交流

Q. 在学時の学習機会・経験についてお聞きします。



出典：2010年度大学教育の達成度調査
 調査主体：東京大学教育企画室
 調査対象：東京大学の学部卒業生3101人。有効回答数1,936票
 (回収率62.4%)

20) 海外の有力大学の外国人教員数

マサチューセッツ工科大学	14% (135人, 2006年)
オックスフォード大学	20% (274人, 2006年)
スイス連邦工科大学チューリヒ校	60% (209人, 2005年)
ソウル大学	3% (60人, 2005年)

[2007「世界の有力大学の国際化の動向」より]

(参考)

- 東京大学の外国人教員数
 - ・教員(助手以上)：88人(2.3%)・・・教授16人、准教授38人、講師9人、助教25人
 - ・特任教員等(特任助教以上、外国人教師)：90人(9.9%)・・・特任教授9人、特任教授15人、特任講師21人、特任助教39人、外国人教師6人
 - ・特任研究員：212人(21.4%)
 - ・外国人教員 合計：178人(3.7%)
 - ・外国人教員(特任研究員を含む場合)合計：390人(6.75%)
(2011年5月1日現在、母数：4785人、5776人(特任研究員含む場合))
- 「週刊朝日ムック 大学ランキング2012」による外国人教員数の多い我が国の大学(2010年度。常勤の講師以上。)：
 - 総数：①関西外国語大106人、②立命館大104人、③神田外語大99人、
※東京大65人で9位。
 - 比率：①宮崎国際大84%、②国際教養大54%、③神田外語大52%、
※東京大学は35位以下(不明)

21) 東京大学における英語による授業

【英語による授業科目数】

学部：59 大学院：262 (大学改革状況調査 2009年度実績)

【英語のみで学位取得できるコース数】

大学院：31コース (2011年度実績)

※2012年度の予定

学部：2 (2012年10月開設予定)

研究科：36 (うち5コースは2012年に開設予定。2012年4月に1、10月に4)

【2010年度大学教育の達成度調査】

○在学時の学習機会・経験

・東大の語学以外の英語による授業を受講した・・・29.6%

【2008年度東京大学の国際化に関する意見と要望調査】 (留学生等341人、約13%の回答率)

○英語による講義(留学生等)

・講義が英語によって提供されれば東京大学の魅力が向上する・・・79%

・英語による講義を増やすべき・・・82%

・英語で講義を提供しても魅力は向上しないとする理由：文系は、英語で教育を受けたい学生は英語圏の大学に行く、東大の留学生は日本語が堪能、日本研究は日本語で行った方がよい。理系は、教員や学生の英語力が不十分。

22) 国際大学ランキングにおける東京大学の地位①

THE及QSともに、評点は、指標ごとに最高の評価を得た大学を100点として算出されている。“—”はウェブ上でデータが確認できないことを示す。

THE総合ランキング2011-2012

順位	大学	国名	総合 得点	総合得点に占める割合				
				100%	30%	7.5%	2.5%	30%
				教育*	国際生 *	産業 収入	研究*	論文の 影響力
1	California Institute of Technology	United States	94.8	95.7	56	97	98.2	99.9
2	Harvard University	United States	93.9	95.8	67.5	35.9	97.4	99.8
2	Stanford University	United States	93.9	94.8	57.2	63.8	98.9	99.8
4	University of Oxford	United Kingdom	93.6	89.5	91.9	62.1	96.6	97.9
5	Princeton University	United States	92.9	91.5	49.6	81	99.1	100
6	University of Cambridge	United Kingdom	92.4	90.5	85.3	55.5	94.2	97.3
7	Massachusetts Institute of Technology	United States	92.3	92.7	79.2	94.4	87.4	100
8	Imperial College London	United Kingdom	90.7	88.8	92.2	93.1	88.7	93.9
9	University of Chicago	United States	90.2	89.4	58.8	—	90.8	99.4
10	University of California, Berkeley	United States	89.8	82.8	50.4	62.5	99.4	99.4
30	University of Tokyo	Japan	74.3	86.1	23	76.6	80.3	69.1

QS総合ランキング2011/12

順位	大学	国名	総合 得点	総合得点に占める割合					
				100%	40%	10%	20%	20%	5%
				研究者 からの 評判	雇用者 からの 評判	論文被 引用数 /教員 数	教員学 生 比率	外国人 教員比 率	外国人 学生比 率
1	University of Cambridge	United Kingdom	100	100	100	92.7	98.9	98.4	96.6
2	Harvard University	United States	99.3	100	100	100	96.4	76.9	86
3	Massachusetts Institute of Technology	United States	99.2	100	100	99.6	99.9	50	97.9
4	Yale University	United States	98.8	100	100	97.2	100	84.3	65.6
5	University of Oxford	United Kingdom	98	100	100	82	100	98.2	95.9
6	Imperial College London	United Kingdom	97.6	99.8	100	79.6	99.7	99.7	99.9
7	UCL (University College London)	United Kingdom	97.3	99.4	82	89.5	99	96.2	99.7
8	University of Chicago	United States	96.1	99.9	90	92.3	95.8	71.5	81.4
9	University of Pennsylvania	United States	95.7	98.7	90	94.9	99.5	64.1	66.3
10	Columbia University	United States	95.3	99.9	100	95.8	95.8	—	86.2
22	University of Hong Kong	Hong Kong	87	98.9	59.4	54.5	95.1	100	98.9
25	The University of Tokyo	Japan	85.9	100	90	74	92.2	10.8	29.2

*THEの教育、国際性、研究の得点については、それぞれ以下の指標に基づいて算出されている。

・教育： 評判調査、全学生数/教員数、博士号授与数/学士号授与数、博士号授与数/教員数、機関の収入/教員数

・国際性： 留学生数/全学生数、外国人教員/全教員数、国際共著論文数/全論文数

・研究： 評判調査、研究収入/教員数、論文数/(教員数+研究員数+特任教員数)

22) 国際大学ランキングにおける東京大学の地位②

その他の世界大学ランキング

THEヒューマン・ランキング2010-11

(2011年3月10日発表)

順位	大学名	国名
1	Harvard University	米国
2	MIT	米国
3	University of Cambridge	英国
4	University of California, Berkeley	米国
5	Stanford University	米国
6	University of Oxford	英国
7	Princeton University	米国
8	University of Tokyo	日本
9	Yale University	米国
10	California Institute of Technology	米国

上海交通大学学術ランキング2011

(2011年8月15日発表)

順位	大学名	国名
1	Harvard University	米国
2	Stanford University	米国
3	MIT	米国
4	University of California, Berkeley	米国
5	University of Cambridge	英国
6	California Institute of Technology	米国
7	Princeton University	米国
8	Columbia University	米国
9	University of Chicago	米国
10	University of Oxford	英国
21	The University of Tokyo	日本

QSアジアランキング2011

(2011年5月23日発表)

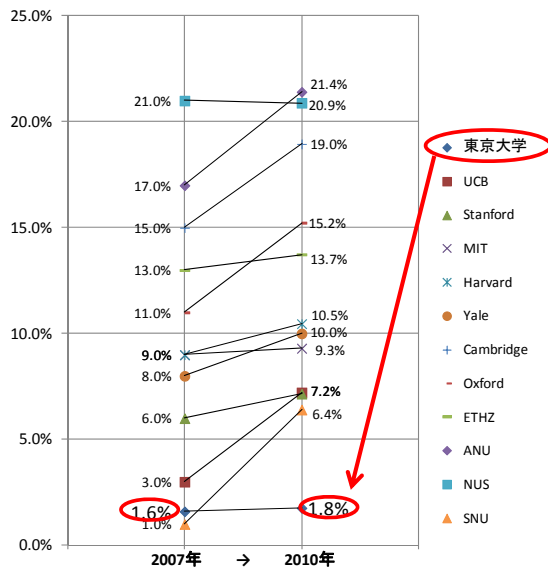
順位	大学名	国名
1	The Hong Kong University of Science and Technology	香港
2	University of Hong Kong	香港
3	National University of Singapore	シンガポール
4	The University of Tokyo	日本
5	The Chinese University of Hong Kong	香港
6	Seoul National University	韓国
7	Kyoto University	日本
8	Osaka University	日本
9	Tokyo Institute of Technology	日本
9	Tohoku University	日本

Mines Paris Techプロフェッショナルランキング2011

順位	大学名	国名
1	Harvard University	米国
2	Tokyo University	日本
3	Keio University	日本
4	HEC	フランス
5	Kyoto University	日本
5	University of Oxford	英国
7	Ecole Polytechnique	フランス
8	Waseda University	日本
9	ENA	フランス
10	Seoul Natl University	韓国

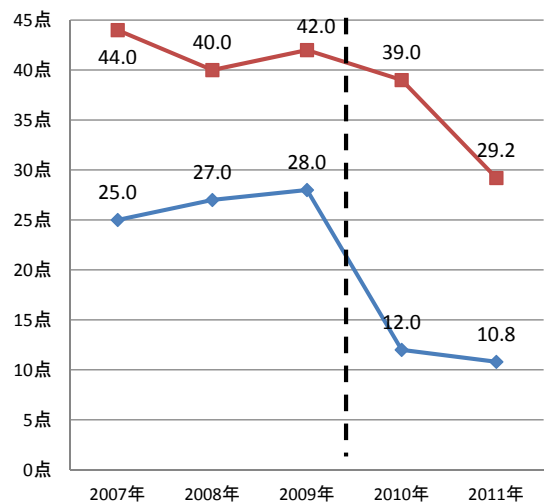
23) 国際化指標における東京大学の位置の推移

世界の有力大学の留学生比率(学部)トレンド
留学生比率(学部)推移(2007~2010年)



出典:「世界の有力大学の国際化の動向」(国際連携本部調査報告2007年11月)及び各大学Webサイト(2011年評価・分析課調べ)
注)本データでは特別聴講学生は含まない。

タイムズ紙、QS世界大学ランキングにおける
東京大学の国際性指標の評点の推移



○評点は、指標ごとに最高の評価を得た大学を100点として算出されている。
○2009年までは、Times Higher Education誌とQs社が共同でランキングを作成しており、留学生比率と外国人教員比率のそれぞれが総合評価の5%を占める国際性指標として用いられていた。2010年から両社は別々にランキングを実施している。

24) イギリスにおけるギャップイヤーの概要

1 目的

大学入学資格を得た若者に、入学を1年遅らせて社会的な見聞を広めるための猶予期間を与えるもの。

2 概要

高校が終わる6月から、大学が始まる翌年の10月までの16か月間に、自由にいろいろな活動ができる。18歳から25歳までが対象となっており、大学を卒業して就職する前にとる場合もある。

また、イギリスにはギャップイヤー中の活動を支援するエージェンツ団体が数多くあり、政府は22の優良なエージェンツ団体を集めて協会を作っている。

3 ギャップイヤーを選んだ学生数と主な過ごし方

ギャップイヤーを選んだ学生数は、2001年で25,310人となっており、全合格者に占める割合は7.6%となっている。ギャップイヤーの希望者は、その意思をUCAS(大学・カレッジ入学サービス)の入学願書に記入し、大学側は可否の判定において参考とする。

ギャップイヤーの主な過ごし方としては、①職業・ボランティア体験、②特定技能の修得、③旅行・外国体験といった選択肢に分かれる。

4 ギャップイヤーのエージェンツ団体の概要と活動例

ギャップイヤーのエージェンツ団体のうちもっとも古く大きな団体が1972年に設立したギャップ・アクティビティ・プロジェクト(GAP)である。政府からの資金援助はなく、活動財源は企業寄付が主であり、21人の常勤スタッフと約200人の高齢者がボランティアにより運営されている。

年間に世界33か国に1,500人の若者をボランティアとして送り出している。海外のボランティア活動としては、英語を教えるボランティアが最も多い。

5 ギャップイヤー参加者への評価

ギャップイヤーを利用したことによって、自分が何をしたいかが明確になるなどの効果があり、大学の途中退学者率が20%程度であるのに対し、ギャップイヤー利用者に関しては、3~4%に留まるとの調査結果もある。

また、企業側も、社会体験をして見聞を広めることが若者に与える効果を認めており、採用の際にギャップイヤーをとっている若者を評価している。例えば、ギャップイヤーを体験した優秀な若者をGAPからFordやHSBCといった協力企業に紹介している。

(「諸外国の高等教育」(文部科学省)、「社会奉仕活動の指導・実施方法に関する調査研究(文部科学省委託調査)」(株式会社日本総合研究所)より作成)

【参考:日本におけるギャップイヤーの類似制度】

○名古屋商科大学、光陵女子短期大学の例

大学入学後の4月から7月までの間に、ヨーロッパにおいてボランティア活動、企業訪問など自分の計画に従って生活し、それを単位認定するギャップイヤーのプログラムを導入。

○ソニーの例

採用選考を通過して入社が予定された人が、入社する時期を最大2年後まで自分で選択できるようにする「フレックス・キャリア・スタート制度」を導入。

※教育再生会議・第6回教育再生分科会(平成19年3月13日)配付資料より

25) 各種国家試験等の受験資格・試験日程①

国家試験等名	受験資格	試験日程	合格発表日	東京大学 受験者数 (H22新卒)	東京大学 合格者数 (H22新卒)	備考
医師国家試験	学校教育法に基づく大学において、医学の正規の課程を修めて卒業した者(平成23年3月10日までに卒業する見込みの者を含む。)	平成23年2月12日~14日	3月18日	92名	89名	
歯科医師国家試験	学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者(平成24年3月9日までに卒業する見込みの者を含む。)	平成23年2月5日、6日	3月22日	—	—	
看護師国家試験	文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「指定大学」という。))において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者その他3年以上当該学科を修めた者(平成23年3月18日までに修業する見込みの者を含む。)	平成23年2月20日	3月25日	7名	7名	
獣医師国家試験	学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)において、獣医学の正規の課程(獣医学科・6年制)を修めて卒業した者(平成23年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。)	平成23年2月22日、23日	3月16日	33名	32名	
薬剤師国家試験	学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。))において、薬学の正規の課程を修めて卒業した者(平成23年3月25日までに卒業する見込みの者を含む。)	平成23年3月5日、6日	3月30日	—	—	平成23年から学部6年制課程卒業生初の国家試験開始

25) 各種国家試験等の受験資格・試験日程②

国家試験等名	受験資格	試験日程	合格発表日	東京大学 受験者数 (H22新卒)	東京大学 合格者数 (H22新卒)	備考
司法試験 (新司法試験)	司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期間において、三回の範囲で受けることができる。 (1)法科大学院(学校教育法第99条第2項に規定する専門職大学院であって、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。)の課程を修了した者 その修了の日後の最初の4月1日から5年を経過するまでの期間(※)	平成23年5月11日、12日、14日、15日	短答式試験 成績通知:6月上旬 合格発表:9月8日	262名	149名	※司法試験法第4条
国家公務員試験 (総合職試験) (大卒程度試験) (平成24年度から)	第1次試験の日の属する年度の4月1日において21歳以上30歳未満の者	一次試験: 平成24年4月29日 二次試験: 筆記試験平成24年5月27日 人物試験平成24年5月29日 ~6月15日	6月25日	(不明)	444名※	※合格者数は平成23年度国家公務員試験一種実績で既卒を含む
保健師国家試験	看護師国家試験に合格した者、保健師助産師看護師法第21条各号のいずれかに該当する者又は同法第53条第1項に規定する者であって、かつ、次のいずれかに該当するもの (1)文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校(以下「指定学校」という。)において1年以上保健師になるのに必要な学科を修めた者(平成23年3月18日までに修業する見込みの者を含む。)	平成23年2月18日	3月25日	7名	7名	平成23年4月から受験資格停止(平成22年入学者まで適用)
助産師国家試験	看護師国家試験に合格した者、保健師助産師看護師法第21条各号のいずれかに該当する者又は同法第53条第1項に規定する者であって、かつ、次のいずれかに該当するもの (1)文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校(以下「指定学校」という。)において1年以上助産に関する学科を修めた者(平成23年3月18日までに修業する見込みの者を含む。)	平成23年2月17日	3月25日	1名	1名	平成23年4月から受験資格停止(平成22年入学者まで適用)

26) 在学年数に関する特別な制度①(東京大学での導入状況)

在学年数に関する特別な制度

	特別な制度	国	東京大学		備考
			全学	部局	
学部	飛び入学	○ (学教90)	×	×	
	修業年限短縮	×	×	×	
	修業年限延長	×	×	×	※延長可能な「特別な専門事項を教授研究する学部」に該当するか否かは、個別大学の裁量外。
	短期修了	○ (学教89)	×	×	
	長期履修	○ (基準30-2)	×	×	

	特別な制度	国	東京大学		備考
			全学	部局	
大学院	飛び入学	○ (学教102)	○	△	数理科学、公共政策医学系(医学博士課程)(PhD-MDコース)
	修業年限短縮	○[M] (院基準3)	×	×	※「実務の経験を有する者に対して教育を行う場合」等に限定。
	修業年限延長	○ (院基準3.4)	×	×	※導入当初は社会人向けを想定。現在は特別な制約無し。
	短期修了	○ (院基準16.17)	○	○	
	長期履修	○ (院基準15) (基準30-2)	○	△	人文社会、法学政治、総合文化、理学系、工学系、農学生命科学、薬学系、数理科学、新領域、情報理工、学際情報、公共政策

(注)表記の意味

学教:学校教育法、基準:大学設置基準、院基準:大学院設置基準

○:制度あり、×:制度なし、△:一部部局に制度あり(備考欄に該当部局名を記載)

[M]:修士課程のみについて制度あり

26) 在学年数に関する特別な制度②(早期卒業関係法令)

関連法令

学校教育法第89条

大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生（第87条第2項に規定する課程に在学するものを除く。）で当該大学に3年（同条第1項ただし書の規定により修業年限を4年を超えるものとする学部）の学生にあつては、3年以上で文部科学大臣の定める期間）以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

学校教育法施行規則第147条

学校教育法第89条に規定する卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合（学生が授業科目の構成等の特別の事情を考慮して文部科学大臣が別に定める課程に在学する場合を除く。）に限り行うことができる。

- 一 大学が、学修の成果に係る評価の基準その他の学校教育法第89条に規定する卒業の認定の基準を定め、それを公表していること。
- 二 大学が、大学設置基準第27条の2に規定する履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用していること。
- 三 学校教育法第87条第1項に定める学部の課程を履修する学生が、卒業の要件として修得すべき単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもって修得したと認められること。
- 四 学生が、学校教育法第89条に規定する卒業を希望していること。

同規則第148条

学校教育法第87条第1項ただし書の規定により修業年限を4年を超えるものとする学部）に在学する学生にあつては、同法第89条の規定により在学すべき期間は、4年とする。

【参考】

(修業年限) 学校教育法第87条

大学の修業年限は、4年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、4年を超えるものとすることができる。

- 2 医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、6年とする。

(飛び入学) 同法第102条

- 2 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第83条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学させることができる。

26) 在学年数に関する特別な制度③(全国の早期卒業実施状況等)

我が国における早期卒業実施状況(平成20年度。文部科学省調べ)

○早期卒業制度を導入している大学数

(大学数)

国立	公立	私立	計
39	9	77	125
(47.6%)	(12.3%)	(13.6%)	(17.3%)

うち実際に早期卒業者がいた大学数

(大学数)

国立	公立	私立	計
21	5	31	57
(25.6%)	(6.8%)	(5.5%)	(7.9%)
<全体比>			
<制度導入大学比>			
(53.8%)	(55.6%)	(40.3%)	(45.6%)

○H20期早期卒業生数

(人数)

	国立	公立	私立	計
進学	69	13	137	219
(うち、海外)	0	0	3	3
就職者数	2	2	34	38
その他	9	2	47	58
合計	80	17	218	315

(参考)

政府の動向「グローバル人材育成推進会議 中間まとめ」(平成23年6月22日)より抜粋

○グローバル化時代に相応しい大学教育の確立、高等教育の国際展開の推進

大学・大学院への飛び入学や早期卒業の促進及び高校における早期卒業制度の創設のための制度的整備等を検討する。

(高校2年→留学1年→大学4年、高校2年→大学5年(留学1年を含む)、高校3年→留学1年→大学3年等の柔軟な経路設計を可能に)

27) 国際化に係る東京大学の達成目標①

「東京大学の行動シナリオ FOREST2015」における達成目標

○重点テーマ2. グローバル・キャンパスの形成

[達成目標]

- 世界から人材の集うグローバル・キャンパスを形成し、構成員の多様化を通じ、学生の視野を広く世界に拡大する。学生にとって世界全体がキャンパスともみなしうる体制を整える。【例:2020年までに留学生比率を12%以上、外国人教員比率を10%以上、英語による授業科目を3倍以上に増加させること、全ての学生に海外留学・派遣を含む国際的な学習・研究体験を提供することを目指す。】
- 教育・研究における国際連携を戦略的に進めるとともに、国際的発信インフラを整備する。
- グローバル・キャンパスに相応しい教育・研究・生活環境を作る。
- 「東京大学国際化推進長期構想」を着実に実施し、アジアとの人的交流を大幅に拡大することを目指す。

○重点テーマ4. 「タフな東大生」の育成

[達成目標]

- 全ての学生が、豊かな教養と深い専門性を備えた人材になるようにする。特に、海外体験・異文化体験を通じ、コミュニケーション能力や行動力を身につけさせる。【例:国際的な活躍に支障のない語学力の習得などを目指す。】
- 多様な学生構成の実現により、相互に切磋琢磨する教育環境をつくる。【例:2020年までに留学生比率12%の達成を目指す。】

○重点テーマ5. 教員の教育力の向上、活力の維持

[達成目標]

- 多様な教員構成の実現により、教育研究活動を活性化する。【例:2020年までに外国人比率10%の達成を目指す。】

出典:東京大学の行動シナリオ FOREST2015

27) 国際化に係る東京大学の達成目標②

「東京大学国際化推進長期構想(提言)」における達成目標(1/2)

I. 国際連携と国際活動の組織的な推進

a. 東京大学の海外展開、国際連携の促進

【2020年達成目標】

- ④中国、インドの学術機関との連携が確立し、優秀な留学生の受入れを含む多様な人的交流が活発に行われている。
- ⑤戦略的連携方針に基づいて、欧米(ロシアを含む)の学術機関との教育研究協力の仕組みが整備され機能するようになる。

c. 国際的な教育研究活動の推進

【2020年達成目標】

- ②海外大学との組織的な教育連携(合同講義・演習、教員交換、共同の教材開発、学生交流プログラム、二重学位プログラム等)がすべての研究科・学部で複数実施されるようになる。
- ③多くの学問分野において東京大学による教育活動が国際的に認知される。世界的に知名度を有する教材が複数の分野で開発されている。
- ④教員歴15年以上の教員で、海外の学術機関等で通算半年以上の滞在経験を有する(学生、ポスドクとしての滞在を除く)者の割合が、2011年実績を3割以上上回る。
- ⑤教員歴15年未満の若手研究者がほぼ全員、海外の学術機関等で1ヶ月以上の滞在経験を有する(学生、ポスドクとしての滞在を含む)。
- ⑥外国籍教員の比率が10%を上回る(参考内訳:講師以上8%、助教・研究員等11%)。
- ⑦東京大学に1ヶ月以上滞在する外国からの研究者が年間1200名以上、そのうち半数以上が集中講義やセミナー開催など、学内の教育活動に携わる。
- ⑧アジアに関わる研究教育を全学的に展開し、アジアへの理解が深い学生を輩出する。

II. 高い専門性と国際的な視野・教養を備えた人材を世界に送り出す

d. 学部における教育の国際化

【2020年達成目標】

- ①全学部学生に学部教育を修了するまでに実質的な国際交流体験を最低一度は持たせる。実質的国際交流体験とは、母国語の異なる人々と長時間にわたって議論ないし経験を共有する体験をいう。
- ②海外大学等への学生派遣のための奨学金制度が確立している。
- ③全学部学生を対象として、英語や日本語による論理的・体系的な文章作成力とプレゼンテーション能力を向上させる授業科目が導入されている。

e. 大学院における教育の国際化

【2020年達成目標】

- ①学生が卒業後に国際的に活動を展開する上で必要な力(知識、技能)を養成できるカリキュラムが各研究科において整備されている。
- ②学生の実質的国際交流体験の機会が飛躍的に増大し、海外大学教員等によるセミナーや外国語で行われるセミナー、イベントが年間を通して恒常的に各キャンパスで実施されている。
- ③修士課程の学生の3割以上、博士課程の学生の7割以上に、在学中に海外の大学訪問、国際研究集会における発表、海外フィールド調査など(以下、海外体験という)への参加経験を持たせる。
- ④全ての大学院生が在学期間中に、海外大学等の教員や研究者と議論、あるいは指導・助言を受けたことがある。
- ⑤希望する全ての大学院生が、外国語によるアカデミック・ライティングやプレゼンテーション能力を向上させる授業科目を受講できる。

出典:「東京大学国際化推進長期構想(提言)」(2010)

27) 国際化に係る東京大学の達成目標③

「東京大学国際化推進長期構想(提言)」における達成目標(2/2)

f. 学生の英語を含む外国語力、国際的チームワーク能力の強化

【2020年達成目標】

- ①学生・教職員が参加できる、コミュニケーション能力を中心とした英語力強化のための講座が、すべてのキャンパスで提供されている。
- ②学生・教員が利用できる英語論文執筆支援制度が各キャンパスで整備されている。
- ③全教育課程(学部、大学院)において外国語を習得できる機会が整備されている。
- ④留学生と日本人学生が協働する機会が組織的に整備され、実施されている。
- ⑤日本人学生が学内の留学生や外国人研究者を支援する仕組みが組織的に整備され、実施されている。

g. 留学生の受入れ拡大

【2020年達成目標】

- ①書類選考を含む留学生を対象とする入試実施体制が確立している。
- ②留学生獲得のため戦略的にアプローチすべき世界各地の高校・大学が特定され、留学生をリクルートする体制が確立している。
- ③大学院を中心に、国際的通用性の高いカリキュラムなど教育の仕組みが確立している。
- ④留学生の9割以上が奨学金を受給している。また、渡日前の奨学金付与確定の仕組みが導入されている。
- ⑤各学部・研究科が英語による講義の達成目標を提示し、実現している。全学レベルでは、英語による授業科目が2010年の3倍になる。
- ⑥言語や受けてきた教育について多様なバックグラウンドを有する留学生に対して、適切な導入教育と在学期間中の教育面のサポート(日本語・英語教育、専門教育等)が図られている。
- ⑦就職を希望する留学生に対して、国内へのキャリアサポートを実施する体制が確立している。
- ⑧留学生数が3500名以上[12.2%](学部350名[2.5%]、大学院等3150名[21.7%])に達している。

III. 国際的な教育研究活動を支える学内体制・制度の整備

j. 留学生・外国人研究者の学内受入れ体制の整備

【2020年達成目標】

- ⑥留学生・外国人研究者が交流できる機会が年に複数回保証されている。
- ⑦留学生や外国人研究者の同伴家族が参加できる様々な交流の場が各キャンパスに形成されている。

出典:「東京大学国際化推進長期構想(提言)」(2010)

28) 体験活動の推進に向けた政府支援の例

○「国立青少年教育振興機構」の諸事業(文部科学省)

※ 青少年教育施設の活用、体験プログラム開発、認証・評価・顕彰制度の研究

○「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」(文部科学省)

※ 学校や放課後における教育支援ボランティア等の活用

○「地域おこし協力隊」(総務省)

○「「域学連携」地域づくり実証研究事業」(総務省)

○「田舎で働き隊」(農林水産省)

○「社会企業人材輩出・インターンシップ事業」(内閣府)

「入学時期の在り方に関する懇談会」審議経過

○第1回 平成23年5月30日

- ・検討事項の確認
- ・意見交換

○第2回 平成23年6月14日

- ・入試の時期について
- ・入学前のギャップイヤーについて
- ・その他

○第3回 平成23年7月19日

- ・秋季入学の場合の卒業の在り方について（就職活動（資格試験関係を含む）及び卒業ギャップイヤーの活用等）
- ・その他

（※平成23年7月22日～23日 総長補佐会合宿「入学時期の在り方について」）

○第4回 平成23年9月13日

- ・秋季入学の意義について（大学教育、社会へのインパクト）
- ・その他

○第5回 平成23年10月18日

- ・「入学時期の在り方に関する懇談会」中間まとめ（案）について①
- ・その他

（※平成23年10月6日～19日 留学生対象アンケート実施）

（※平成23年10月27日 全学教職員懇話会「東大の秋季入学・卒業を考える」）

（※平成23年11月2日 総長補佐会全体会「ギャップタームの活用」）

○第6回 平成23年11月22日

- ・「入学時期の在り方に関する懇談会」中間まとめ（案）について②
- ・その他

★総長に「中間まとめ」を提出 平成23年12月8日

（※平成23年12月20日、平成24年1月10日 科所長会議で議論）

（※平成24年1月18日 経営協議会で議論）

○第7回 平成24年1月11日

- ・「中間まとめ」に係る公聴及び最終報告とりまとめの在り方について
- ・その他

★「中間まとめ」を公表 平成24年1月20日

（※2月15日まで学内意見募集を実施）

○第8回 平成24年2月15日

- ・「中間まとめ」への意見と今後の対応等について
- ・その他

○第9回 平成24年3月9日

- ・「報告書」作成等について
- ・その他

○第10回 平成24年3月29日

- ・「報告書」について
- ・その他

入学時期の在り方に関する懇談会について

平成23年4月21日
役員懇談会了承

1. 趣 旨

国際化に対応する教育システムを構想する一環として、将来的な入学時期の在り方について検討し、提言をとりまとめるため、入学時期の在り方に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

2. 検討事項

- (1) 現行の入学時期を前提とした教育システムの問題
- (2) 入学時期を変更することに伴う得失・影響
- (3) 将来的な教育システムの基本的な在り方
- (4) その他入学時期の在り方に関する事項

3. 構 成

- (1) 懇談会の座長は学術企画担当理事、座長代理は教育担当理事を充てる。
- (2) 懇談会の構成員は、教職員の中から、学術企画担当理事が指名する。

4. その他

懇談会の庶務は、本部企画課が担当する。

入学時期の在り方に関する懇談会名簿

所属・職名	氏名	備考
理事・副学長	清水 孝雄	座長
理事・副学長	佐藤 慎一	座長代理
副理事・経営支援担当部長	鈴木 敏之	
法学政治学研究科教授	久保 文明	
医学系研究科教授	徳永 勝士	
工学系研究科教授	堀井 秀之	
人文社会系研究科准教授	大西 克也	
総合文化研究科准教授	矢口 祐人	
情報理工学系研究科教授	中村 仁彦	
薬学系研究科教授	一條 秀憲	総長補佐（オブザーバー）

この「学内広報」の記事を転載・引用する場合には、事前に広報室の了承を得、掲載した刊行物若干部を広報室までお送りください。なお、記事についての問い合わせ及び意見の申し入れは、本部広報課を通じて行ってください。

2012年4月

東京大学広報室

〒113-8654

東京都文京区本郷7丁目3番1号

東京大学本部広報課

TEL : 03-3811-3393

e-mail : kouhou@ml.adm.u-tokyo.ac.jp

<http://www.u-tokyo.ac.jp>